

第3期鶴ヶ島市環境基本計画

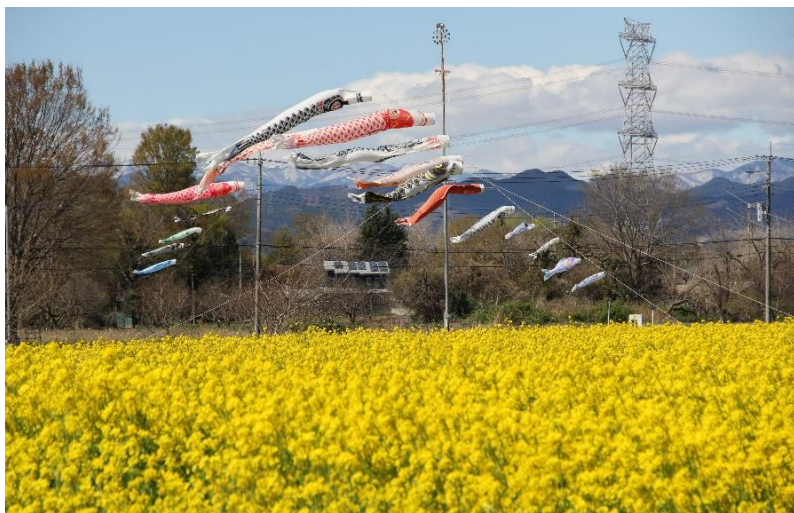
(令和5年度～令和14年度)

～緑と水と生きものと

持続可能な社会を目指すまち～



令和5年3月
埼玉県鶴ヶ島市



はじめに

鶴ヶ島市は、都心から 45 km圏にあり、快適な居住空間が整備されている一方で、農地や屋敷林、水辺などの武蔵野の原風景が残されており、都市と自然が美しく調和した暮らしやすいまちです。

この環境を未来に継承するため、2013年に策定した「第2期鶴ヶ島市環境基本計画」では、「里山と小川 風と緑と生きものと共に生きるまち」の実現を目指し、取組を進めてまいりました。

しかしながら、近年、深刻化する地球温暖化を抑制する脱炭素化に向けた動きや、持続可能な開発目標のもと、環境・社会・経済における様々な課題の解決を目指す動きが世界的に求められるなど、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

2023年、鶴ヶ島市は、将来にわたって安心して暮らすことのできる環境を次世代に引き継ぐため「2050年ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。すでに国は「2050年カーボンニュートラル」の実現を明言し、脱炭素社会の実現に向けて大きく舵を切っています。

これらの環境情勢の変化を踏まえるとともに、第6次鶴ヶ島市総合計画に掲げる「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」を、環境の面から実現していくため、この度、「緑と水と生きもの 持続可能な社会を目指すまち」を将来の環境像とした「第3期鶴ヶ島市環境基本計画」を策定しました。

本計画は、すべての人が快適に暮らすことができる良好な環境づくりのため、5つの基本目標を定めるとともに、SDGsのテーマでもある持続可能な社会の実現を目指し、地球温暖化対策や気候変動といった地球規模の環境問題など、複数の環境課題の解決に向けた取組を設定しています。

今後、市民・事業者の皆様と行政が一体となった「オール鶴ヶ島」でこれらの課題の解決を図ってまいりたいと考えております。市民の皆様の積極的なご参加と一層のご協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重なご審議を経て計画案を取りまとめいただきました鶴ヶ島市環境審議会の皆様をはじめ、市民・事業者アンケートやパブリックコメントを通じ、貴重なご意見やご提案をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和5（2023）年3月

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久



目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置付け	6
3 計画の期間	7
4 対象とする環境課題	7
5 計画の実施主体	8
第2章 鶴ヶ島市の環境の現況と課題	9
1 鶴ヶ島市の概況	10
2 生活環境に係る状況	16
3 地球環境に係る状況	22
4 資源循環に係る状況	23
5 自然環境に係る状況	25
6 環境づくりのための協働に係る状況	29
第3章 鶴ヶ島市の望ましい環境像と計画の体系	30
1 鶴ヶ島市の望ましい環境像	31
2 望ましい環境像を実現するための5つの基本目標	32
3 計画の体系	35
第4章 鶴ヶ島市の望ましい環境像を 実現するための取組	38
1 各主体の取組について	39
基本目標1 安心して快適に暮らせるまちをつくる	40
基本目標2 地球温暖化対策に取り組むまちをつくる	46
基本目標3 5Rを推進し、循環型社会を目指すまちをつくる	49
基本目標4 緑と水に育まれた命みちあふれるまちをつくる	52
基本目標5 人の交流が豊かなまちをつくる	58

第5章 地球規模の環境課題を解決するための計画

1 計画の位置付け	65
鶴ヶ島市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	66
1 計画の基本的な事項	66
2 区域の特徴	66
3 温室効果ガスの排出量	73
4 目標を達成するための取組	77
鶴ヶ島市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	84
1 背景	84
2 計画改定の趣旨	84
3 基本的事項	88
4 温室効果ガス総排出量の削減目標	90
5 進捗管理の仕組み	96
鶴ヶ島市地域気候変動適応計画	98
1 基本的事項	98
2 区域の特徴	100
3 区域の気候変動による影響	101
4 適応策に関する情報	103

第6章 計画の進行管理

1 計画の推進体制	107
2 計画の進行管理	108

資料編

1 策定の経緯	111
2 市長の諮問	112
3 鶴ヶ島市環境審議会の答申	113
4 鶴ヶ島市環境審議会名簿	114
5 鶴ヶ島市環境基本計画庁内推進会議名簿	115
6 鶴ヶ島市環境審議会規則	116
7 美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例	117
8 鶴ヶ島市ゼロカーボンシティ宣言	122
9 環境に係るアンケート調査結果(概要)	123
10 用語集	137

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

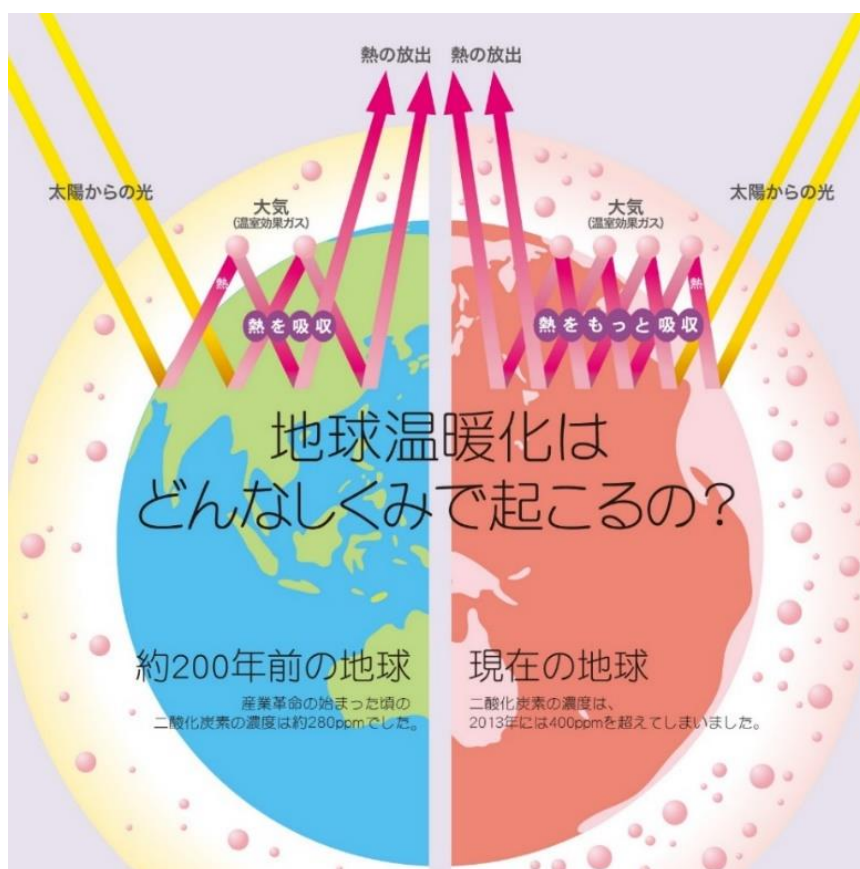
(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3(2021)年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公開され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が表れていること、気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予想されています。

■ 温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

■気候変動による将来の主要なリスク



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

(2) 地球温暖化を巡る国際的な動向

平成 27(2015)年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

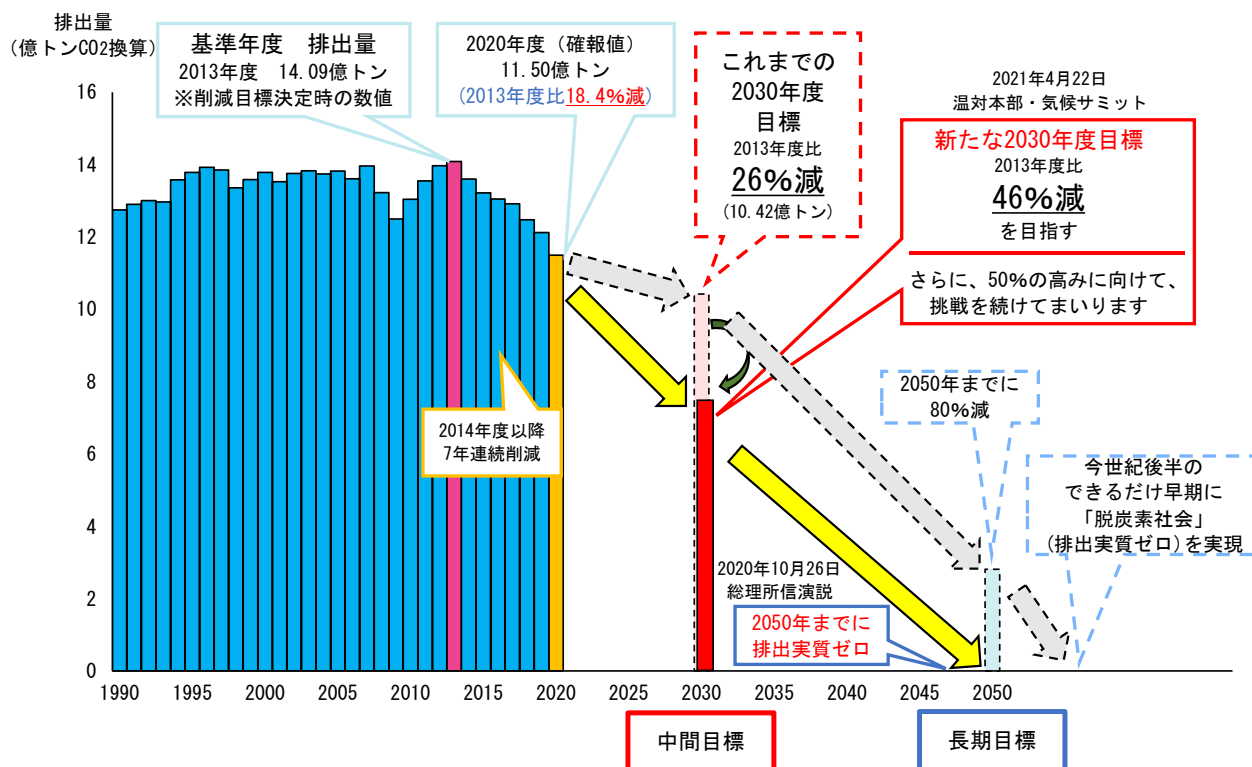
合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国という固定された二部論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成 30(2018)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇 2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を令和 32(2050)年頃に正味ゼロとする必要があるとされています。この報告書を受け、世界各国で令和 32(2050)年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

令和 3(2021)年 10 月から 11 月にかけて、英国・グラスゴーにおいて、COP26 が開催されました。本会合内での決定文章では、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその通過点である令和 12(2030)年に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締結国に求める内容となっております。特にこの 10 年における行動を加速させる必要があることが強調されています。

(3) 地球温暖化を巡る国内の動向

■我が国におけるカーボンニュートラル実現へのイメージ



出典：「2020年度の温室効果ガス排出量（確報値）」及び「地球温暖化対策計画」から作成

令和2(2020)年10月、我が国は令和32(2050)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和3(2021)年4月、地球温暖化対策推進本部において、令和12(2030)年度の温室効果ガスの削減目標を平成25(2013)年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて挑戦していく旨が公表されました。

さらに、令和3(2021)年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。地域脱炭素ロードマップでは、5年の間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極的に支援しています。

(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) について

SDGsは、平成27(2015)年の国連サミットで採択された令和12(2030)年までの全ての国に適用される普遍的な「持続可能な開発目標」で、17の目標と169のターゲットから構成されています。地球上の「誰一人取り残さない」ことを掲げ、全てのステークホルダー¹による取組が求められています。

¹ 活動に関係する人や機関のことで、利害関係者と呼ばれる。直接的な影響だけでなく、間接的な影響を受ける人も含まれる。

(5) 生物多様性

令和4(2022)年12月に、カナダ・モントリオールにおいて、COP15が開催され、平成22(2010)年の愛知目標に次ぐ新たな世界的目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

この中で、令和12(2030)年のミッションとして「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための行動をとること。」といういわゆるネイチャーポジティブが掲げられました。

これを受けて、我が国は、この「2030年ネイチャーポジティブ」を達成するために、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する

「30by30」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくため具体的に示した生物多様性国家戦略を改定しているところです。

(6) 鶴ヶ島市の動向

鶴ヶ島市は、「美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例」に基づき、平成15(2003)年1月に、「鶴ヶ島市環境基本計画(第1期計画)」を策定し、「里山と小川 風と緑と生きものと 共に生きるまち」を市の目指すべき環境像に掲げ、その実現に向けて取組を推進してきました。

第1期計画が平成24(2012)年度に計画期間が終了し、社会の変化に対応した取組を行っていくために、平成25(2013)年度を計画期間の初年度とする「第2期鶴ヶ島市環境基本計画」を新たに策定し、前計画の目指すべき環境像を継承し、その実現に向けて同計画に基づいた行動に取り組んできました。

(1)～(3)の気候変動や地球温暖化対策、(4)のSDGs、(5)の生物多様性への取組の他にも身近な環境課題である生活環境の維持、ごみの削減・資源循環の仕組みづくり、緑豊かな環境の保全などにも取り組むことが必要です。

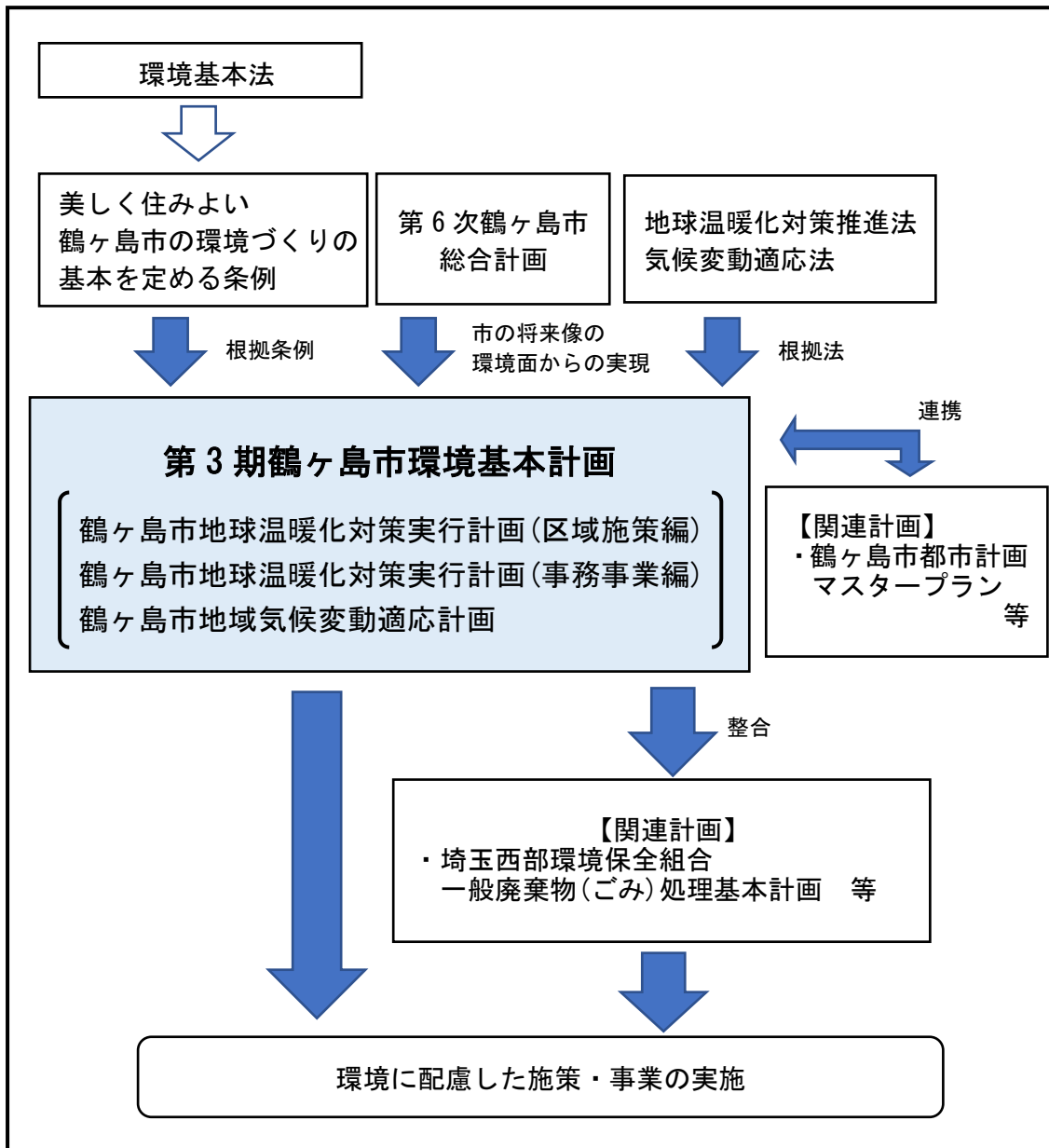
こうした状況を踏まえ、令和5(2023)年3月に第2期鶴ヶ島市環境基本計画の計画期間が終了することから、新たな環境課題に対応するため、「第3期鶴ヶ島市環境基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例第 8 条に基づき策定するものであり、「第 6 次鶴ヶ島市総合計画」に掲げる市の将来像「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」を環境面から実現するために環境の保全と創造についての長期的な目標と施策を定めるものです。

なお本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく、「鶴ヶ島市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と「鶴ヶ島市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、気候変動適応法第 12 条に基づく「鶴ヶ島市地域気候変動適応計画」を包括した計画となっています。

■計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度までの 10 年間とします。なお、本計画に包括する地球温暖化対策実行計画で定める温室効果ガス排出量の削減目標については、国の温室効果ガス排出量の削減目標の目標年に準拠し、令和 12(2030)年の目標値を設定するものとします。本計画の目標である令和 14(2032)年度と同目標値は、必要に応じた中間見直し時に、排出量の状況や社会情勢を踏まえて、改めて設定するものとします。

■計画の期間

年 度	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
第 3 期 鶴ヶ島市 環境基本計画	[Blue arrow from R5 to R14]									
鶴ヶ島市 地球温暖化対策 実行計画 (区域施策編)	[Blue arrow from R5 to R12, dashed arrow from R13 to R14]									
鶴ヶ島市 地球温暖化対策 実行計画 (事務事業編)	[Blue arrow from R5 to R12, dashed arrow from R13 to R14]									
鶴ヶ島市 地域気候変動 適応計画	[Blue arrow from R5 to R14]									

必要に応じた中間見直しを実施。
中間見直し時に温室効果ガス排出量の最終年度目標を設定。

4 対象とする環境課題

本計画が対象とする環境課題は、以下のとおりとします。

■対象となる範囲

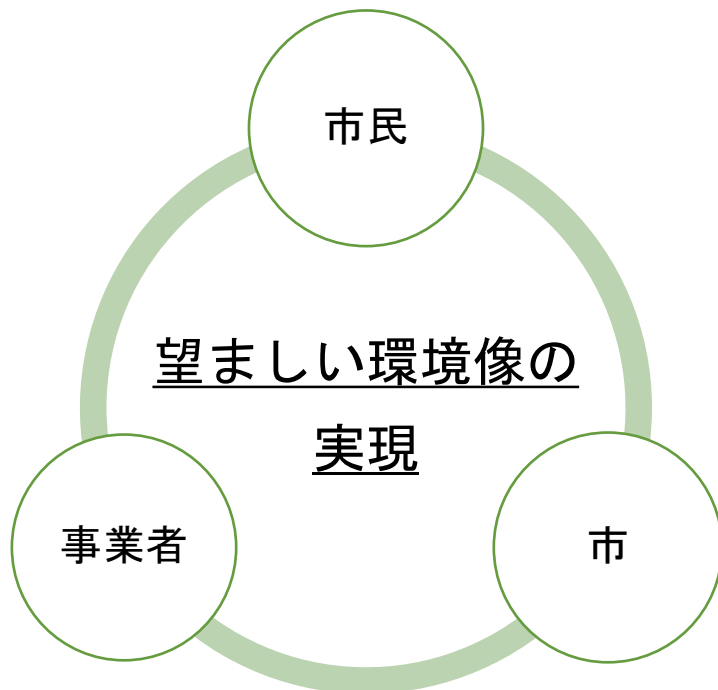
対象とする環境課題	主な内容
生活環境に係る課題	大気、水質、騒音、気候変動に対する緩和策、適応策 等
地球温暖化に係る課題	脱炭素社会の実現 等
資源循環に係る課題	廃棄物の減量化、5 R ² の推進 等
自然環境に係る課題	生態系・動植物の保全、緑の保全、まちの緑化、景観保全 等
環境づくりのための 協働に係る課題	環境教育・学習の推進、環境保全活動の実践者の拡大、環境団体との連携 等

² Refuse(リフューズ：断る)、Reduce(リデュース：発生抑制)、Recycle(リサイクル：再生利用)、Reuse(リユース：再使用)、Repair(リペアー：修理)の、Rで始まる 5 つの行動のこと。

5 計画の実施主体

本計画の実施主体は、市民、事業者、市の3者であり、これらの主体の協働により、本計画の望ましい環境像の実現を目指すものとします。

■計画の実施主体



第2章 鶴ヶ島市の環境の現況と課題

1 鶴ヶ島市の概況

(1) 地勢・沿革

本市は埼玉県のほぼ中央に位置し、北部から西部にかけて坂戸市に、東部から南部にかけて川越市に、南部が日高市に接しています。面積は 17.65km² で、埼玉県全体の 0.46% を占めています。

地形は、標高約 25～55m と高低差が少なく、緩やかな南西高—北東低の傾斜となっており、荒川の支流である入間川と高麗川に囲まれた入間台地の北部先端に位置しています。

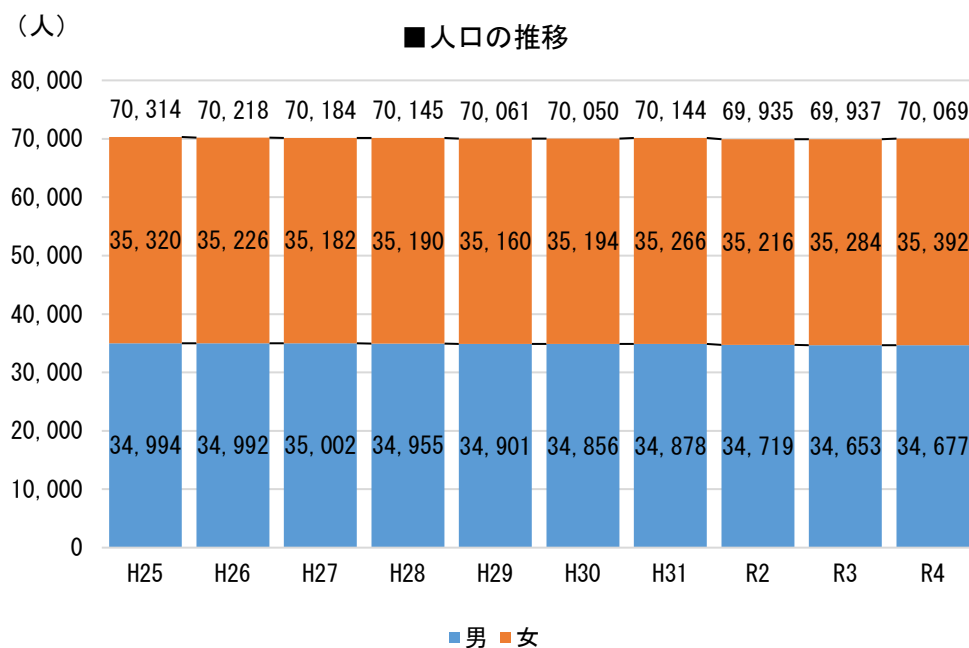
■ 鶴ヶ島市の位置



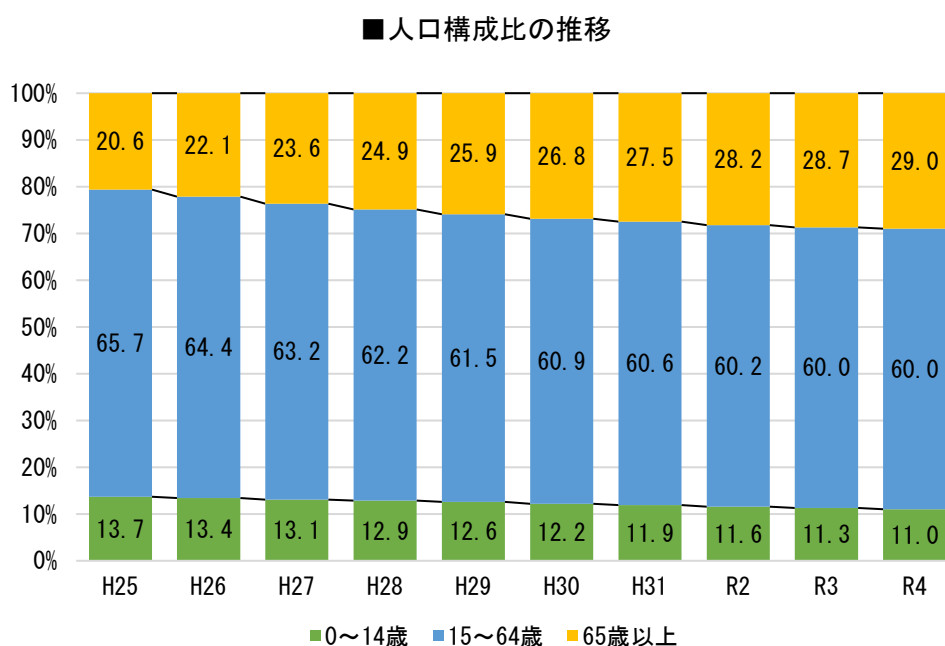
(2) 人口・世帯

本市の人口は、近年では概ね 70,000 人程度を維持しながら推移しています。一方「鶴ヶ島市人口ビジョン」では、令和 42(2060)年の人口は、令和 4(2022)年の約 3 分の 2 にあたる 46,385 人まで減少すると推計されています。

人口構成は、県平均よりも高齢者の割合が高く、総人口はほぼ一定で推移している中で高齢者は増加し続けており、令和 4(2022)年度では人口の約 30%が 65 歳以上となっています。人口の横ばい傾向に対して、世帯数は近年微増傾向にあり、小世帯化が進んでいます。

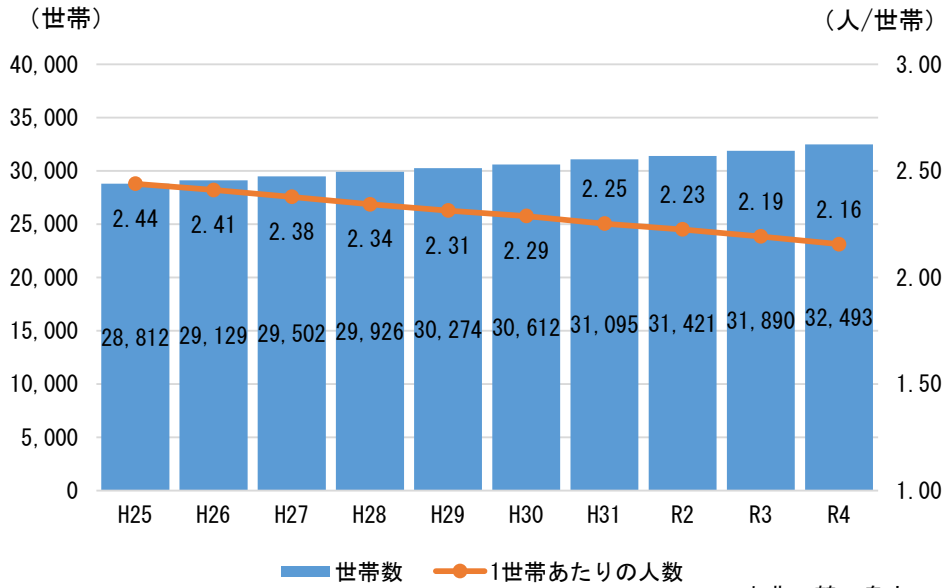


出典：鶴ヶ島市



出典：鶴ヶ島市

■世帯数と1世帯あたりの人数の推移



出典：鶴ヶ島市

(3) 交通

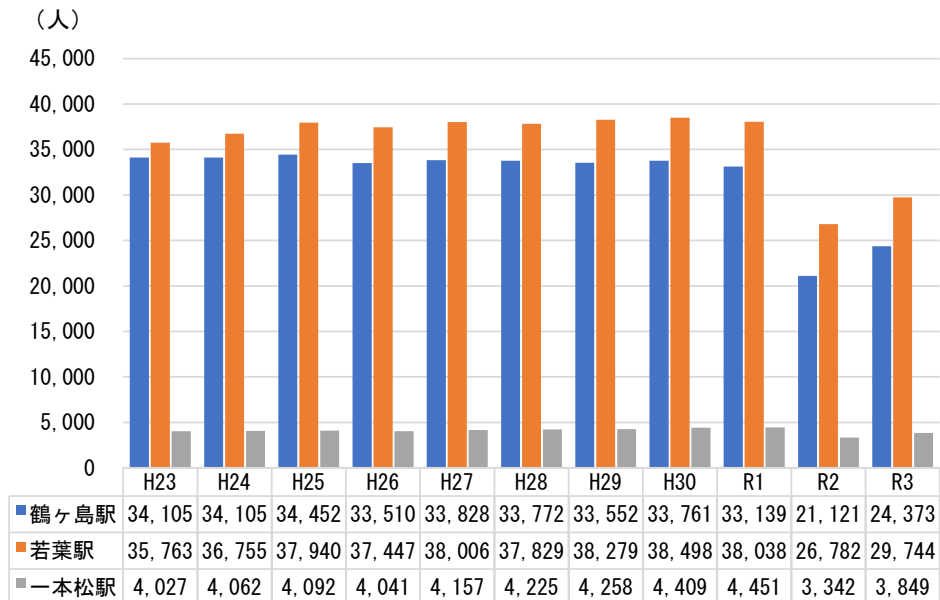
市内の主要な交通網は、東武東上線・越生線、関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道があります。

鉄道駅は、東武東上線「若葉駅」「鶴ヶ島駅」、東武越生線「一本松駅」があり、令和元(2019)年度までの各駅の乗降客数はほぼ横ばいで推移していました。令和2(2020)年度に全駅で乗降客数が大きく減少しているのは、新型コロナウイルスによる政府の行動規制や生活様式の変化などによるものと考えられます。

また、市内には関越自動車道「鶴ヶ島 IC」、首都圏中央連絡自動車道「圏央鶴ヶ島 IC」があり、自動車での交通アクセスが充実しています。また、一般国道407号、主要地方道川越坂戸毛呂山線、日高川島線及び一般県道川越越生線が幹線道路の役割を果たしています。

市内全域には、市内公共交通の「つるバス・つるワゴン」が運行しています。

■鉄道駅乗降客数の推移



出典：関東交通広告協議会

(4) 都市計画

本市の都市計画区域は坂戸市と一体となっており、坂戸都市計画区域として指定されています。坂戸都市計画区域の面積は5,870haであり、鶴ヶ島市では1,773haが都市計画区域に指定されています。そのうち846.8haが市街化区域、926.2haが市街化調整区域となっています。

■用途地域面積

種類		面積(ha)
市街化区域	第一種低層住居専用地域	97.2
	第二種低層住居専用地域	18.1
	第一種中高層住居専用地域	221.4
	第二種中高層住居専用地域	86.5
	第一種住居地域	181.5
	第二種住居地域	33.0
	準住居地域	13.3
	近隣商業地域	5.7
	商業地域	13.3
	準工業地域	39.8
	工業地域	78.3
	工業専用地域	58.7
市街化調整区域	無指定	926.2
計		1773.0

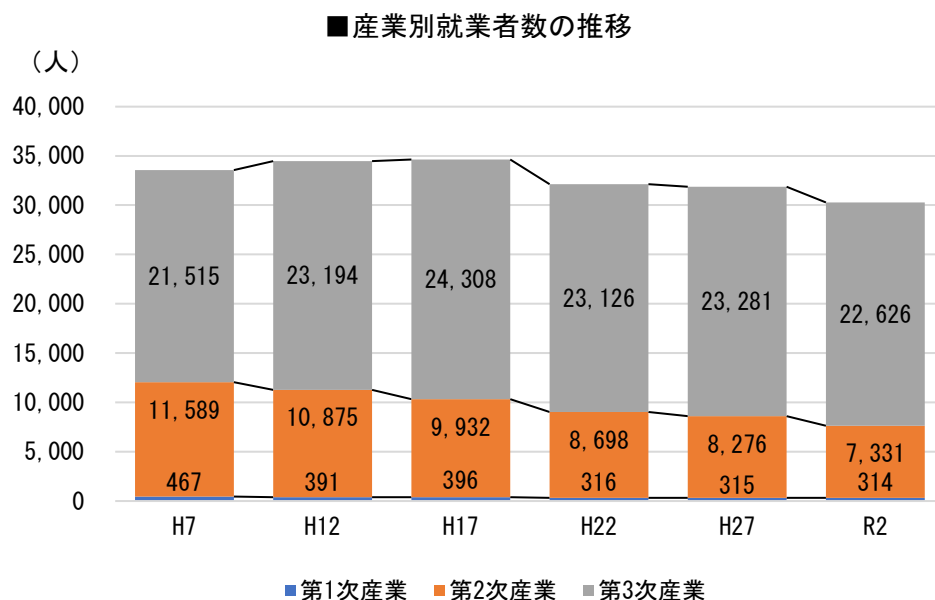
出典：鶴ヶ島市(令和3(2022)年3月25日現在)

■若葉駅



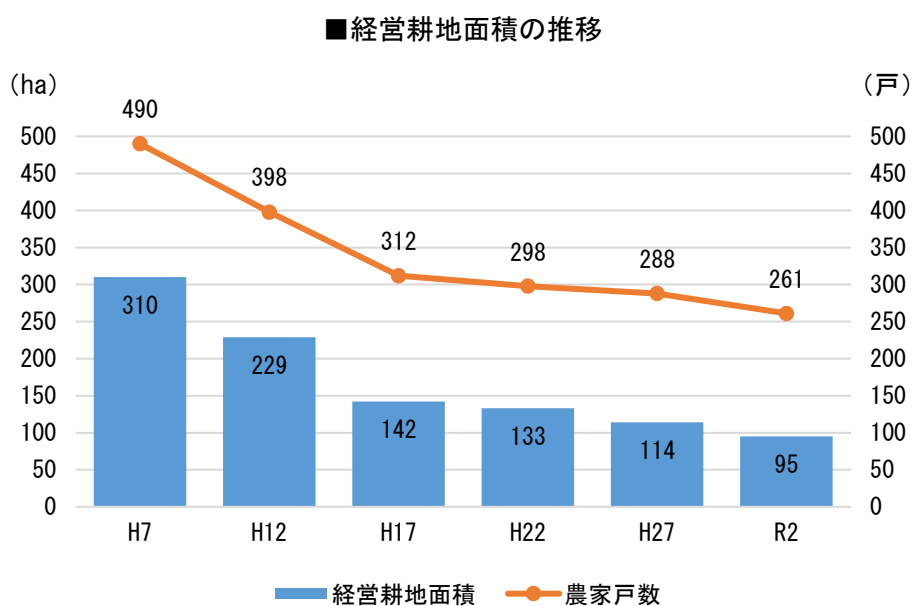
(5) 産業

本市の産業別就業者数は、令和2(2020)年10月現在で、第1次産業が314人、第2次産業が7,331人、第3次産業が22,626人となっています。就業者数は平成17(2005)年以降減少傾向にあります。



出典：国勢調査

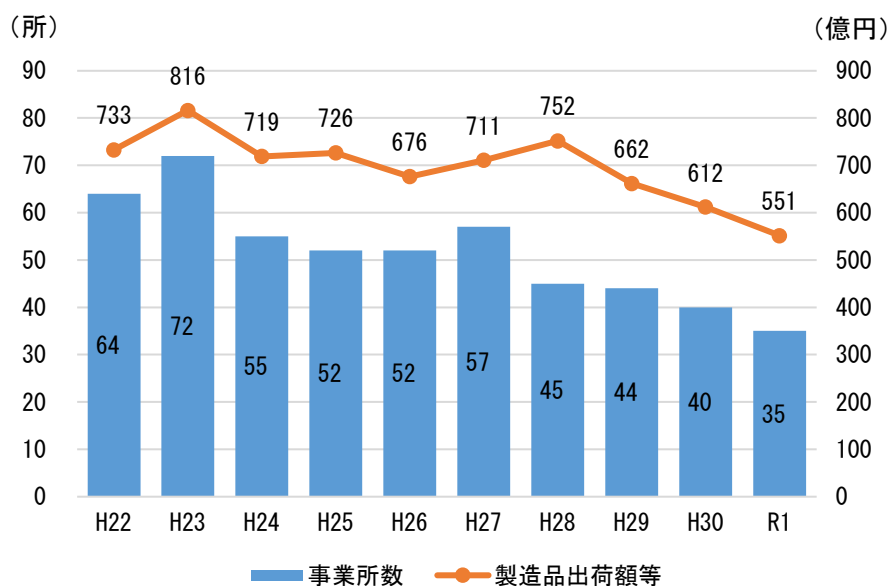
農業の経営耕地面積は、減少を続けています。令和2(2020)年には95haとなっており、平成7(1995)年と比較すると3分の1以下となっています。農家戸数も同様に減少を続けており、令和2(2020)年には261戸となっています。



出典：鶴ヶ島市

製造業の事業所数は減少傾向にあり、令和元(2019)年は35か所となっています。製造品出荷額等も平成28(2016)年以降に減少傾向となり、令和元(2019)年には551億円となっています。

■事業所数(製造業)と製造品出荷額等の推移



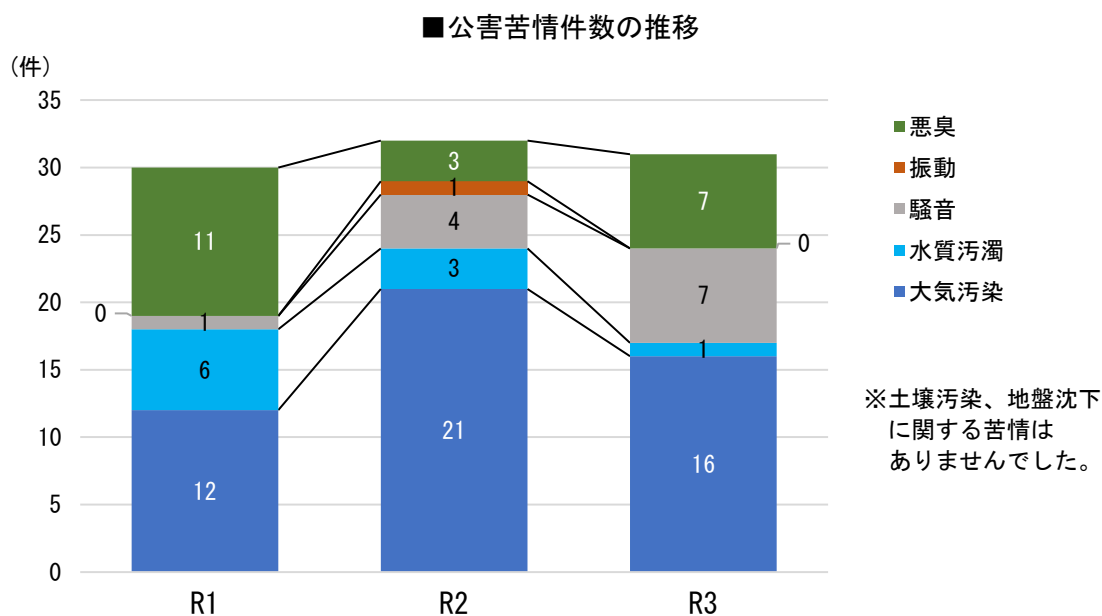
出典：工業統計調査

2 生活環境に係る状況

(1) 公害苦情

本市に寄せられる典型7公害³に関する公害苦情件数は、令和3(2021)年度では31件であり、前年と比較して1件減少しています。内訳は大気汚染が16件と、最も大きな割合を占めており、その内容は野焼きによるものが14件となっています。典型7公害以外の苦情に関しては、空き地の雑草の相談が最も多くあります。

本市では近年において大きな公害問題は発生していませんが、野焼きや、空き地の雑草に対する苦情が多く寄せられます。これらは市などの行政指導や呼びかけだけでは改善が難しい面があることから、今後も市民に対する意識啓発を続けていく必要があります。



出典：鶴ヶ島市

³ 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つの公害のこと。

(2) 大気質の状況

本市では二酸化窒素濃度の測定を年に2回行っています。令和2(2020)年度の測定結果は以下の表に示すとおりで、全地点で環境基準を達成しました。過去の測定結果から、二酸化窒素濃度は安定して低い水準で推移していることがわかります。

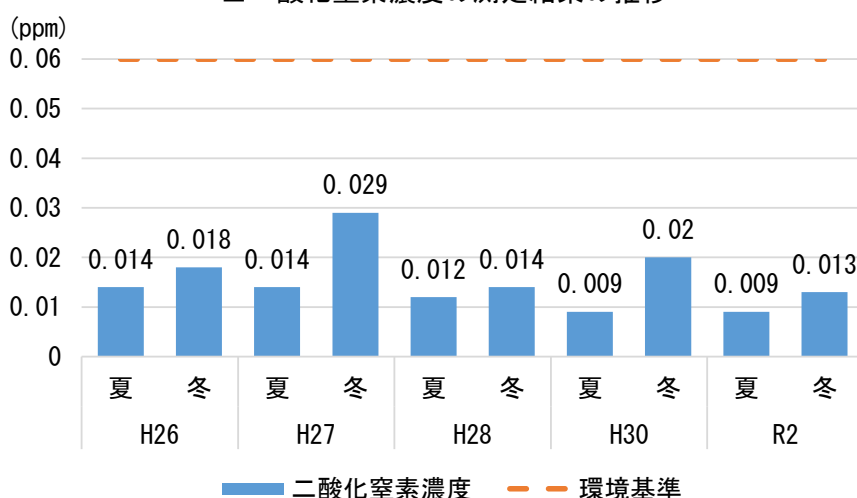
■二酸化窒素の測定結果(令和2(2020)年度)

単位：ppm

地点	測定時期		環境基準
	夏	冬	
町屋	0.006	0.008	0.06ppm
新町四丁目	0.007	0.008	
下新田会館入口	0.006	0.009	
高倉第二自治会館	0.008	0.010	
鶴ヶ島市役所	0.008	0.012	
脚折北部自治会館	0.009	0.013	
学校給食センター	0.010	0.017	
藤金三区	0.009	0.016	
松ヶ丘	0.013	0.019	
環境教育施設	0.008	0.016	
五味ヶ谷自治会館	0.009	0.015	
鶴ヶ島下新田郵便局	0.007	0.010	
下向児童公園	0.008	0.018	
共同印刷	0.011	0.016	
高德神社入口	0.012	0.015	

出典：鶴ヶ島市

■二酸化窒素濃度の測定結果の推移



出典：鶴ヶ島市

(3) 騒音の状況

令和3(2021)年度に行われた自動車交通騒音レベル、道路交通振動レベルの調査では、11地点のうち国道407号の脚折町での夜間の騒音レベルの調査結果が環境基準を超過しました。この地点では過去も継続して基準を達成できていない状況となっています。本市は今後も都市化が進み、市民の利便性の向上や市内通過交通が増加していくことが想定されますが、エコカーの利用促進や、国や県と連携のもと適切な交通流動となるように対策を講じる必要があります。

■自動車交通騒音調査結果(令和3(2021)年度)

単位：dB

No.	場所		時間帯	騒音		振動			
				結果	基準	結果	基準		
1	関越自動車道	脚折	昼	61	70				
			夜	57	65				
2		南町	昼	58	70				
			夜	55	65				
3	県道川越越生線	下新田	昼	65	70				
			夜	61	65				
4		太田ヶ谷	昼	64	70				
			夜	60	65				
5	市道547-2号線	三ツ木	昼	60	65	47	65		
			夜	56	60	37	60		
6	県道川越坂戸毛呂山線	五味ヶ谷	昼	66	70				
			夜	63	65				
7	国道407号	脚折町	昼	68	70				
			夜	67	65				
8		高倉	昼	66	70			52	65
			夜	65	65			50	60
9	首都圏中央連絡自動車道	上広谷	昼	58	70				
			夜	54	65				
10	県道川越坂戸毛呂山線	五味ヶ谷	昼	64	70				
			夜	59	65				
11	市道758号線	藤金	昼	56	65				
			夜	49	60				

出典：鶴ヶ島市

(4) 水質の状況

本市では市内を流れる飯盛川、大谷川で水質調査を行っています。対象河川は環境基準の類型指定がないため、流出先である越辺川の環境基準である「B 類型」を準用しています。

検査項目は pH、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)、DO(溶存酸素量)で、7 地点で調査を行っています。

令和 3(2021)年度では、pH は全地点で環境基準を達成しましたが、BOD は 2 地点、SS は 1 地点、DO は 1 地点で準用した基準を超過しています。

また、本市の下水道普及率は令和 2(2020)年度末現在で 84.6%となっています。

市内には大きな河川はないものの、小河川や水路が貴重な水辺となっており、可能な限り良好な水質の維持や、汚濁の改善を行っていく必要があります。

■水質汚濁調査(令和 3(2021)年時点)

項目	飯盛川本流		飯盛川支流	大谷川本流		大谷川支流		環境基準
	池尻池上	栄橋上	雷電池 児童公園 下	圏央道 側道	五味ヶ谷 合流前	大橋市民 センター 前	広田橋下	
pH	8.2	7.5	7.5	8.0	7.3	7.0	7.4	6.5~8.5
BOD(mg/L)	1.9	1.1	5.8	1.9	3.9	1.5	0.9	3以下
SS(mg/L)	4.6	3.5	5.2	29	15	3.2	2.5	25以下
DO(mg/L)	7.1	7.3	3.6	5.8	6.3	6.6	9.8	5以上

出典：鶴ヶ島市

■市内河川



(5) 気温の状況

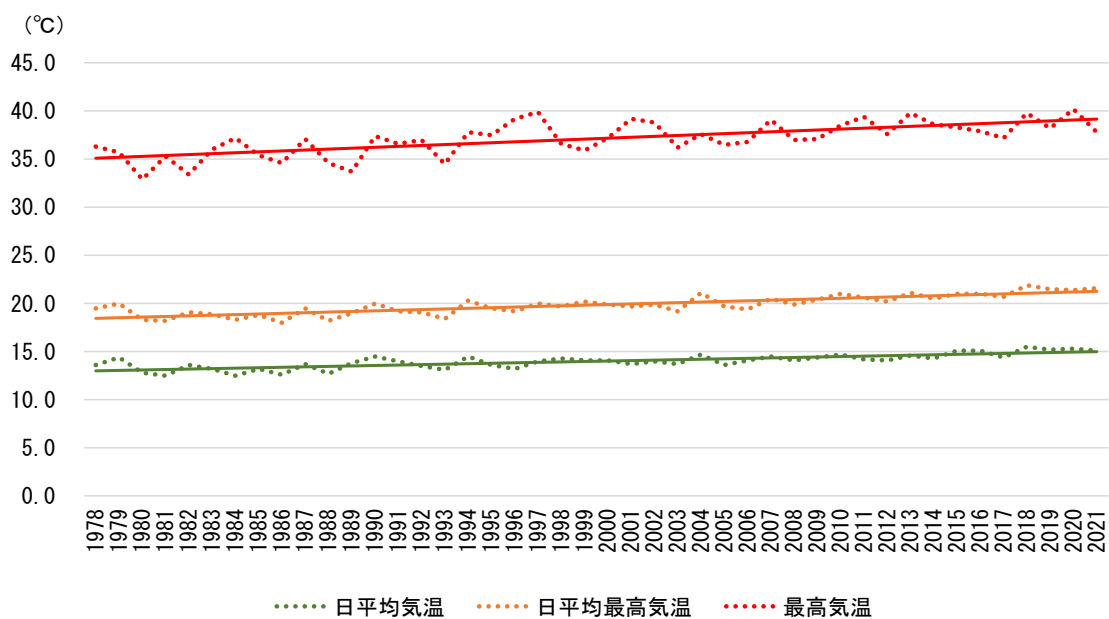
本市に一番近い鳩山観測所の日平均気温・日最高気温の年平均値、最高気温の長期的な傾向を見ると、上昇傾向を示しています。最高気温は1980年代で37.2℃、1990年代で39.9℃、2000年代で39.1℃。2010年代で40.2℃と概ね3℃の違いが生じています。

近年では猛暑日(一日の最高気温が35℃以上の日)も多くなっており、7月から8月にかけて、20日前後の猛暑日が見られるようになってきました。

国では令和2(2020)年6月に環境省が気候危機を宣言し、我が国における気候変動の影響が深刻化している状況にあります。本市では令和3(2021)年4月に市内における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析を目的に、埼玉県と共同して「鶴ヶ島市気候変動適応センター」を設置しました。

気候変動に係る情報収集や市民との情報の共有化を図るとともに、熱中症対策などを広く市民に呼び掛けていく必要があります。

■ 気温の推移

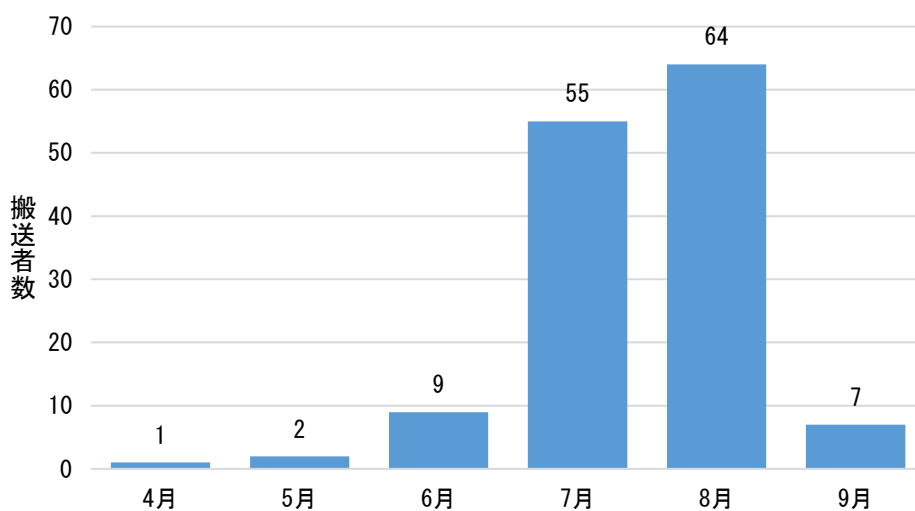


出典：気象庁

(6) 熱中症の状況

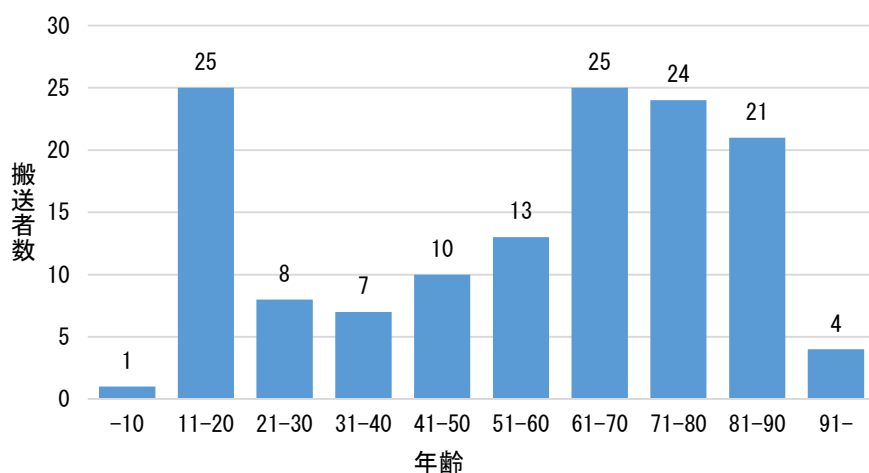
鶴ヶ島市気候変動適応センターでは、坂戸・鶴ヶ島消防組合から提供のあった平成28(2016)年度～令和3(2021)年度の市内における熱中症による救急搬送者138名の方の状況分析を実施しました。熱中症の発生時期は7月と8月が全体の約8割を占めており、早い時期で4月27日から、遅い時期だと9月19日までの熱中症の搬送があります。年代別の搬送割合は11歳から20歳と61歳以上が多くなっています。搬送場所については、屋外のみならず屋内でも同程度の搬送者がいます。

■ 熱中症の発生時期



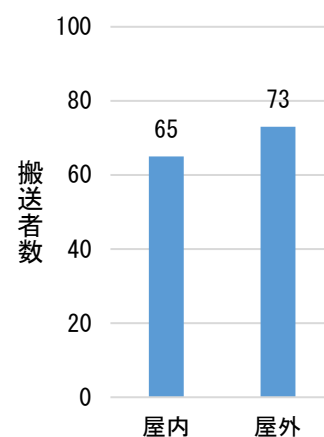
出典：坂戸・鶴ヶ島消防組合

■ 年代別搬送割合



出典：坂戸・鶴ヶ島消防組合

■ 搬送場所



出典：坂戸・鶴ヶ島消防組合

3 地球環境に係る状況

(1) 区域から排出される温室効果ガスの状況

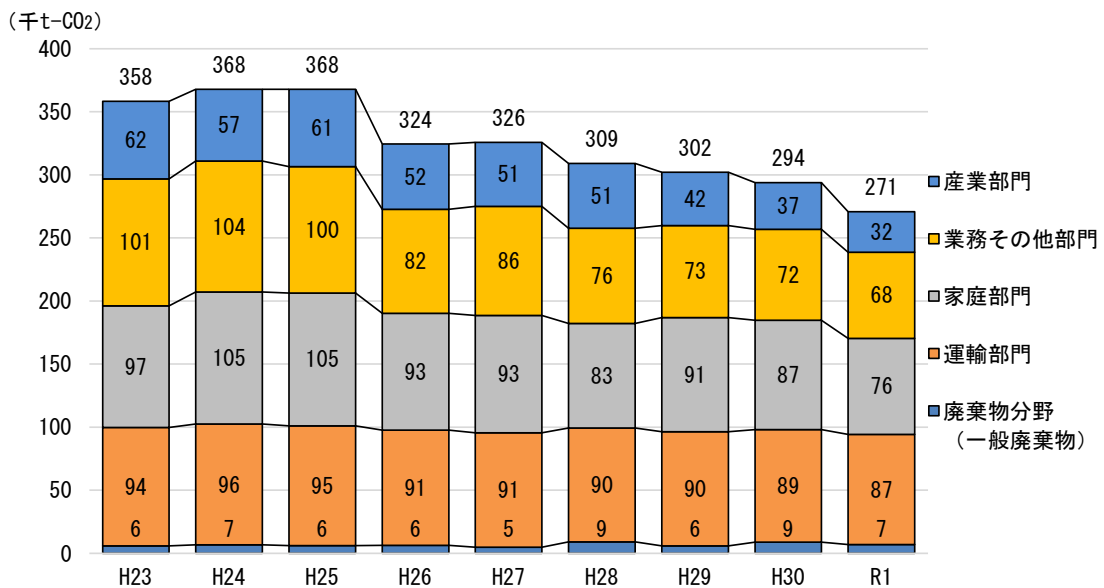
環境省の自治体排出量カルテによると、鶴ヶ島市全体から排出される温室効果ガスの量は、令和元(2019)年度現在で 271 千 t-CO₂ となっています。平成 25(2013)年度以降は減少傾向にあります。

部門・分野ごとの排出量では、全ての部門において減少傾向となっています。

令和元(2019)年度の排出量の内訳は、多い方から順に、運輸部門 32%、家庭部門 28%、業務その他部門 25%、産業部門 12%、廃棄物分野 3%となっています。

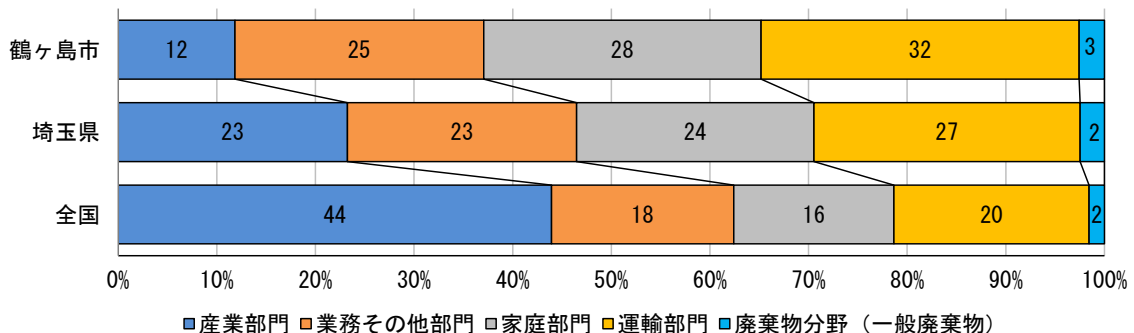
埼玉県平均及び全国平均と比較して産業部門が占める割合が非常に少ない状況となっています。本市の温室効果ガスは、家庭部門や運輸部門など市民生活に密着した活動量からの排出が多くなっており、市民の日常生活における脱炭素化を念頭においた削減策を講じていく必要があります。

■ 温室効果ガス排出量の推移



出典：自治体排出量カルテ

■ 温室効果ガス排出量の部門・分野別構成比の比較(令和元(2019)年度)



出典：自治体排出量カルテ

4 資源循環に係る状況

(1) 廃棄物の状況

本市の廃棄物は、鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町、越生町で構成されている埼玉西部環境保全組合で共同処理されています。

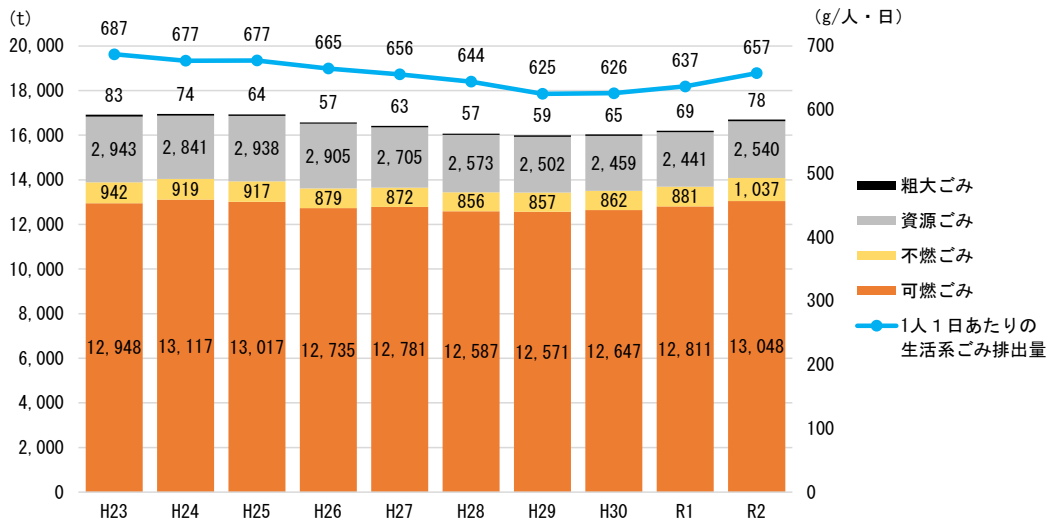
生活系ごみの搬入量は平成 29(2017)年までは減少傾向にありましたが、以降は増加しています。令和 2(2020)年の搬入量の増加は、新型コロナウイルスの蔓延による生活様式の変化による影響と考えられます。

本市の人口はほぼ一定で推移していることから、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、搬入量の変化にあわせて変化しており、近年は増加傾向を示しています。

1人1日当たりのごみ排出量(事業系ごみを含む)は埼玉県の平均と比較して低い値で推移しており、令和 3(2021)年度には794gとなりました。

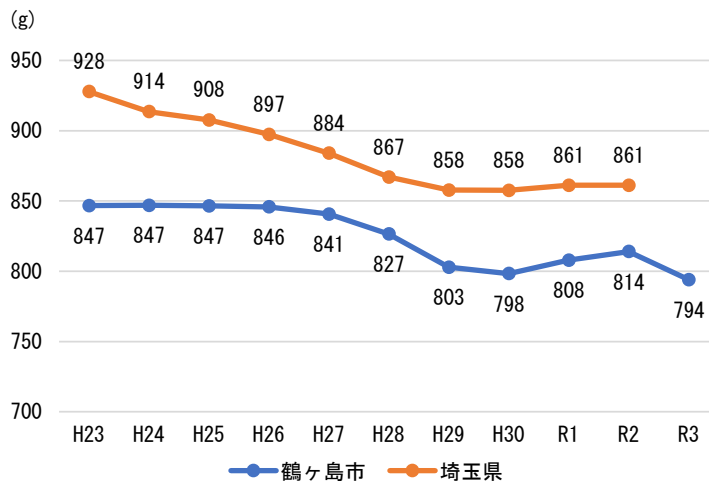
今後は、さらにごみの減量化を市民に呼び掛けていく必要があります。

■生活系ごみ搬入量と1人1日当たりの生活系ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査

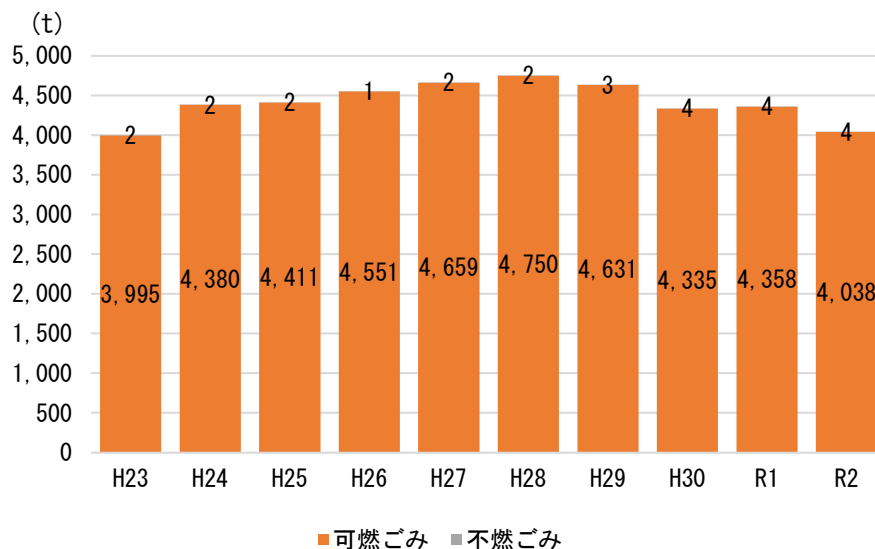
■1人1日当たりのごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査
鶴ヶ島市

事業系ごみの搬入量は、平成 28(2016)年までは増加していましたが、それ以降は減少傾向にあります。令和 2(2020)年には生活系ごみと同様に、生活様式の変化により搬入量は大きく減少しています。

■事業系ごみ搬入量の推移

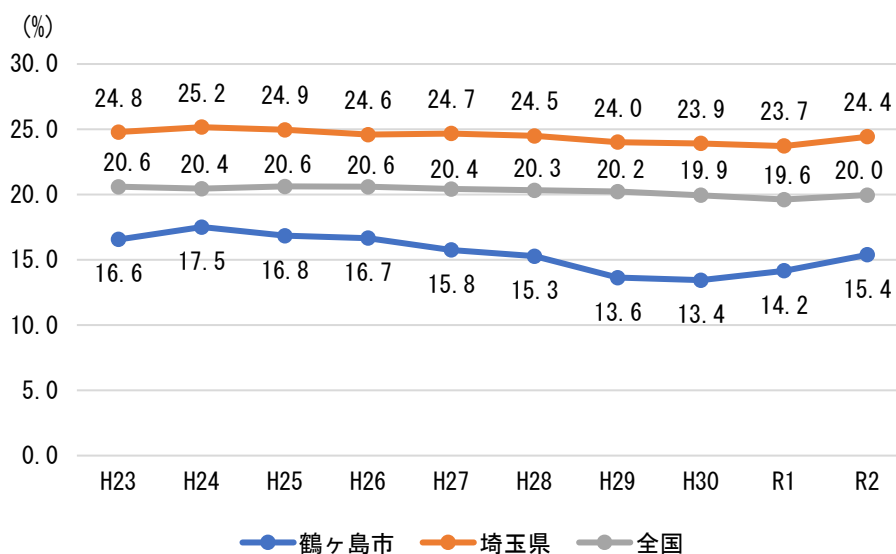


出典：一般廃棄物処理実態調査

本市の廃棄物全体に対するリサイクル率は令和 2(2020)年現在、15.4%となっています。平成 30(2018)年までは減少傾向にありましたが、令和元(2019)年、令和 2(2020)年には増加しています。埼玉県、全国の平均と比較して低い水準で推移しています。

今後は、市民や事業者と連携し、5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペアー・リサイクル)を推進し、より強力に資源が循環されるまちを構築していく必要があります。

■リサイクル率の推移

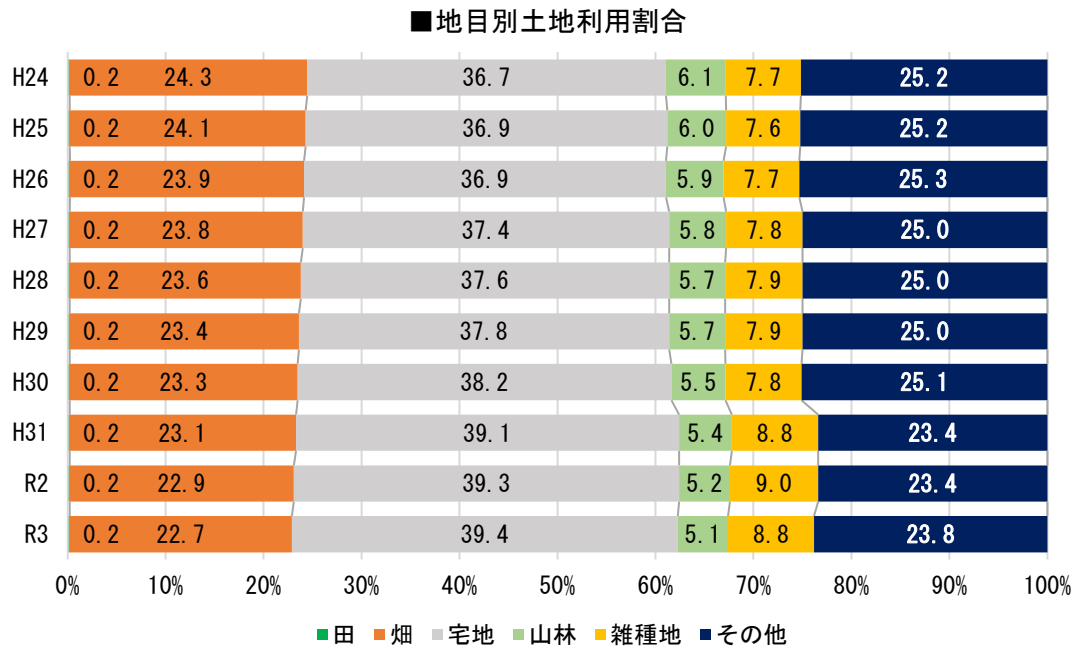


出典：一般廃棄物処理実態調査

5 自然環境に係る状況

(1) 土地利用

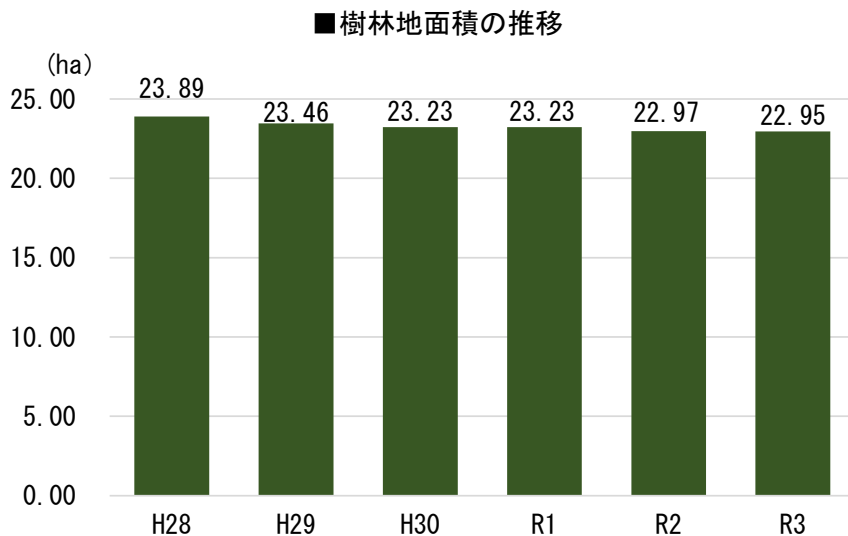
地目別土地面積割合の推移は、畑、山林が減少し、宅地、雑種地の割合が増加している傾向にあります。令和3(2021)年の割合は宅地が最も多く39.4%となっています。次いで畑が22.7%、雑種地が8.8%、山林が5.1%、田が0.2%となっています。



出典：鶴ヶ島市

(2) 樹林地の状況

樹林地面積は、「ふるさとの緑の景観地」、「市民の森」制度など、緑を守る施策により指定された樹林地面積に基づくものです。令和3(2021)年度末現在で22.95haとなっており、年々減少傾向となっています。今後は、少なくなりつつある貴重な樹林地を適切に保全、維持管理していく必要があります。



出典：鶴ヶ島市

(3) 動植物の生息・生育状況

本市に生息している動植物のうち、主な重要種は、鳥類ではオオタカなど、植物ではキンラン、エビネ、ミクリ、ナガエミクリ、タコノアシ、ミゾコウジュなどが挙げられます。

「鶴ヶ島の動物、鶴ヶ島の植物(平成2(1990)年3月)」には、哺乳類では、ホンシュウジネズミ、キュウシュウノウサギ、ホンシュウカヤネズミ、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、魚類ではホトケドジョウ、ギンブナ、などが記載されています。今後は、これらの貴重な動植物を保全するとともに、市民や事業者の貴重な動植物の保全意識の向上、健全な生物多様性⁴の保全への理解を促進していく必要があります。

■鶴ヶ島市に生息している動植物のうちの主な重要種

分類	科名	種名	ランク			
			埼玉県2018		環境省 2020	
			繁殖鳥	越冬鳥		
鳥類	サギ	コサギ	NT2			
	タカ	ツミ		NT2		
		オオタカ	VU	VU	NT	
		ノスリ	NT2	NT2		
	カワセミ	カワセミ	RT			
	キツツキ	アオゲラ	RT			
	ハヤブサ	チョウゲンボウ	NT2			
	シジュウカラ	ヤマガラ	RT			
	ウグイス	ウグイス	RT			
	ヒタキ	トラツグミ		NT2		
		ルリビタキ			RT	
		キビタキ		RT		
		オオルリ		RT		
	ヨシキリ	オオヨシキリ	NT2			
	ムシクイ	センダイクシクイ	NT2			
		エゾムシクイ	NT2			
カッコウ	ホトトギス	RT				
ホオジロ	ホオジロ	RT				
	アオジ	DD				

分類群	科名	種名	ランク	
			埼玉 2011	環境省 2020
シダ類	オシダ	サイゴクベニシダ	VU	
単子葉類	サトイモ	ウラシマソウ	NT	
	ユリ	カタクリ	NT	
		ギンラン	VU	
		ササバギンラン	NT	
		キンラン	EN	VU
		サイハイラン	NT	
		シュンラン	NT	
	ガマ	エビネ	EN	NT
		ミクリ	NT	NT
	双子葉類	タコノアシ	ナガエミクリ	VU
タコノアシ			VU	NT
サクラソウ		ヌマトラノオ	NT	
マチン		アイナエ	NT	
シソ		ミゾコウジュ	NT	NT
		カリガネソウ	EN	
ハマウツボ		クチナシグサ	NT	
キク		オグルマ	NT	
レンブクソウ		ゴマギ	NT	

出典：鶴ヶ島の自然を守る会

(EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、
NT2：準絶滅危惧2型、DD：情報不足、RT：地帯別危惧)

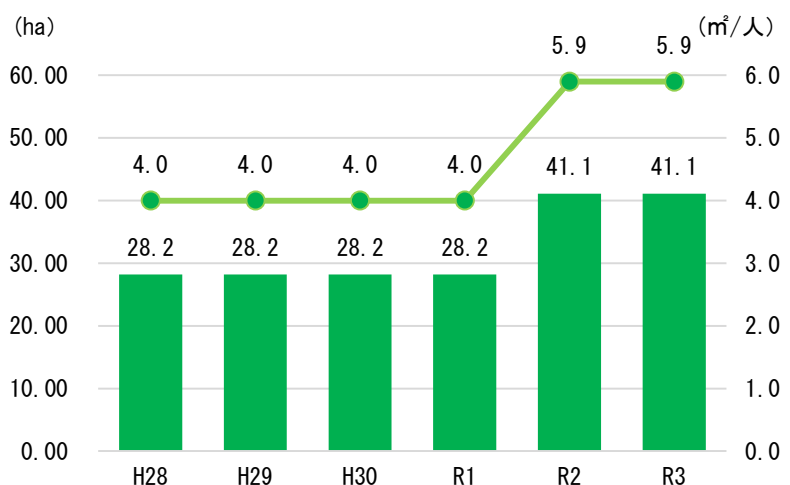
⁴ 生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

(4) 公園・緑地の状況

都市公園は、緑豊かで良好な環境の創出、スポーツをはじめとするレクリエーション活動の場、都市における防災機能など様々な機能を持った重要な役割を果たしています。

都市公園は令和3(2021)年度末現在で、63箇所、面積約41.1ha、市民1人当たりの面積は約5.9㎡となっています。本市の都市公園は、土地区画整理事業の推進に伴って適切に確保されており、今後も公園予定地等の整備について、計画的に進めていく必要があります。

■都市公園面積と1人当たりの都市公園面積の推移

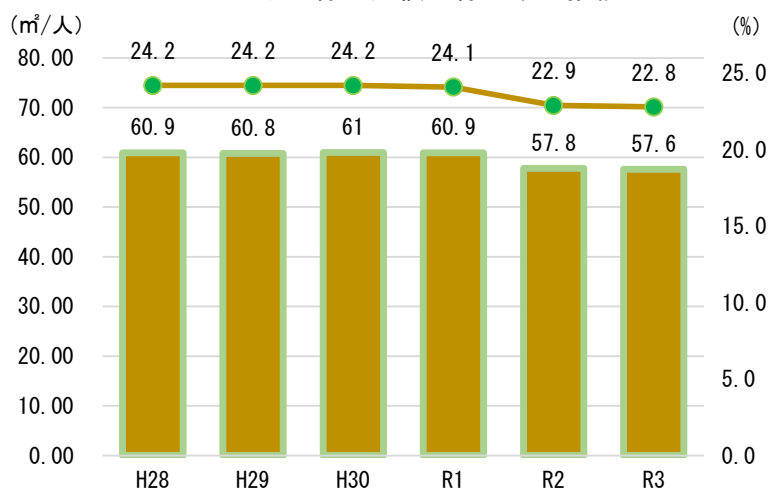


出典：鶴ヶ島市

緑地には、都市公園、その他の施設緑地(市民農園・教育施設など)、農業振興地域の農用地、生産緑地などがあります。この「緑地」が市全域に占める割合を「緑地率」と定義しています。

都市公園や法適用、条例による指定等によって持続性や担保性の措置が取られている緑地は令和3(2021)年度末現在で403.02ha、緑地率は22.8%となっており、近年減少しています。これは、農業大学校の移転に伴う地区計画の変更や都市計画道路等のインフラ整備が計画的に進捗したことが主な要因ですが、近い将来も続いていくことが想定されます。今後は、緑地の効果的な配置や活用、維持管理に努めることが必要です。

■1人当たりの緑地面積と緑地率の推移



出典：鶴ヶ島市

(5) 森林環境譲与税の状況

平成 31(2019)年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

森林環境税は個人住民税に上乗せされる形で徴収されます。

また、森林環境譲与税は人口や私有林人工林面積など客観的な基準で按分し、都道府県・市町村に譲与され、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用されます。

鶴ヶ島市では、令和元(2019)年度は、森林環境基金積立金とみどりの保全事業(市民の森の整備等)に、令和2(2020)年度以降、令和元(2019)年度の2事業に加え、5R推進事業(県産木材を使った生ごみ処理器の販売)に充当しました。

■市民の森



6 環境づくりのための協働に係る状況

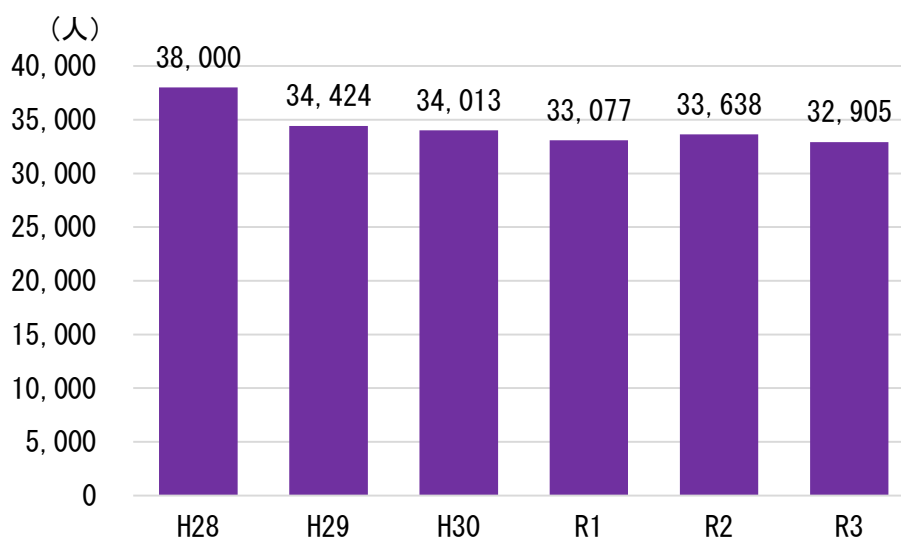
(1) 環境活動(ボランティア)の状況

本市では、「きれいなまちづくり運動」、「道路・水辺のサポート事業」など、市民・事業者・市が協働し、さまざまな環境保全活動を推進しています。

環境活動団体の登録数は9団体です。

今後も、多くの人々がこうした活動に参加する機会を創出しながら、環境に配慮した活動の実践者を拡大していく必要があります。

■環境活動(ボランティア)の参加人数の推移



出典：鶴ヶ島市

第3章 鶴ヶ島市の望ましい環境像と

計画の体系

1 鶴ヶ島市の望ましい環境像

緑と水と生きものと 持続可能な社会を目指すまち

第1期計画、第2期計画では、鶴ヶ島市の環境像として「里山と小川 風と緑と生きものと 共に生きるまち」を掲げて、環境保全への取組を推進してきました。

本計画策定のためのアンケート調査では、この環境像の実現について、「達成、やや達成」していると考えている市民が約3割、「達成していない、あまり達成していない」と考えている市民が約4割という結果となりました。また、市民が望んでいる環境像は、みどり豊かな自然や公園が多い、自然や緑と触れ合える環境でした。

今後、まちはより市民生活での利便性が高まるように変貌していくものと考えられる中で、本市に残された貴重な自然を守り、自然と共生しながら、市民生活が豊かになることこそが、本市の総合計画のまちづくり目標である「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」にもつながります。このことから、第1期計画、第2期計画で目指すこととした自然が豊かなまちの姿を、今後も目指していく必要があります。

さらに、アンケート調査では、市民は地球温暖化やエネルギー問題についても、関心がある環境問題として意識しています。しかし、実際に市民生活の中に再生可能エネルギーを取り入れていくことについては、多くの課題があると市民は考えています。地球温暖化問題は喫緊の課題であり、かつ近年の気候変動が市民生活へ影響を与え気候危機と言われている現実がある中で、市民、事業者、市がそれぞれの立場で、かつ地域の一員、地球市民の一員として一丸となって、これらの問題に取り組んでいく必要があります。すなわち、自然と共生し、地球温暖化対策なども視野に入れた取組を進め、本市が持続可能な社会の実現に貢献していくことが、市民生活を真に幸せにするものと言えます。

これらのことから、第3期計画では、「緑と水と生きものと 持続可能な社会を目指すまち」を望ましい環境像とし、この実現を目指し、様々な環境保全行動を推進していくものとします。

■春の太田ヶ谷沼



2 望ましい環境像を実現するための5つの基本目標

私たちを取り巻く環境問題は多種多様であり、身の回りの環境課題はもちろん、地球規模の環境課題までを視野に入れて、「地球規模で考えて足元から行動する」という意識と行動が求められています。

このことから、望ましい環境像を実現するために、以下の5つの基本目標を念頭に置いた行動を実施していくものとします。

基本目標1 安心して快適に暮らせるまちをつくる

近年、環境問題は多様化していますが、ごみのポイ捨てや不法投棄に対する取組、まちの快適性の向上、インフラ整備の推進など、私たちの身近な生活環境を維持するための課題については、これまでと同様に各種住環境の整備などのハード対策、意識啓発等のソフト対策の両面からの取組が求められています。

特に、市民の日常生活や事業活動に伴い発生する騒音・振動等や、水質汚濁、ごみのポイ捨てや不法投棄などの問題については、本市で生活する、あるいは事業活動を行う一人一人の意識の醸成や、環境配慮行動の実践が重要です。

また、近年の本市の気温は、日平均気温・日最高気温の年平均値、最高気温ともに上昇傾向を示しています。近年の異常気象にみられるような気候変動に緩和と適応の両面から対応していくことが重要です。

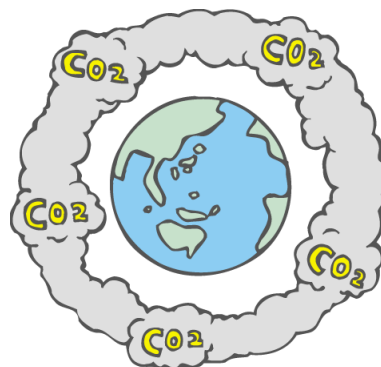
今後も、市民、事業者、市が課題を共有し、それぞれの役割分担のもと、住みよい生活環境を実現するための取組を推進していくことが必要です。



基本目標2 地球温暖化対策に取り組むまちをつくる

我が国の使命として、パリ協定の気温目標の達成を目指し、脱炭素社会への移行を加速することが重要となっています。国では、気温上昇を1.5℃に抑えることに整合する2050年までのカーボンニュートラル、及びこの2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度において温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けるための取組が推進されています。

これらは、地球規模の課題であり、市単独では解決できませんが、市民や、市内事業者が「地球市民」の一員として、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。



基本目標3 5Rを推進し、循環型社会を目指すまちをつくる

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害します。さらにこのことは、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失など様々な環境問題にも密接に関係しています。

近年の本市の人口は、概ね70,000人でほぼ一定で推移していますが、コロナ禍以前においては1人1日当たりの生活系ごみ排出量は増加している状況にありました。ごみを削減するにあたっては、5Rを推進し、あらゆる場面で資源が循環する仕組みをつくりつつ、市民の資源循環に対する意識の向上を図っていく必要があります。



基本目標4 緑と水に育まれた命みちあふれるまちをつくる

緑豊かな本市で生活する市民にとって、このかけがえのない自然は、生活の快適性を維持するための資源となることはもちろん、次世代を担う子どもたちの心の豊かさを育むための資源ともなります。

本市の樹林地や田畑は減少している状況にあります。一方で、本市の都市公園は、土地区画整理事業の推進に伴って適切に確保されており、まちとしての利便性を確保しつつ可能な限り自然を残すとともに、公園の緑などにより自然が感じられる環境の創出に努めています。

まちとして発展していくことで、失われてしまう自然があるという現実もありますが、可能な限りこれらの自然資源を次世代に残していくことが重要です。



基本目標5 人の交流が豊かなまちをつくる

本市には、多くの環境団体が活動しています。これらの環境団体の活動は、市民参加型の活動や環境学習の機会の提供により、市民の環境保全意識の向上に寄与することはもちろん、市と連携した取組により、本市のより良い環境づくりの機動力にもなっています。今後も環境活動(ボランティア)など、多くの人々が活動に参加する機会を創出しながら、環境に配慮した活動の実践者を拡大していく必要があります。

また、地球規模の課題である環境問題は、1つの自治体だけで解決できる問題ではないため、近隣の自治体と連携して対応する必要があります。

環境について考える市民が育つまち、各主体が各場面で連携し、行動するまちをつくっていくことが重要です。

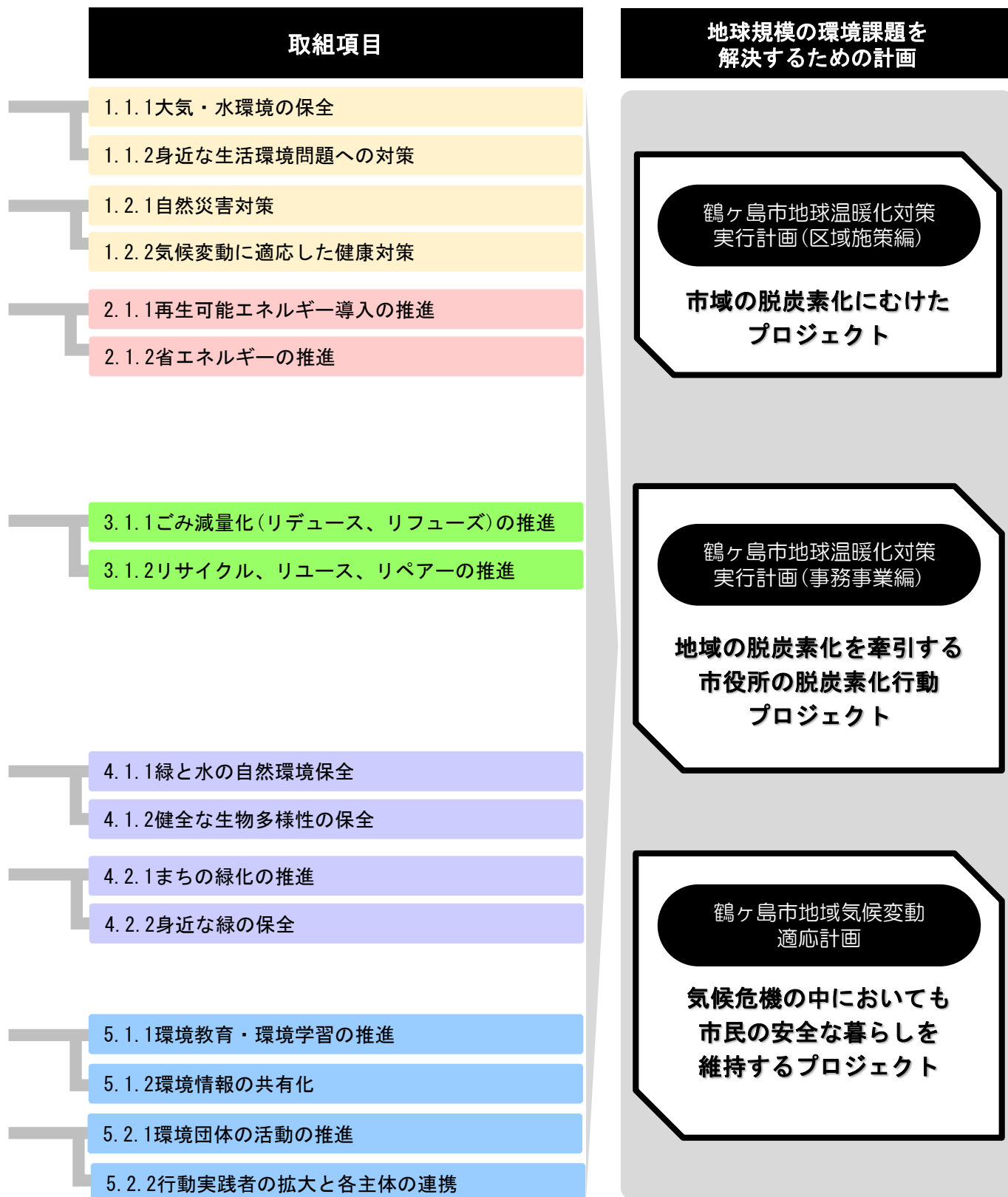


3 計画の体系

本市の望ましい環境像を実現するための計画の体系は以下に示すとおりです。



また、本計画では本市における環境課題に対する基本的な取組の考え方を示すものとなりますが、地球規模の環境については、国の動向を踏まえ、高い目標を目指した取組を行っていく必要があることから、本計画に3つの計画を内包し、本計画により取組を推進していくものとします。



第4章 鶴ヶ島市の望ましい環境像を 実現するための取組

1 各主体の取組について

環境像を実現するための5つの基本目標について、それぞれの役割を記載したものです。

(1) 市の取組について

本市と本市が構成員となっている一部事務組合の事務で、その基本目標の達成に資する取組を記載しています。

(2) 市と環境団体との協働での取組について

本市と環境団体で協働して行っている活動で、その基本目標の達成に資する取組を記載しています。

(3) 市民の取組について

本市が、市民ができる取組で、その基本目標の達成に資する、推奨する取組を記載しています。法律や条例などで「しなければならないこと」については言い切りの表現で記載しています。

(4) 事業者について

本市が、事業者ができる取組で、その基本目標の達成に資する、推奨する取組を記載しています。法律や条例などで「しなければならないこと」については言い切りの表現で記載しています。



1.1.1 大気・水環境の保全

【市の取組】

- 公共下水道の計画的な整備を推進します。
- 浄化槽整備区域における合併処理浄化槽への転換を推進・支援します。
- 浄化槽の適切な維持・管理等を推進します。
- 大谷川及び飯盛川の水質調査を定期的を実施します。
- 大気汚染調査(二酸化窒素、ダイオキシン類等)を定期的を実施します。

【市民の取組】

- 公共下水道への接続を進めます。
- し尿の汲み取り槽や単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に更新しましょう。(公共下水道未供用区域)
- 調理くずや油、食べ残しの汁を直接排水口に流さないよう努めましょう。
- 環境負荷の少ない石鹼を利用しましょう。
- 低公害車を積極的に導入しましょう。
- 家の庭などでごみを燃やさないようにします。
- マイクロプラスチック削減のため、ヘチマたわし等の自然の素材を使用しましょう。

【事業者の取組】

- 公共下水道への接続を進めます。
- 事業所からの排水を適正に処理します。
- 飲食業では調理くずや油、食べ残しの汁を直接排水口に流さないよう努めます。
- 低公害車を積極的に導入しましょう。
- 工場・事業所からの大気汚染防止に努めます。
- 最短走行ルートを選択や共同配送など物流の合理化に努めましょう。
- 保有車の点検・整備を励行します。
- 大気汚染の実態把握、原因究明に協力します。
- 焼却炉などの使用は、適正な焼却設備・焼却方法により行います。
- 水質汚濁、地下水汚染などの実態把握、原因究明に協力します。
- 地下水を利用する事業所では、水質の定期検査を実施します。

1.1.2 身近な生活環境問題への対策

【市の取組】

- 騒音・振動調査を定期的を実施します。
- 騒音・振動、悪臭等の発生について市民から通報を受けた際は、関係法令に基づき、適切に対応します。
- ダイオキシン類環境調査を定期的を実施します。
- 地域の清掃活動を推進します。
- ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けて、意識啓発や監視パトロールを実施します。
- 空き地の適正管理についての意識啓発を図ります。

【市民の取組】

- 駐車場では、アイドリングストップを行います。
- 生活騒音について、近隣の迷惑にならないよう配慮します。

【事業者の取組】

- アイドリングストップなどのエコドライブを行います。
- 工場などで使用する機械などは低騒音型・低振動型のものを採用しましょう。
- 防音機能の強化など、施設の改善に努めましょう。
- 深夜営業飲食店は、埼玉県生活環境条例を遵守します。
- 建設・解体工事を行う際は、騒音、振動、粉じんを発生させないように努めるとともに、周辺住民に工事内容を記載した文書を配布し周知します。

取組方針

1.2

気候変動に適応したまちをつくる

【関連する SDGs の目標】

3

すべての人に
健康と福祉を

7

エネルギーをみんなに
そしてクリーンに

11

住み続けられる
まちづくりを

13

気候変動に
具体的な対策を

17

パートナーシップで
目標を達成しよう

1.2.1 自然災害対策

【市の取組】

- ハザードマップを作成・配布するとともに、緊急避難場所等について、市民等への周知を徹底します。
- 関係機関と連携し、災害訓練等を実施するなど、異常気象・気象災害に対する危機管理体制を強化します。

【市民の取組】

- ハザードマップ等を把握しましょう。
- 防災グッズを準備しましょう。
- 地域の防災活動に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 食料や飲料水、生活必需品の備蓄を行いましょう。
- 災害時の物流ルートや燃料供給に関して検討しましょう。

1.2.2 気候変動に適応した健康対策

【市の取組】

- 公共施設などで「まちのクールオアシス」を実施することで、熱中症対策に取り組みます。
- 熱中症対策に関する情報提供を行います。
- 広報紙やホームページ等により、熱中症予防や気候変動による影響・適応等に関わる情報を提供するとともに、熱中症警戒アラート発令時には防災行政無線等を活用し、注意喚起を行います。
- 夏のクールビズ、冬のウォームビズを実践します。
- 蚊媒介感染症等の感染症リスクや、防除に関する情報提供を行います。

【市民の取組】

- 熱中症対策アプリなどを活用し、予防に努めましょう。
- 気候の変化に応じた居住環境の選択やライフスタイルの工夫を心がけましょう。
- 家庭において、様々な知恵を生かしたクールビズやウォームビズを実践しましょう。
- 暑熱対策にも有効な緑のカーテンを設置しましょう。

【事業者の取組】

- 従業員に対する熱中症対策教育を行いましょう。
- 事業実施時に熱中症対策アプリなどを活用し、予防に努めましょう。
- 気候の変化に応じた事業活動の選択や工夫を心がけましょう。
- 事業所における室温の管理を徹底し、クールビズやウォームビズに努めましょう。

【「基本目標 1 安心して暮らせるまちをつくる」を実現するための指標目標】

指標		現状値	目標値	目標年度
大気の測定結果		環境基準を達成 (令和 3 年度)	環境基準の達成の維持	令和 14 年度
河川の水質 の測定結果	pH	環境基準を達成 (令和 3 年度)	環境基準の達成の維持	令和 14 年度
	BOD	環境基準を 一部未達成 (令和 3 年度)	測定箇所全測定、全地 点で環境基準を達成	令和 14 年度
	SS	環境基準を 一部未達成 (令和 3 年度)	測定箇所全測定、全地 点で環境基準を達成	令和 14 年度
	DO	環境基準を 一部未達成 (令和 3 年度)	測定箇所全測定、全地 点で環境基準を達成	令和 14 年度
騒音の測定結果		環境基準を 一部未達成 (令和 3 年度)	測定箇所全測定、全地 点で環境基準を達成	令和 14 年度
振動の測定結果		道路交通振動の 要請限度を達成 (令和 4 年度)	要請限度の達成の維持	令和 14 年度

基本目標 2 地球温暖化対策に取り組む まちをつくる

取組方針

2.1



ゼロカーボンなまちをつくる

【関連する SDGs の目標】



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



17 パートナシップで
目標を達成しよう

2.1.1 再生可能エネルギー導入の推進

【市の取組】

- 太陽光発電設備の普及啓発や導入を推進します。
- 再生可能エネルギーに対する関心を高め、導入につながるよう、情報発信に努めます。
- 公共施設における再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- 再生可能エネルギーの電力の利用を推進します。

【市民の取組】

- PPA モデル⁵等を通じた自家消費型太陽光発電の導入を検討しましょう。
- 再生可能エネルギーの電気利用を検討しましょう。

【事業者の取組】

- 工場排熱など未利用エネルギーの有効活用を行きましょう。
- PPA モデル等を通じた自家消費型太陽光発電の導入を検討しましょう。
- 再生可能エネルギーの電気利用を検討しましょう。再生可能エネルギー導入にあたっては、大きな自然破壊とならないようにしましょう。

⁵ 電力販売契約 (Power Purchase Agreement) のこと。企業・自治体などが保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO2 排出の削減ができる。

2.1.2 省エネルギーの推進

【市の取組】

- 公共施設における節電、節水等の省エネルギーを推進します。
- 環境月間や地球温暖化防止月間を活用し、省エネルギーの普及啓発に努めます。
- 市民、事業者の緑のカーテンの取組を推進するとともに、小・中学校、市民センター、市役所等の公共施設に緑のカーテンを設置します。
- つるバス・つるワゴンをはじめとする公共交通機関の利用を推進します。
- 広報等を活用し、エコドライブを推進します。
- 電動車の導入・普及に努めます。
- 自転車通行帯等の整備を行い、自転車利用環境の向上に努めます。

【市民の取組】

- 使用していない家電製品のコンセントを抜くなど、生活における省エネルギー行動を心がけましょう。
- 高い省エネ性能を持つ家電・設備等の買い替えを検討しましょう。(LED照明など)
- 自動車利用中心の生活から、公共交通機関や徒歩、自転車を使った生活を心がけましょう。
- 自動車を運転するときはアイドリングストップなどのエコドライブを心がけましょう。
- 既存住宅の改修による省エネの向上を検討しましょう。

【事業者の取組】

- 高い省エネ性能を持つ設備機器等の導入を検討しましょう。
- 環境マネジメントシステム⁶の構築・導入を目指しましょう。
- 従業員に対して、通勤や移動時の公共交通機関や徒歩、自転車の利用を促進しましょう。
- 保有車の点検整備の励行や、アイドリングストップなどのエコドライブを行いましょ。

⁶ 組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組み。

【「基本目標 2 地球温暖化対策に取り組むまちをつくる」

を実現するための指標目標】

指標	基準年度の数值	目標値	目標年度
鶴ヶ島市の区域から 排出される温室効果ガス 排出量	367.9 千 t-CO ₂ (平成 25 年度)	198.6 千 t-CO ₂ (平成 25 年度比-46%)	2030(令和 12) 年度
市の事務事業から 排出される温室効果ガス 排出量	4,162,805kg-CO ₂ (平成 25 年度)	2,081,403kg-CO ₂ (平成 25 年度比-50%)	2030(令和 12) 年度

鶴ヶ島市の区域から排出される温室効果ガス排出量については、政府目標の 46%減に合わせて設定されています（詳細については、66 ページ～83 ページ）。また、市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量については、政府実行計画の 50%減に合わせて設定されています（詳細については、84 ページ～97 ページ）。

基本目標 3 5Rを推進し、循環型社会を目指す まちをつくる

取組方針

3.1



資源が循環するまちをつくる

【関連する SDGs の目標】

 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>
--	--	--	---

3.1.1 ごみ減量化(リデュース、リフューズ)の推進

【市の取組】

- 埼玉西部環境保全組合と協力し、ごみの減量と資源分別のための普及啓発に努めます。
- 生ごみの水切りの実践を推進します。
- 食品ロス削減にむけ、商工会や市民団体と協力して啓発を推進します。
- マイボトル普及を目指し、「マイボトル運動」の啓発などを行い、ペットボトルなどの使い捨て容器の減量につながるリデュースを推進します。
- マイバッグの持参、簡易包装の普及啓発を行い、ごみの発生を抑制するリデュースや、不要なものは断るリフューズを推進します。
- ペーパーレスの仕組を導入しコピー用紙の削減に努めます。

【市民の取組】

- 買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋削減や、ワンウェイプラスチック⁷を断るなどのリデュース・リフューズを実践しましょう。
- 正しく分別して、可燃ごみの減量を心がけましょう。
- 食品ロスをなくすために、食材は使い切り、残さず食べるようにしましょう。

【事業者の取組】

- 毎月のごみ量を把握し、作業工程を再確認して削減に努めましょう。
- 食品ロス削減のために協力店に参加登録しましょう。
- レジ袋の削減や、過剰包装を行わないように努めましょう。

⁷ 一度だけ使われて廃棄されるプラスチック製品。

3.1.2 リサイクル、リユース、リペアーの推進

【市の取組】

- びん、缶、牛乳パック、食品トレイなどの店舗回収への普及啓発を行い、リサイクルを推進します。
- 使用済小型電子機器等の再資源化の啓発を図ります。
- 事業所における紙ごみ等の資源化の啓発を図ります。
- 生ごみ処理器の活用等による、生ごみの堆肥化を啓発します。
- 学校給食の残菜の堆肥化を推進します。
- 修理しながら、ものを長く使う「リペアー」の考え方について普及啓発を行うとともに、それらに取り組むもったいない工房を積極的に支援し、リペアーを推進します。

【市民の取組】

- 資源物は必ず分別して出しましょう。
- リサイクル活動へ参加しましょう。
- リサイクルショップやフリーマーケットを積極的に利用しましょう。
- 特定家庭用機器を廃棄する際、家電リサイクル法に基づき適正に処分しましょう。
- 修理できるものか確認し、修理して長く使いましょう。
- 環境にやさしいリターナブルびん⁸商品を使いましょう。

【事業者の取組】

- 社内で分別を徹底し、リサイクル、リユースして廃棄物を減らしましょう。
- リサイクルの委託先が、適正にリサイクルしているか必ず確認しましょう。
- 新品でなくてよいものは、中古品などを活用しましょう。

⁸ 回収後、きれいに洗浄され、再び中身を詰めて商品化されるびんのこと。

【「基本目標 3 5Rを推進し、循環型社会を目指すまちをつくる」

を実現するための指標目標】

指標	現状値	目標値	目標年度
家庭系ごみ 1人1日当たりの ごみ排出量	539g/人日 (令和3年度)	431g/人日	令和14年度

※生活系ごみ（集団回収量を加えない）から、収集区分上の「資源ごみ」を除いたものです。

基本目標 4 緑と水に育まれた命みちあふれる まちをつくる

取組方針

4.1



自然の生態系が守られたまちをつくる

【関連する SDGs の目標】

4.1.1 緑と水の自然環境保全

【市の取組】

- 不健全木⁹の発生を抑制します。
- 農業協同組合や関係団体と連携して、農業従事者や新規就農者への支援を行い、農業の振興及び農地の活用に努めます。
- 市内で生産される安心で安全な農産物を PRするとともに、地産地消の拡大に努めます。

【市と環境団体との協働での取組】

- 大谷川及び飯盛川沿いの美化・清掃活動を推進します。
- 樹林地や水辺、湧水を保全し、市民の憩いの場及び環境学習の場を確保します。
- 市民の森等里山の環境を保全するため、除草・間伐等の維持活動を行います。
- 市民の森に親しむ人を増やすため、イベント等の利用を推進します。

【市民の取組】

- 里山や市民の森と親しむ機会を作り、参加しましょう。
- 樹林地の重要性を学び、子どもたちとともに環境学習に参加しましょう。
- 遊休農地の有効活用に協力しましょう。

⁹ 枯死、食害、曲がり、斜立、折れ等により倒木等のおそれがある樹木。

【事業者の取組】

- 里山や市民の森と親しむ機会を作り、参加しましょう。
- 地域の自然やみどりの保全活動に協力しましょう。
- 農業後継者の育成に努めましょう。
- 店舗で、地元の安全な農産物を取り扱い、地産地消に努めましょう。
- 遊休農地の有効活用に協力しましょう。
- 無農薬・低農薬栽培や有機栽培に取り組みましょう。

■富士見緑地帯



4.1.2 健全な生物多様性の保全

【市の取組】

- 特定外来生物の駆除等を推進します。
- 市民の森の管理を通じて、生態系に配慮します。
- 大谷川沿いの緑地保全を通じて生態系の維持に努めます。
- 市内で増えている外来種の情報を収集し、その対策について啓発を行います。

【市民の取組】

- アライグマやオオキンケイギクなどの外来種の駆除に協力しましょう。
- 自然観察会などに参加し、生きものに関する知識を高めましょう。
- ペットや鑑賞目的の生き物を自然界に放しません。

【事業者の取組】

- 開発にあたっては、自然環境への影響調査を行い、適切な保全対策を行います。
- 建設、土木工事は、生態系に配慮した工法や時期を選択します。

取組方針

4.2

 **緑豊かで自然を生かしたまちをつくる**

【関連する SDGs の目標】

11 住み続けられるまちづくりを

15 陸の豊かさを守ろう

17 パートナーシップで目標を達成しよう

4.2.1 まちの緑化の推進

【市の取組】

- 市民との協働によるまちの緑化を推進します。
- 公共施設の緑化に努めます。

【市民の取組】

- 緑化にあたっては、地域の生態系や気候に適した植物種を選びましょう。
- 歩道や沿道などの設備への緑化・美化活動に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 緑化にあたっては、地域の生態系や気候に適した植物種を選びましょう。
- 事業所の敷地内の緑化に努めましょう。

4.2.2 身近な緑の保全

【市の取組】

- 公園の樹木や街路樹の適切な維持・管理を実施します。
- 市民との協働による公園管理を推進します。（公園等サポート制度）
- 道路・水辺のサポーター制度の推進を行います。

【市と環境団体との協働での取組】

- 市民との協働による緑地の保全体制を整備します。
- 鶴ヶ島グリーンパーク（太田ヶ谷の森）で、必要に応じて植樹を行います。

【市民の取組】

- 公園等サポート制度による活動に参加しましょう。
- 道路・水辺のサポーター制度による活動に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 敷地内の樹林や水辺は、できる限り保全しましょう。
- 公園等サポート制度による活動に参加しましょう。
- 道路・水辺のサポーター制度による活動に参加しましょう。

■ 鶴ヶ島グリーンパーク



【「基本目標 4 緑と水に育まれた命みちあふれるまちをつくる」

を実現するための指標目標】

指標	現状値	目標値	目標年度
都市公園面積	41.1ha	54.4ha	令和 14 年度
一人当たり都市公園面積	5.9 m ² /人	8.0 m ² /人	令和 14 年度
市民の森でのイベント参加人数	866 人	1,000 人	令和 14 年度
鶴ヶ島グリーンパーク(太田ヶ谷の森)でのイベント参加者数	177 人	300 人	令和 14 年度

基本目標 5 人の交流が豊かなまちをつくる

取組方針

5.1



環境について考える市民が育つまちをつくる

【関連する SDGs の目標】

3 すべての人に 健康と福祉を	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	11 住み続けられる まちづくりを
12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	17 パートナーシップで 目標を達成しよう

5.1.1 環境教育・環境学習の推進

【市の取組】

- 環境問題に対する市民意識の啓発を図るため、環境学習会を開催します。
- まちづくり市民講座において、環境や5Rに関する講座を用意し、市民の環境への理解向上を図ります。
- 市民センター等を活用し、サークルや企業等と協働で、環境に関する理解・興味・関心を深める講座を開催します。
- 市民センター等で活動するサークルや団体がより積極的に環境学習等を推進できるよう、活動を支援します。
- 市役所のロビーや市民センター等を活用し、環境問題に関する啓発展示を実施するなど、環境学習を推進します。
- 小・中学校において、総合的な学習の時間等を活用して、地球温暖化の現状と私たち一人ひとりができることについて学習します。
- 学校内及び学校周辺の動植物の観察活動等を行い、自然環境に親しむ学習を推進します。
- 小・中学校において、家庭や地域と連携し、清掃活動やリサイクル活動等を推進します。
- 小・中学校において、自然環境や食への理解を深める学習を推進します。

【市と環境団体との協働での取組】

- 環境学習プログラムや自然学習会を開催し、小・中学生の環境への興味を深めます。
- 市民が参加できる環境に関するイベントや講演会などを協働で実施します。

【市民の取組】

- 自然観察会や環境学習に関心を持ち、参加しましょう。
- 家庭や地域において、環境について話し合う機会を設け、一緒に考えましょう。

【事業者の取組】

- 市や地域における環境学習の機会などに参加するとともに、企業として協力しましょう。
- 事業所の環境への取組について、地域へ周知を図るため、事業所の見学会などを検討しましょう。

■太田ヶ谷沼の桜



5.1.2 環境情報の共有化

【市の取組】

- 近隣自治体と組織している事務研究会において、共通課題に関する研修や情報交換等を定期的実施することで、課題の改善に努めます。
- 市民・事業者が環境活動を気軽に実践できるような情報発信を行います。

【市民の取組】

- 市の環境保全に対する取組、環境関連のイベント、行事に積極的に参加しましょう。
- 環境に関連する団体同士の交流に努めましょう。
- 家庭や地域の身近なところから実践できる環境配慮行動¹⁰を見つけて、実践しましょう。

【事業者の取組】

- 従業員の環境配慮行動を促すための体制やしきみをつくり、行動を実践しましょう。

¹⁰ 地球環境問題に対し、日々の生活や経済活動を委縮させることなく、積極的に環境保全に配慮した行動を行うこと。

取組方針

5.2



**各主体が各場面で連携し、
行動するまちをつくる**

【関連する SDGs の目標】

3 すべての人に 健康と福祉を	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	11 住み続けられる まちづくりを
13 気候変動に 具体的な対策を	13 気候変動に 具体的な対策を	11 住み続けられる まちづくりを	3 すべての人に 健康と福祉を	17 パートナーシップで 目標を達成しよう

5.2.1 環境団体の活動の推進

【市の取組】

- 環境団体が積極的に活動できるよう、活動場所の提供やPR等の支援を行います。
- 環境団体や環境に関心のある事業者等が定期的に情報共有・交換できる場や機会を設定します。

【市と環境団体との協働での取組】

- 環境団体の活動情報等を市ホームページやチラシを窓口を設置する等して積極的に発信します。
- 環境団体の会員数が増えるような取組を協働で実施します。

【市民の取組】

- 環境に関連する団体同士の交流に努めましょう。
- 自主的な環境調査等を実施し、地域環境等への知識や理解を深めるとともに、市や民間団体に情報を提供しましょう。
- 市民や民間団体によるシンポジウムなどの情報発信イベントに参加し、情報の交換や各主体間の交流を深めましょう。

【事業者の取組】

- 市や市民団体等が主催するシンポジウムやキャンペーン等の情報発信イベントに対し、支援を行いましょ。

5.2.2 行動実践者の拡大と各主体の連携

【市の取組】

- まちづくりポイントの発行により、環境活動への参加の推進を図ります。
- 寄附によるまちづくり条例を活用し、寄附による環境活動への参加を推進するとともに、寄附金を活用した環境事業の展開を図ります。
- 環境活動が高齢者の社会参加の選択肢となるように広報・啓発をしていきます。

【市と環境団体との協働での取組】

- 環境月間、地球温暖化防止月間等に啓発事業を環境団体や環境に関心のある事業者等と協働して実施します。
- 身近な場所で環境活動をしている環境団体の活動を紹介・PRし、市民が行動実践者として参加しやすくするようにします。

【市民の取組】

- 家庭や地域の身近なところから実践できる環境配慮行動を見つけて、実践しましょう。

【事業者の取組】

- 環境関連のイベントや行事に参加しましょう。
- 事業内容や環境保全活動を定期的に公表しましょう。
- 従業員に対して、環境保全に関する勉強会などを開催し、意識向上に努めましょう。

【「基本目標 5 人の交流が豊かなまちをつくる」を実現するための指標目標】

指標	現状値	目標値	目標年度
環境月間・地球温暖化防止月間等の啓発展示の参加団体数	21 団体	35 団体	令和 14 年度
環境団体の会員数	189 人	215 人	令和 14 年度

第5章 地球規模の環境課題を

解決するための計画

1 計画の位置付け

第5章は、第1章から第4章までで記述してきた環境基本計画の本編の内容で、近年の大きな課題である地球温暖化対策と気候変動対策を抜き出し、各計画に求められる体裁に従い、再整理し詳述したものとなっています。

第3期鶴ヶ島市環境基本計画では、以下の3つの計画を内包しています。

鶴ヶ島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び同計画（事務事業編）は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、温室効果ガスの削減をより効率的、効果的に推進するもので、都道府県及び市町村に策定と公表が義務付けられています。

鶴ヶ島市地域気候変動適応計画は、気候変動適応法第12条に基づき、区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するもので、都道府県及び市町村に策定が努力義務とされています。

これらの計画は、望ましい環境像の「持続可能な社会をめざすまち」の根幹を成すものであり、国際的な目標でもあるSDGsとも直結する重要度の高い計画です。

**鶴ヶ島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
市域の脱炭素化に向けたプロジェクト**

**鶴ヶ島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
地域の脱炭素化を牽引する市役所の脱炭素化行動プロジェクト**

**鶴ヶ島市地域気候変動適応計画
気候危機の中においても市民の安全な暮らしを維持するプロジェクト**

1 計画の基本的な事項

(1) 区域施策編策定の目的

市、市民、事業者の各主体が協働で取り組む、鶴ヶ島市域全体から排出される温室効果ガス削減に向けた目標と取組を定めるものです。

(2) 区域施策編策定の背景

第1章 1 (2)地球温暖化を巡る国際的な動向(3 ページ)～(3)地球温暖化を巡る国内の動向(4 ページ)のとおり。

(3) 計画期間

第1章 3 計画の期間(7 ページ)のとおり。

(4) 推進体制

第6章 1 計画の推進体制(107 ページ)のとおり。

(5) 進行管理

第6章 2 計画の進行管理(108 ページ)のとおり。

2 区域の特徴

(1) 自然的条件

① 区域の気候

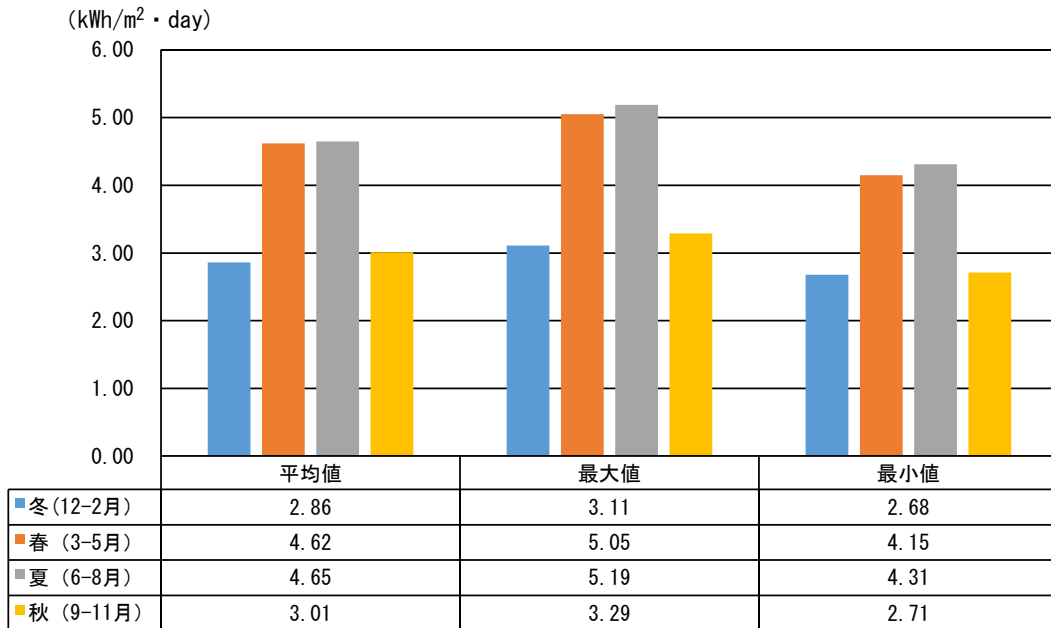
1) 気温について

第2章 2 (5)気温の状況(20 ページ)のとおり。

2) 日射量について

NEDO 日射量データベース閲覧システムによると、鶴ヶ島市の日射量は、水平面で平均が、冬季で1日あたり2.86kWh/m²、春季で4.62kWh/m²、夏季で4.65kWh/m²、秋季で3.01kWh/m²となっています。最大値は夏季で5.19kWh/m²、最小値は冬季で2.68kWh/m²となっています。

■ 鶴ヶ島市の日射量

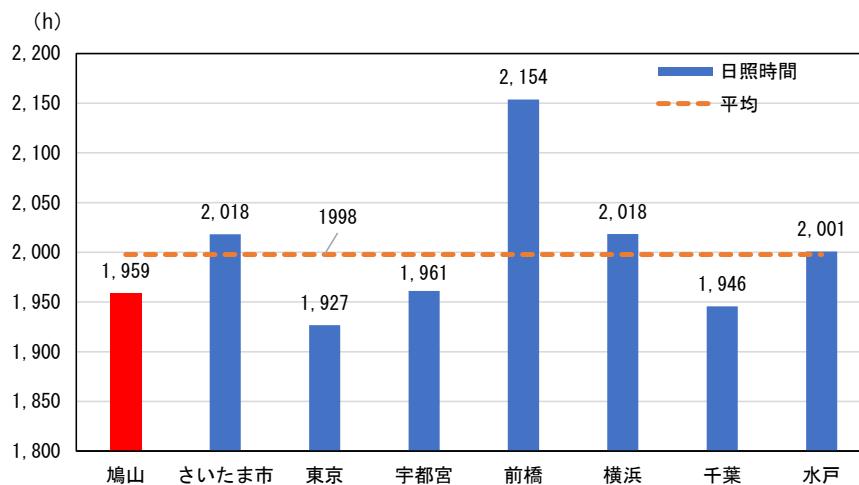


地点：鶴ヶ島市（緯度 35° 55.7' 経度 139° 23.6' 標高 39m）

出典：NEDO 日射量データベース閲覧システム

本市の近傍に位置するアメダス鳩山観測所での日照時間の平年値は、1,959 時間となっています。関東地方の主要都市部における日照時間の平年値と比較すると、やや短くなっています。

■ 関東地方の主要都市部における日照時間との比較（平年値）



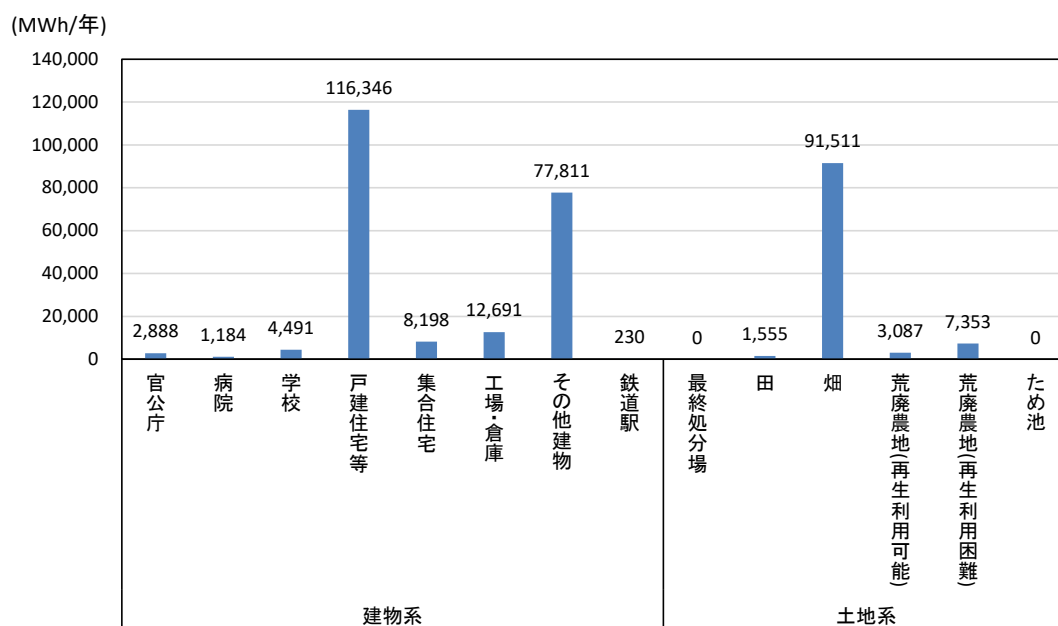
出典：気象庁

② 再生可能エネルギー資源等の地域資源の賦存状況

1) 太陽光発電について

再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)によると、鶴ヶ島市域内に導入可能な太陽光発電による発電量は建物系で223,839MWh/年、土地系で103,507MWh/年となっています。土地系よりも建物系におけるポテンシャルが高く、また、ポテンシャルに対する導入率が低いことから、農地への大規模導入より戸建て住宅等、家庭における太陽光発電設備の導入支援による効果的な取組が求められます。

■鶴ヶ島市域内に導入可能な太陽光発電の立地区別発電量の内訳



出典：再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)

2) その他について

風力、水力発電については鶴ヶ島市域内に導入可能な区域はありません。地中熱については、2,650,635GJ/年の利用可能な熱量がありますが、事業費の兼ね合いから地中熱発電の導入は現実的でないと考えられます。

3) まとめ

本市の再生可能エネルギーの展開にあたって、風力及び水力発電は導入可能な区域がないこと、地中熱のポテンシャルはある一方で、地中熱発電の導入は事業費の関係で現実的でないことから、本市では太陽光発電の導入を推進します。また、土地系より建物系の導入ポテンシャルが高いことから、家庭への太陽光発電設備の導入促進に積極的に取り組むこととします。

■鶴ヶ島市における再生可能エネルギー資源の賦存状況

大区分	中区分	導入ポテンシャル	単位
太陽光	建物系	164	MW
		223,839	MWh/年
	土地系	77	MW
		103,507	MWh/年
	合計	241	MW
		327,346	MWh/年
風力	陸上風力	0	MW
		0	MWh/年
中小水力	河川部	0	MW
		0	MWh/年
	農業用水路	0	MW
		—	MWh/年
	合計	0	MW
		—	MWh/年
バイオマス	木質バイオマス	—	MW
		—	MWh/年
地熱	蒸気フラッシュ	0	MW
		0	MWh/年
	バイナリー	0	MW
		0	MWh/年
	低温バイナリー	0	MW
		0	MWh/年
	合計	0	MW
		0	MWh/年
再生可能エネルギー（電気）合計		241	MW
		327,346	MWh/年
太陽熱	太陽熱	180,122	GJ/年
地中熱	地中熱	2,650,635	GJ/年
再生可能エネルギー（熱）合計		2,830,757	GJ/年

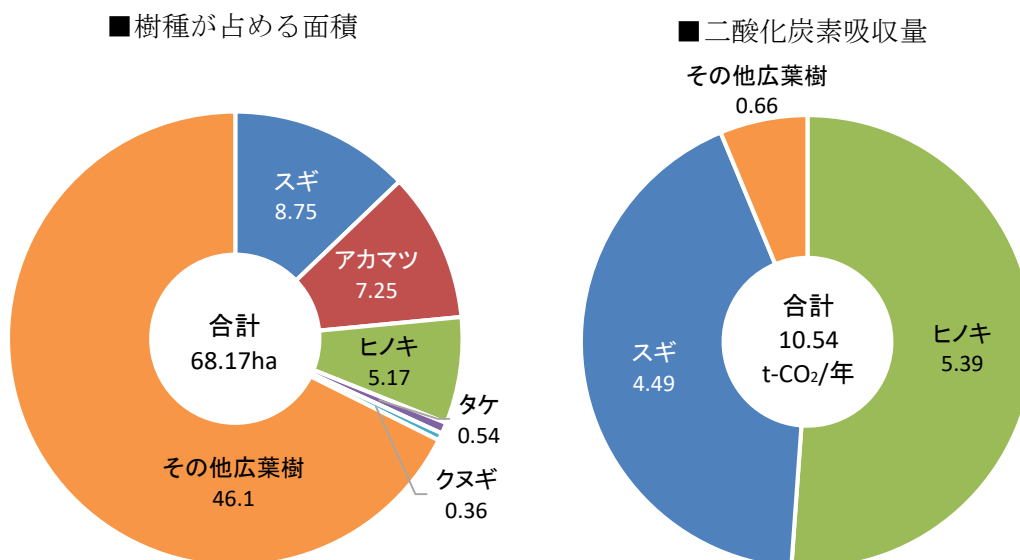
出典：再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)

③ 吸収源

二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する森林のことです。

本市内に生育する森林の樹種や林齢、面積を記録した県所有の森林簿をもとに、市内の森林が1年間に吸収する二酸化炭素量は10.54t-CO₂/年となります。

樹種が占める面積と二酸化炭素吸収量は以下のとおりです。



出典：埼玉県

出典：埼玉県

吸収源については、二酸化炭素の吸収源としての機能を持つ森林を適切に管理・維持することが重要であることから、適切な森林施業（更新、保育、間伐、主伐等）が行われるように、その基礎となる森林データの整備や、維持管理のための施策を講じることが求められます。中長期的な視点を持ち、県内や市内、近隣市町村で生産された木材を地域の中で、建材として積極的に活用するとともに、建築物のZEH・ZEB化にあたって、あわせて地元木材の活用を促進することも求められます。

(2) 社会的条件

① 温室効果ガス排出量（総量及び部門・分野別の値）

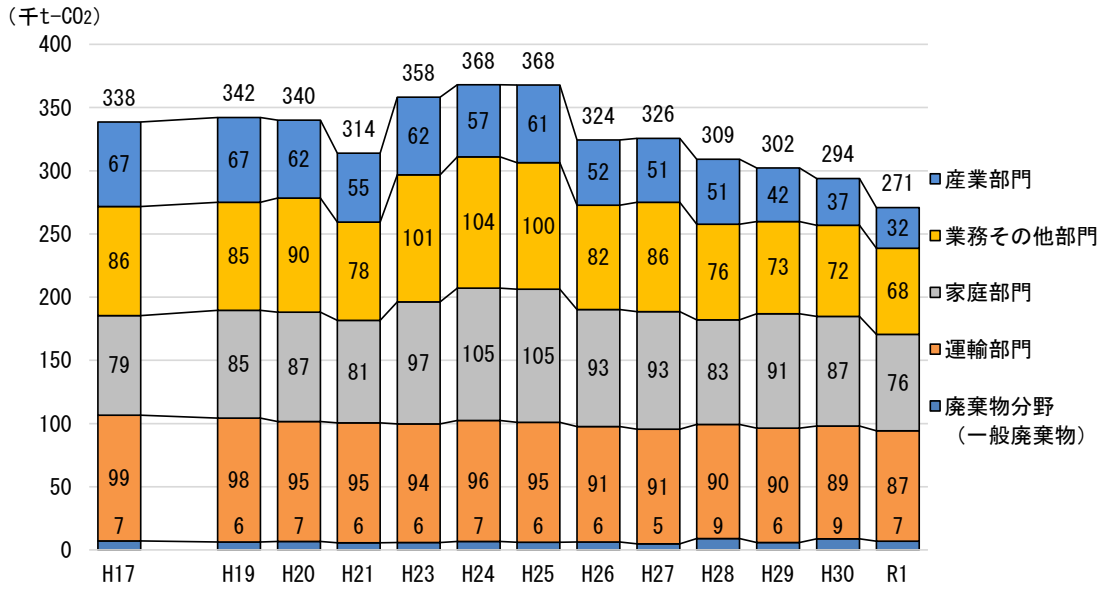
本市の温室効果ガス排出量は令和元(2019)年現在で271千t-CO₂となっています。平成25(2013)年までは微増傾向にありましたが、それ以降は減少を続けています。

部門・分野ごとの排出量では、全ての部門において減少傾向となっています。

令和元(2019)年の排出量の内訳は、多い方から順に、運輸部門 32%、家庭部門 28%、業務その他部門 25%、産業部門 12%、廃棄物分野 3%となっています。

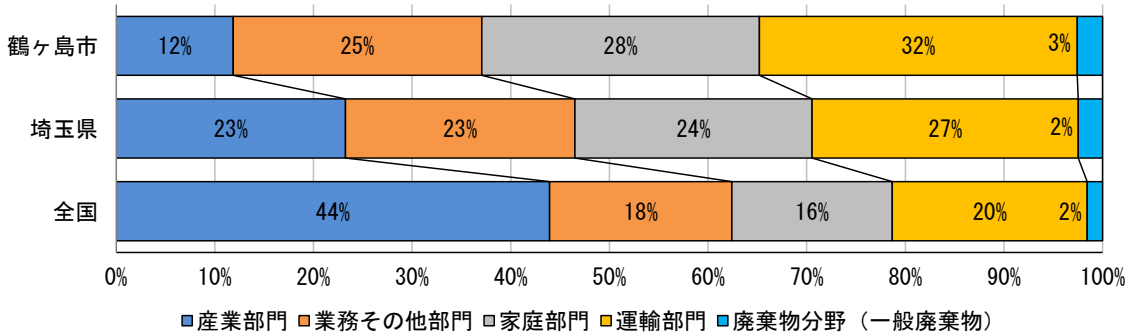
埼玉県平均及び全国平均と比較して産業部門が占める割合が非常に少ない状況となっています。本市の温室効果ガスは、家庭部門や運輸部門など市民生活に密着した活動量からの排出が多くを占めており、市民の日常生活における脱炭素化を念頭においた削減策を講じていく必要があります。

■鶴ヶ島市から排出される温室効果ガス排出量の推移



出典：自治体排出量カルテ

■温室効果ガス排出量の部門・分野別構成比の比較(令和元年度)



出典：自治体排出量カルテ

② 産業構造

第2章 1 (5)産業(14 ページ)のとおり。

③ 都市構造

第2章 1 (4)都市計画(13 ページ)のとおり。

④ 交通体系、インフラの状況

第2章 1 (3)交通(12 ページ)のとおり。

⑤ 人口動態

第2章 1 (2)人口・世帯(11 ページ)のとおり。

⑥ 住民の環境意識・ライフスタイル

資料編 9(123 ページ～)のとおり。

3 温室効果ガスの排出量

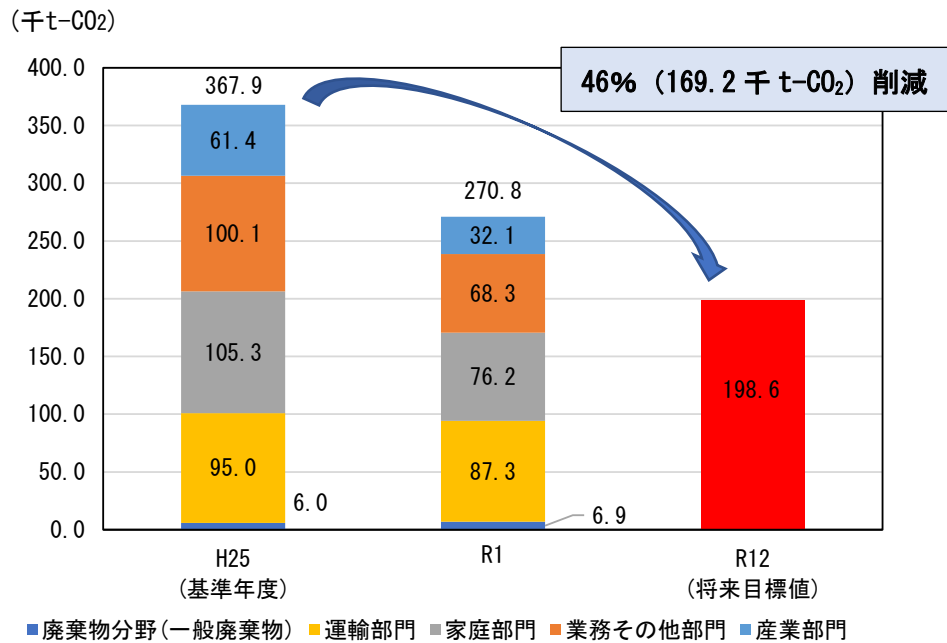
(1) 現状と削減目標

削減目標

2030年度の鶴ヶ島市の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減を上回ることを目指します。

本計画で定める温室効果ガスの削減目標は、国の目標に準じて令和12(2030)年度の鶴ヶ島市の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で46%削減を上回るものとし、令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量の目標値は198.6千t-CO₂となります。また、直近年度となる令和元(2019)年度の排出量からは約27%の削減が必要となります。

■ 温室効果ガス排出量目標値



(2) 排出量の推計

今後追加的な対策をとらず現状のまま推移した場合の温室効果ガス排出量はBAU排出量といい、部門ごとの活動量の推計値から算出します。

令和12(2030)年度のBAU排出量の推計結果は、270.2千t-CO₂で、基準年度の平成25(2013)年度に比べて約26.6%減少する結果となりました。産業部門は、大幅に減少しますが、世帯数の増加、業務その他部門の従業者数の増加、自動車台数、鉄道の乗客数の増加が見込まれることにより、業務その他部門、家庭部門、運輸部門の減少は伸び止まることによります。

■BAU 排出量推計値

部門	平成25(2013)年度 温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂)	令和元(2019)年度 温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂)	令和12(2030)年度 BAU排出量 (千t-CO ₂)	基準年度 (平成25(2013)年度)比 (%)
産業部門	61.4	32.1	20.5	-66.6%
業務その他部門	100.1	68.3	72.1	-28.0%
家庭部門	105.3	76.2	81.3	-22.8%
運輸部門	95.0	87.3	89.7	-5.7%
廃棄物分野	6.0	6.9	6.5	9.1%
合計	367.9	270.8	270.2	-26.6%

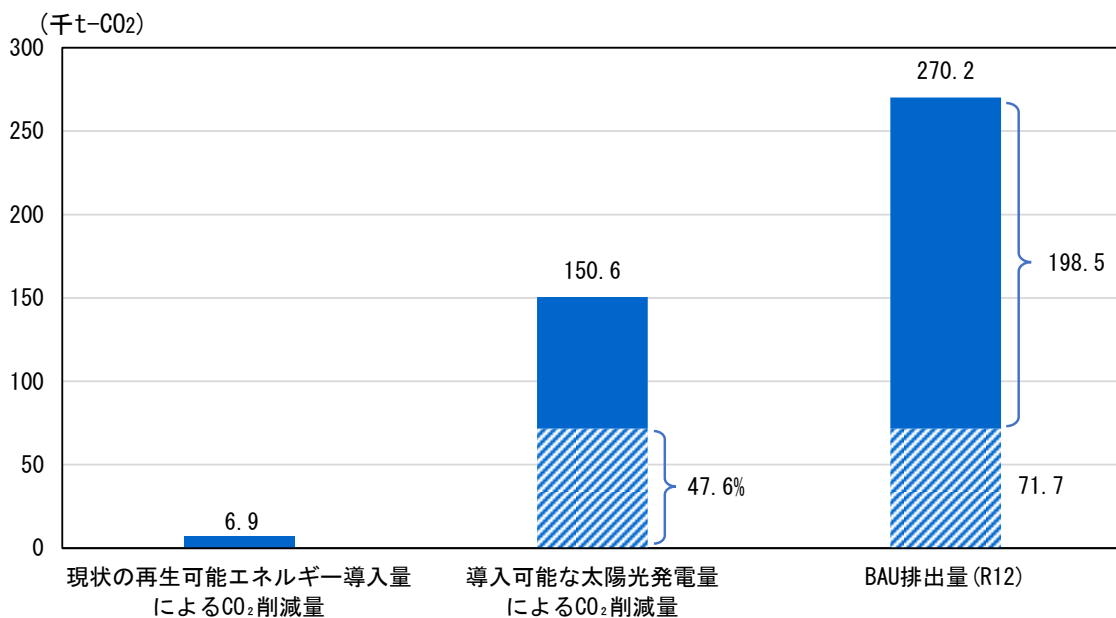
令和12(2030)年度の目標値達成のためには、推計されたBAU排出量から71.7千t-CO₂をさらに削減する必要があります。

(3)再生可能エネルギーによるCO₂削減ポテンシャル量

REPOSによると、令和元(2019)年度の本市域内に導入可能な太陽光発電による発電量は約327,346MWh/年となっています。これに排出係数をかけてCO₂排出量に換算すると150.6千t-CO₂となり、これが、再生可能エネルギーによるCO₂削減ポテンシャル量です。

令和12(2030)年度の目標値達成のためには、推計されたBAU排出量から71.7千t-CO₂をさらに削減する必要がありますので、再生可能エネルギーによるCO₂削減ポテンシャル量(150.6千t-CO₂)に対する再生可能エネルギー導入率が47.6%に達すれば、再生可能エネルギー導入のみで令和12(2030)年度の目標を達成できる計算となります。

■再生可能エネルギーによるCO₂削減ポテンシャル量



(4) 各部門の削減目標

削減目標の達成に向け、本市では下表に示す各部門の省エネに関する取組を推進します。見込まれる温室効果ガス削減量は業務その他部門で 9,039t-CO₂、家庭部門で 18,536t-CO₂、運輸部門で 24,921t-CO₂ となっています。

■各部門の省エネに関する取組と見込まれる削減量

部 門	項 目	削減量 (t-CO ₂)
業務その他 部門	業務用高効率給湯器の導入	9,039
	高効率照明の導入	
	冷媒管理技術の導入	
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	
	BEMS の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	
	クールビズの実施徹底の促進	
	ウォームビズの実施徹底の促進	
家庭部門	クールビズの実施徹底の促進	18,536
	ウォームビズの実施徹底の促進	
	家庭用高効率給湯器の導入	
	高効率照明の導入	
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	
	HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入	
	住宅の省エネルギー	
	新築、改築	
	家庭エコ診断	
運輸部門	次世代自動車の普及、燃費改善	24,921
	公共交通機関の利用促進	
	自転車の利用促進	
	エコドライブ	
	カーシェアリング	
	道路物流対策	
	自動車運送事業等のグリーン化	
	トラック輸送の効率化	
	協働輸配送の推進	
	物流対策の脱炭素化	

【参 考】

「各部門の省エネに関する取組と見込まれる削減量」の算定にあたっては、国の地球温暖化対策計画で見込まれている温室効果ガス削減見込み量を参考に、部門と取組内容を勘案し、適当と考えられる指標の全国の値と鶴ヶ島市の値の案分により、鶴ヶ島市の部門別の削減見込み量として求めています。

■各部門の省エネに関する取組と見込まれる削減量の算定に用いた値

部門	項 目	国全体の削減見込み量 (t-CO2)	案分に用いた全国の値	案分に用いた鶴ヶ島市の値	鶴ヶ島市の削減見込み量 (t-CO2)
業務その他部門	業務用高効率給湯器の導入	1,410,000	【業務その他部門従業員数】 48,403,405 人	【業務その他部門従業員数】 18,289 人	9,039
	高効率照明の導入	6,720,000			
	冷媒管理技術の導入	16,000			
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	9,200,000			
	BEMS の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	6,440,000			
	クールビズの実施徹底の促進	87,000			
	ウォームビズの実施徹底の促進	49,000			
家庭部門	クールビズの実施徹底の促進	58,000	【人口】 127,138,033 人	【人口】 69,935 人	18,536
	ウォームビズの実施徹底の促進	359,000			
	家庭用高効率給湯器の導入	8,980,000	【世帯数】 59,071,519 世帯	【世帯数】 31,421 世帯	
	高効率照明の導入	6510,000			
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	4,757,000			
	HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入	5,691,000			
	住宅の省エネルギー(新築)	6,200,000			
	住宅の省エネルギー(改築)	2,230,000			
	家庭エコ診断	49,000			
運輸部門	次世代自動車の普及、燃費改善	26,740,000	【自動車保有台数(旅客+貨物)】 79,453,165 台	【自動車保有台数(旅客+貨物)】 40,921 台	24,921
	公共交通機関の利用促進	1,620,000			
	自転車の利用促進	280,000	【自動車保有台数(旅客)】 63,698,454 台	【自動車保有台数(旅客)】 35,379 台	
	エコドライブ	6,890,000			
	カーシェアリング	1,920,000	【自動車保有台数(貨物)】 15,754,711 台	【自動車保有台数(貨物)】 5,542 台	
	道路物流対策	2,000,000			
	自動車運送事業等のグリーン化	1,010,000			
	トラック輸送の効率化	11,800,000			
	協働輸配送の推進	50,000			
物流対策の脱炭素化	110,000				

※数字は最新(令和元(2019)年度))の自治体排出量カルテのものを使用しています。

国の各部門における令和 12(2030)年度の温室効果ガス排出量削減目標(平成 25(2013)年度比)は、産業部門が-38%、業務その他部門が-51%、家庭部門が-66%、運輸部門が-35%となっています。

前述の各部門の省エネに関する取組により見込まれる削減量と、国の各部門における削減目標を勘案して、本市では以下のように各部門の削減目標を定め、取組を推進していくこととします。

なお、業務その他部門、家庭部門、運輸部門については 75 ページの省エネに関する取組による削減量のみではやや目標値に届かず、業務その他部門で 3.1 千 t-CO₂、家庭部門で 13.5 千 t-CO₂、運輸部門で 0.4 千 t-CO₂ の削減がさらに必要となります。これを電力量に換算するとそれぞれ 6,681MWh/年、29,334MWh/年、876 MWh/年となり、再生可能エネルギー導入ポテンシャル(327,346MWh/年)に対する再生可能エネルギー導入率を 11.3%とすれば令和 12(2030)年度における目標を達成できる計算となります。

以上のように省エネに関する取組及び再生可能エネルギー導入により全体で令和 12(2030)年度の鶴ヶ島市の温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度比で 46%の削減を目指すものとします。

■各部門における削減目標

部門	国の削減目標 (平成 25(2013)年度比)	鶴ヶ島市の削減目標 (平成 25(2013)年度比)
産業	-38%	-67%
業務その他	-51%	-40%
家庭	-66%	-53%
運輸	-35%	-40%
廃棄物	-	-

4 目標を達成するための取組

本計画の目標である「2030 年度の鶴ヶ島市の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減を上回ることを目指す」ための、各部門の定義と課題は以下のとおりです。これらの課題を踏まえ、79 ページから示す市、市民、事業者の取組を推進していくものとします。

(1) 産業部門

製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出です。

本市では工業出荷額の減少に伴い、産業部門による温室効果ガス排出量が大きく減少しており、産業部門による温室効果ガス排出量の割合は他市と比較しても低くなっています。さらなる温室効果ガスの削減に向けた取組として、今後、省エネ機器、設備の導入、再生可能エネルギー設備の導入をさらに推進する必要があります。

(2) 業務その他部門

事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出です。

業務その他部門による温室効果ガス排出量は、従業者数の減少や事業者の省エネ行動により減少傾向にあります。削減目標達成のために、今後、省エネ機器、設備の導入、再生可能エネルギー設備の導入をさらに推進する必要があります。

(3) 家庭部門

家庭におけるエネルギー消費に伴う排出です。

本市において人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も減少し続けると予測されています。一方で、核家族化が進行し世帯数は増加傾向にあり、一人当たりの温室効果ガス排出量の低減が課題となっています。また、市内には団地が比較的多く太陽光発電の導入戸数が少ないことも課題の1つとなっています。

(4) 運輸部門

自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出です。

世帯数増加に伴う自動車の保有台数増加が課題となっています。エコドライブの推進や電動車の購入推進に加えて、少子高齢化が進行していることから、つるバス・つるワゴンなどの公共交通機関を充実させることが重要となっています。

(5) 廃棄物部門

廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（焼却処分）、廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出（埋立処分）、排水処理に伴い発生する排出（排水処理）、廃棄物の焼却、製品の製造の用途への使用及び廃棄物燃料の使用に伴い発生する排出（原燃料使用等）です。

廃棄物部門による温室効果ガス排出量は横ばい傾向を示しています。廃棄物部門による温室効果ガス排出量の削減には食品ロスの削減や5Rの推進により廃棄物の削減に資する施策に取り組む必要があります。

温室効果ガス削減に向けた取組

(1) 産業部門

市の取組

- 太陽光発電設備の普及啓発や導入を促進します。
- 高効率な機器への更新を推進します。
- 再生可能エネルギーの電気の利用を推進します。

事業者の取組

- 工場廃熱など未利用エネルギーの有効利用を行いましょう。
- 高い省エネ性能を持つ新築建築物の導入を検討しまししょう。
- 既存建築物の改修による省エネの向上を検討しまししょう。
- 高い省エネ性能をもつ設備機器等の導入を検討しまししょう。
- FEMS¹¹の導入を検討しまししょう。
- PPA モデル等を通じた自家消費型太陽光発電設備の導入を検討しまししょう。
- 再生可能エネルギーの電気の利用を検討しまししょう。
- 環境マネジメントシステムの構築・導入を目指しまししょう。

¹¹ 工場エネルギー管理システム(Factory Energy Management System)のこと。建物全体でエネルギーを効率的に管理し、コストを削減するシステム。

(2) 業務その他部門

市の取組

- 太陽光発電設備の普及啓発や導入を促進します。
- 高効率な機器への更新を推進します。
- 再生可能エネルギーの電気の利用を推進します。
- 公共施設における節電、節水等の省エネルギーを推進します。
- 事業者の緑のカーテンの取組を促進するとともに、小・中学校、市民センター、市役所等の公共施設に緑のカーテンを設置します。

事業者の取組

- 高い省エネ性能を持つ新築建築物の導入を検討しましょう。
- 既存建築物の改修による省エネの向上を検討しましょう。
- 高い省エネ性能をもつ設備機器等の導入を検討しましょう。
- FEMS の導入を検討しましょう。
- PPA モデル等を通じた自家消費型太陽光発電設備の導入を検討しましょう。
- 再生可能エネルギーの電気の利用を検討しましょう。
- 環境マネジメントシステムの構築・導入を目指しましょう。

(3) 家庭部門

市の取組

- 住宅用太陽光発電設備の普及啓発や導入を促進します。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーに対する市民の関心を高め、導入につながるよう、情報発信に努めます。
- 環境月間や地球温暖化防止月間を活用し、省エネルギーの普及啓発に努めます。
- 広報等を活用し、エコドライブを促進します。
- 高効率な機器への更新を推進します。
- 再生可能エネルギーの電気の利用を推進します。
- 夏のエアコンの消費量を抑えるため、家庭での緑のカーテン設置を推進します。

市民の取組

- 使用していない家電製品のコンセントを抜くなど、生活における省エネルギー行動を心がけましょう。
- 高い省エネ性能をもつ設備機器等の導入を検討しましょう。
- 既存住宅の改修による省エネの向上を検討しましょう。
- 高い省エネ性能を持つ家電・設備等の買い替えを検討しましょう。(LED照明など)
- HEMSの導入を検討しましょう。
- PPAモデル等を通じた自家消費型太陽光発電設備の導入を検討しましょう。
- 再生可能エネルギー電気の利用を検討しましょう。
- 太陽熱利用設備の導入を検討しましょう。
- 電動車の購入を検討しましょう。
- 夏のエアコンの消費量を抑えるため、緑のカーテンを設置しましょう。

(4) 運輸部門

市の取組

- つるバス・つるワゴンをはじめとする公共交通機関の利用を促進します。
- 広報等を活用し、エコドライブを促進します。
- 電動車の導入・普及・促進に努めます。
- 自転車通行帯等の整備を行い、自転車利用環境の向上に努めます。

市民の取組

- 自動車利用中心の生活から、公共交通機関や徒歩、自転車を利用した生活を心がけましょう。
- 自動車を運転するときはアイドリングストップなどのエコドライブを心がけましょう。
- 電動車の購入を検討しましょう。

事業者の取組

- 従業員に対して、通勤や移動時の公共交通機関や徒歩、自転車の利用を促進しましょう。
- 保有車の点検整備の励行や、アイドリングストップなどのエコドライブを行いましょ。
- 集合住宅には宅配ボックスを設置し、再配達による温室効果ガスの発生を抑制しましょう。
- 電動車の購入を検討しましょう。

(5) 廃棄物部門

市の取組

- 埼玉西部環境保全組合と協力し、ごみの減量と資源分別のための普及啓発に努めます。
- 生ごみの水切りの実践を促進します。
- 食品ロス削減にむけ、商工会や市民団体と協力して啓発を推進します。
- マイボトル普及を目指し、啓発などを行い、ペットボトルなどの使い捨て容器の減量につながるリデュースを推進します。
- マイバッグの持参、簡易包装の普及啓発を行い、ごみの発生を抑制するリデュースや、不要なものは断るリフューズを推進します。
- びん、缶、牛乳パック、食品トレイなどの店舗回収への普及啓発を行い、リサイクルを推進します。
- 使用済小型電子機器等の再資源化の啓発を図ります。
- 生ごみ処理器の活用等による、生ごみの堆肥化を啓発します。
- 学校給食の残菜の堆肥化を推進します。
- 修理しながら、ものを長く使うリペアーの考え方について普及啓発を行います。

市民の取組

- 買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋削減や、ワンウェイプラスチックを断るなどのリデュース・リフューズを実践しましょう。
- 正しく分別して、可燃ごみの減量を心がけましょう。
- 食品ロスをなくすために、食材は使い切り、残さず食べるようにしましょう。
- 資源物は必ず分別し、指定された日に指定された方法で出しましょう。
- リサイクル活動へ参加しましょう。
- リサイクルショップやフリーマーケットを積極的に利用しましょう。
- 特定家庭用機器を廃棄する際、家電リサイクル法に基づき適正に処分しましょう。
- 修理できるものか確認し、修理して長く使いましょう。
- 環境にやさしいリターナブルびん商品を利用しましょう。

鶴ヶ島市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
地域の脱炭素化を牽引する市役所の脱炭素化行動プロジェクト

1 背景

(1) 地球温暖化問題に関する国内外の動向

第1章 1 (2)地球温暖化を巡る国際的な動向(3 ページ)～(3)地球温暖化を巡る国内の動向(4 ページ)のとおり。

(2) 事務事業編の目的

事務事業編は、地方公共団体が実施している事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画です。

事務事業編の策定は、地方公共団体自身に対して効果があるのは当然ながら、地域全体への効果も期待されます。地方公共団体自身への効果としても、環境部局(温室効果ガス排出量の削減に関する具体的な知見の蓄積等)のみならず、営繕部局(脱炭素化の技術力向上等)、管財部局(施設の長寿命化等)、財政部局(ライフサイクルコストの削減等)、防災部局(再生可能エネルギー導入による地域レジリエンスの向上等)、全庁的・横断的な効果(光熱水費の削減等)など、多岐に及びます。地域全体への効果としては、地域に対して温室効果ガス排出量の削減の模範が示されることや、地域の実質的な温室効果ガス排出量の削減がなされるなどの効果が挙げられます。

2 計画改定の趣旨

(1) これまでの策定、改定の経緯及び旧計画の概要

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10(1998)年に成立し、国、地方公共団体、事業者及び国民が果たすべき責務が明記されたことを受け、平成13(2001)年に「鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画」を策定しました。平成30(2018)年に第4期計画を策定し、二酸化炭素排出量削減目標及びコピー用紙使用量目標を掲げ、一事業者として率先的に温室効果ガス排出削減に取り組んできました。第4期計画が令和4(2022)年度で計画期間を終えることから、「地球にやさしいオフィス率先行動計画」を「温暖化対策実行計画(事務事業編)」として本計画に内包するものとします。

なお、本計画では第4期計画までの温室効果ガス排出量の算定方法から変更しているため、本計画内で報告する温室効果ガス排出量は第4期計画期間内に公表されている数値と異なっています。

(2) 「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法

① 温室効果ガス排出量算出式

温室効果ガス排出量は以下の計算式に基づき算出しました。なお、旧計画では、温室効果ガスとして二酸化炭素のみを対象としていましたが、本計画では新たにメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄を追加し温室効果ガス排出量を集計しています。

<算出式>

$$\text{温室効果ガスの排出量} = \text{排出原因活動の活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

② 排出係数

各温室効果ガスの排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成 11 年政令第 143 号）に基づき、下表のとおりとしています。

■二酸化炭素（CO₂）の排出係数（燃料の使用）

燃料	燃料使用量の単位	単位発熱量 (MJ/kg、MJ/L、MJ/Nm ³)	炭素排出係数 (kg-C/MJ)	(参考) 熱量×炭素排出係数 ×44/12
ガソリン	L	34.6	0.0183	2.32 kg-CO ₂ /L
灯油	L	36.7	0.185	2.49 kg-CO ₂ /L
軽油	L	37.7	0.0187	2.58 kg-CO ₂ /L
A重油	L	39.1	0.0189	2.71 kg-CO ₂ /L
液化石油ガス（LPG）	Kg	50.8	0.0161	3.00 kg-CO ₂ /kg
都市ガス	Nm ³	43.3	0.0136	2.23 kg-CO ₂ /Nm ³

出典：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）

■二酸化炭素の排出係数（電力会社から供給された電気の使用）

年度 電気事業者	排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)				
	H25	H30	R1	R2	R3
東京電力	0.525	0.475	0.468	0.457	0.447

出典：東京電力

注）電気の排出係数は、施行令に基づき、経済産業省及び環境省が公表する電気事業者別の排出係数のうち、実排出係数（調整前）を用いています。

また、施行令では、電気事業者から提供された電気使用による排出量の算出においては、前年度の係数を用いることとされており、本計画においても前年度係数を用いています。

■メタン (CH₄)・一酸化二窒素 (N₂O) の排出係数

		排出係数				
		メタン		一酸化二窒素		
自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	0.00001	kg-CH ₄ /km	0.000029	kg-N ₂ O/km
		乗用車 (定員 11 名以上)	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000041	kg-N ₂ O/km
		軽自動車	0.00001	kg-CH ₄ /km	0.000022	kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000039	kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km	0.000026	kg-N ₂ O/km
		軽貨物車	0.000011	kg-CH ₄ /km	0.000022	kg-N ₂ O/km
		特種用途車	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000035	kg-N ₂ O/km
	軽油	普通・小型乗用車	0.000002	kg-CH ₄ /km	0.000007	kg-N ₂ O/km
		乗用車 (定員 11 名以上)	0.000017	kg-CH ₄ /km	0.000025	kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km	0.000014	kg-N ₂ O/km
小型貨物車		0.0000076	kg-CH ₄ /km	0.000009	kg-N ₂ O/km	
特種用途車		0.000013	kg-CH ₄ /km	0.000025	kg-N ₂ O/km	

出典：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）

■フロン (HFC) の排出係数

	排出係数	
カーエアコンの使用 (HFC-134a)	0.010	kg-HFC/台・年

出典：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）

③ 地球温暖化係数

温室効果ガスの二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄は、下表の地球温暖化係数を乗じ、二酸化炭素排出量に換算しています。

■地球温暖化係数

温室効果ガス	係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1,430
パーフルオロカーボン (PFC-14)	7,390
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800

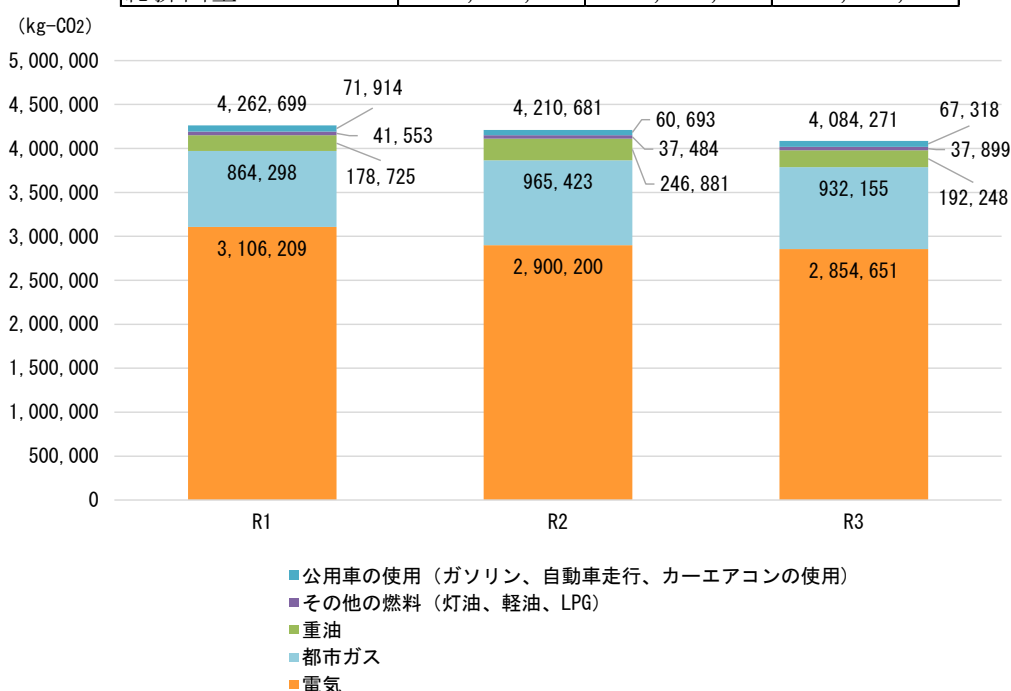
出典：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）

(3) 「温室効果ガス総排出量」の推移及び内訳

エネルギー種類ごとの各年度の温室効果ガス排出量を下記に示します。令和3(2021)年度の温室効果ガス排出量は約408万kg-CO₂であり、令和元(2019)年度と比較すると増加、令和2(2020)年度と比較すると減少傾向となっています。温室効果ガスの総排出量は令和元(2019)～3(2021)年で横ばい傾向を示しています。エネルギー種別にみると、LPG、電気が減少し、重油、都市ガスが増加しています。築年数の古い建物が多く熱効率が悪いこと、新型コロナウイルス蔓延防止のための換気による温度低下のために暖房の使用が増え都市ガス・重油の使用量が増加したものと考えられます。

■エネルギー別の各年度の温室効果ガス排出量

排出量 (kg-CO ₂)	R1	R2	R3
ガソリン	67,195	56,629	62,942
灯油	11,374	9,477	13,494
軽油	2,586	4,409	2,185
重油	178,725	246,881	192,248
LPG	27,593	23,598	22,220
都市ガス	864,298	965,423	932,155
電気の使用	3,106,209	2,900,200	2,854,651
自動車走行	3,632	3,020	3,361
カーエアコンの使用	1,087	1,044	1,015
総排出量	4,262,699	4,210,681	4,084,271



(4) 「温室効果ガス総排出量」の目標達成状況

第4期鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画では平成28(2016)年度(4,732,944kg-CO₂)比12.5%減が目標となっていました。令和3(2021)年度(4,376,777kg-CO₂)では7.5%の削減にとどまり目標達成はできませんでした。なお、本計画と第4期計画では温室効果ガス排出量の算定方法を変更したため、第4期計画で公表している温室効果ガス排出量は(3)で述べた数値と異なります。

※本計画では第4期計画までの温室効果ガス排出量の算定方法から変更しているため、本計画内で報告する温室効果ガス排出量は第4期計画期間内に公表されている数値と異なります。

(5) 計画改定の方針

国は令和12(2030)年度の温室効果ガスの削減目標である平成25(2013)年度比で46%削減を達成するため、国の事務・事業による温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比50%減と決めました。本市においても、国の目標に合わせ、市の事務事業による温室効果ガス削減目標を令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比で50%減とします。

3 基本的事項

(1) 事務事業編の対象とする範囲

■対象施設一覧

小学校	鶴ヶ島第一小学校、鶴ヶ島第二小学校、新町小学校、杉下小学校、長久保小学校、栄小学校、藤小学校、南小学校
中学校	鶴ヶ島中学校、藤中学校、富士見中学校、西中学校、南中学校
学校給食センター	
市民センター	東市民センター、南市民センター、北市民センター(脚折児童館)、富士見市民センター、大橋市民センター(大橋児童館)、西市民センター(西児童館)
女性センター	
農業交流センター	
図書館	
鶴ヶ島海洋センター	
保健センター(教育センター)	
保育所	鶴ヶ島保育所(発育支援センター)、富士見保育所
学童保育室	なかよしクラブ、どんぐりクラブ、ありんこクラブ、第2ありんこクラブ、はちまんクラブ、第2つばきやまクラブ、つくしんぼクラブ、第2つくしんぼクラブ、たんていクラブ
老人福祉センター	
障害者生活介護施設	
上広谷児童館	
市役所	
若葉駅前出張所	
文化財整理室	
運動公園管理事務所	
無人施設(道路照明灯、防犯灯)	

(2) 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められた、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄を対象とします。

なお、本市ではパーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄に係る活動はないことから、実質は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンが対象となります。

■ 計画対象とする活動及び温室効果ガス

活動区分	活動に伴い排出される温室効果ガス
燃料の使用	二酸化炭素 (CO ₂)
電気事業者から供給された電気の使用	二酸化炭素 (CO ₂)
自動車の走行	メタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)
自動車用エアコンディショナーの使用	ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)
パーフルオロカーボンを含む製品の廃棄	パーフルオロカーボン (PFC)
六ふっ化硫黄が封入された電気機械器具の使用、点検、廃棄	六ふっ化硫黄 (SF ₆)

なお、温室効果ガスの排出に直接的に関係はしませんが、本計画ではグリーン購入に係る取組も位置付けるものとします。

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さい製品を、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

グリーン購入は、温室効果ガス排出量の削減には直接的には関係しませんが、グリーン購入を推進することで、エネルギーや資源の消費を低減し、廃棄物の発生を抑えることや、環境意識を高め、他の環境の取組への波及を促進する効果があることから、市で率先した購入を行うものとします。

(3) 事務事業編の計画期間、見直し予定時期

第1章 3 計画の期間(7ページ)のとおり。

(4) 上位計画や関連計画との位置付け

第1章 2 計画の位置付け(6ページ)のとおり。

4 温室効果ガス総排出量の削減目標

(1) 目標設定の考え方

削減目標

2030年度の鶴ヶ島市役所の事務事業による温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減を上回ることを目指します。

事務事業編については、市は自らの事務及び事業に関し率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となる必要があります。そのため、政府実行計画の「平成25(2013)年度比で令和12(2030)年までに50%削減」を踏まえ設定するものとします。

また、達成に向けた事業の詳細については令和5(2023)年度に定め、実施していきます。

(2) 基準年度の温室効果ガス排出量

基準年度である平成25(2013)年度の温室効果ガス排出量は、下表のとおりであり、4,162,805kg-CO₂となっています。このことから、目標年度である令和12(2030)年度までに温室効果ガス排出量を2,081,403kg-CO₂まで削減する必要があります。直近値となる令和3(2021)年度比では49%の削減が必要となります。

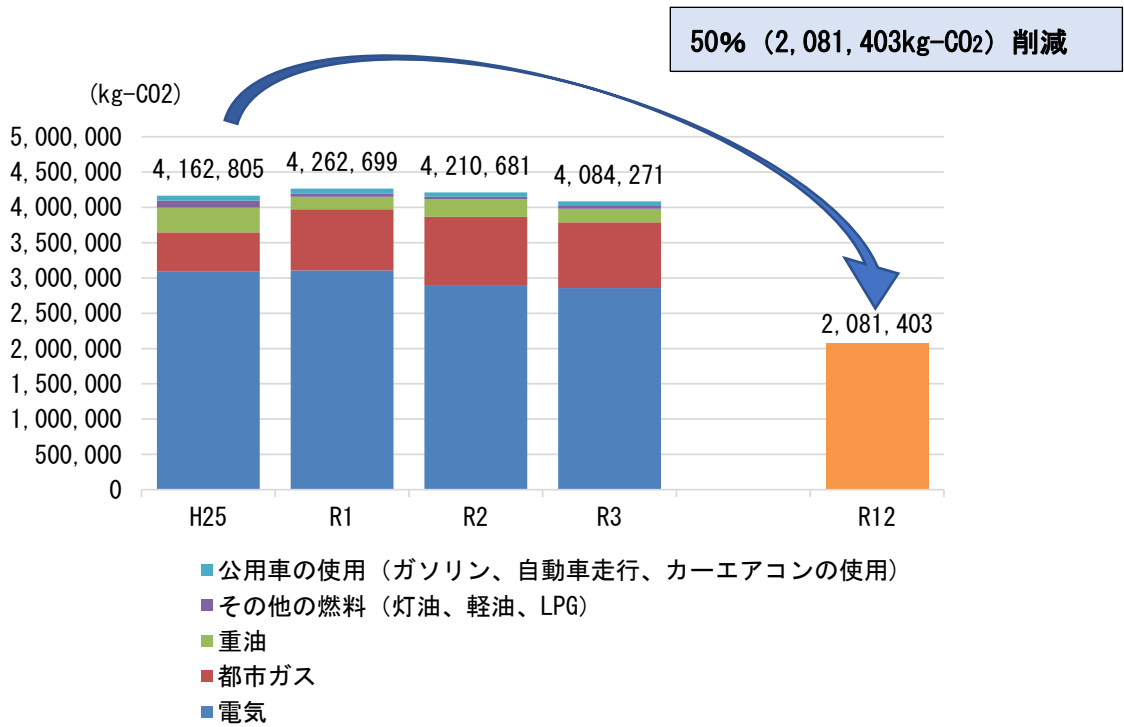
なお、平成25(2013)年度については車の走行量のデータが不明のため除外しています。

■ 基準年度における温室効果ガス排出量

単位：kg-CO₂

	ガソリン	灯油	軽油	重油	LPガス	都市ガス	電気	計
H25	67,870	51,875	3,181	350,539	46,231	547,672	3,095,437	4,162,805

■ 温室効果ガス総排出量の削減のイメージ

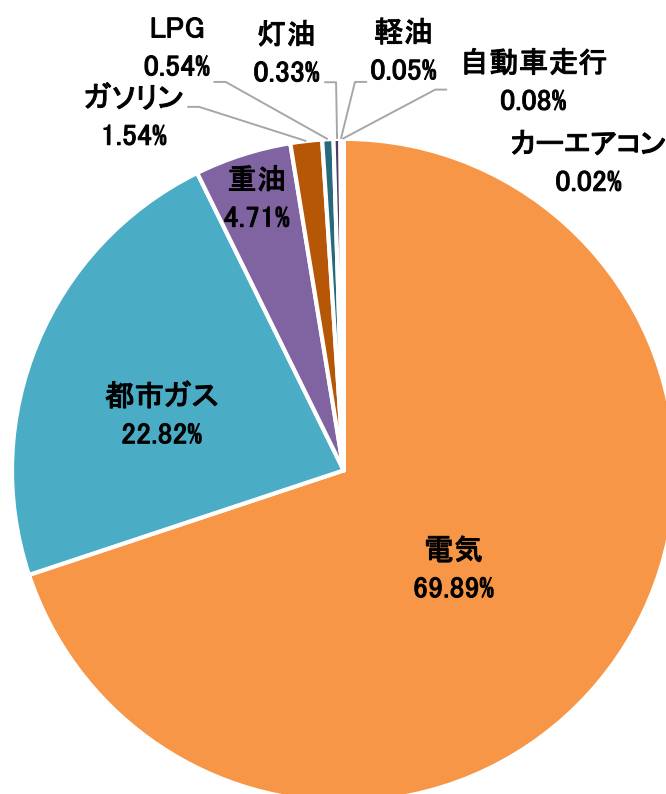


(3) 温室効果ガス排出量の現状

令和3(2021)年度の温室効果ガス排出量の内訳をみると、約69.9%が電気、約22.8%が都市ガスとなっています。効果的な温室効果ガス排出量削減のために、節電や照明・暖房等の効率化等が求められます。

また、施設別にみると市役所からの温室効果ガス排出量が最も大きく、次いで学校給食センター、道路照明灯となっており、これらの施設での削減対策が重要となります。

■ 令和3(2021)年度における温室効果ガス排出量の内訳



■各施設における温室効果ガス排出量

施設	R3年度			順位
	排出量 (kg-CO ₂)			
	施設の 電気使用	施設の 燃料使用	計	
市役所庁舎	385,171	197,922	583,093	1
学校給食センター	300,831	242,004	542,835	2
道路照明灯	486,387	0	486,387	3
図書館	106,619	55,346	161,965	4
防犯灯	153,333	0	153,333	5
長久保小学校	74,895	66,028	140,923	6
新町小学校	66,797	62,346	129,143	7
鶴ヶ島第一小学校	60,630	67,302	127,932	8
杉下小学校	67,037	51,058	118,095	9
鶴ヶ島第二小学校	47,099	54,663	101,762	10
老人福祉センター	53,880	45,737	99,617	11
鶴ヶ島中学校	60,417	31,128	91,545	12
藤中学校	51,940	35,619	87,559	13
西中学校	52,337	34,133	86,470	14
藤小学校	51,364	32,755	84,119	15
栄小学校	45,343	37,913	83,256	16
西市民センター・西児童館	59,877	22,481	82,358	17
富士見中学校	41,278	30,318	71,596	18
大橋市民センター・大橋児童館	68,168	67	68,235	19
南中学校	37,244	28,905	66,149	20
南小学校	44,961	20,015	64,976	21
鶴ヶ島保育所・発育支援センター	51,693	12,837	64,530	22
南市民センター	61,195	0	61,195	23
女性センター	51,013	1,967	52,980	24
公園	51,432	0	51,432	25
富士見保育所	26,076	21,285	47,361	26
東市民センター	45,464	97	45,561	27
北市民センター・脚折児童館	44,464	49	44,513	28
運動公園管理事務所	44,099	0	44,099	29
保健センター・教育センター	41,797	184	41,981	30
富士見市民センター	41,763	4	41,767	31
鶴ヶ島海洋センター	25,076	804	25,880	32
障害者生活介護施設	9,264	7,363	16,627	33
若葉駅前出張所	15,845	0	15,845	34
農業交流センター	13,198	252	13,450	35
上広谷児童館	9,825	14	9,839	36
文化財整理室	6,289	1,706	7,995	37
旧教育センター	371	0	371	38
旧給食センター	179	0	179	39

(4) 政府実行計画への対応

令和 12(2030)年度の政府目標として、以下の数値目標が示されています。温室効果ガス削減に向けて市でも取り組んでいく必要があります。達成に向けた事業の詳細については令和 5(2023)年度に定め、実施していきます。

項目	数値目標
公共施設の LED 化の施設数の割合	100%
設置可能な公共施設の太陽光発電設備の設置割合	50%以上
公用車の電動化率	100%
再生可能エネルギーの電力調達	60%以上
新築建築物	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented(30-40%)相当以上 令和 12(2030)年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready(50%)相当

(5) グリーン購入の考え方

本計画ではグリーン購入に係る取組も推進することとし、以下の数値目標を設定します。

項目	数値目標
鶴ヶ島市グリーン購入に係る基本方針に定める品目のグリーン購入調達率	100%

(6) 温室効果ガス削減に向けた主な取組事例

省エネルギー対策

電力使用量の削減に向けた取組

- 不要な照明の消灯
- ブラインドや緑のカーテンを活用した、効率的なエアコンの利用
- 夏のクールビズ、冬のウォームビズの実践

車両の燃料使用量の削減に向けた取組

- 自動車利用の削減
- エコドライブの励行
- 公用車の電動車化の推進
- 定期的な点検による、効率的な稼働

省資源に向けた取組

- 効率的な複合機の利用
- 紙ではなく電子データの活用
- 紙、空き缶、空き瓶、ペットボトル等の資源化
- 節水の励行

施設管理に係る取組

施設管理に係る取組

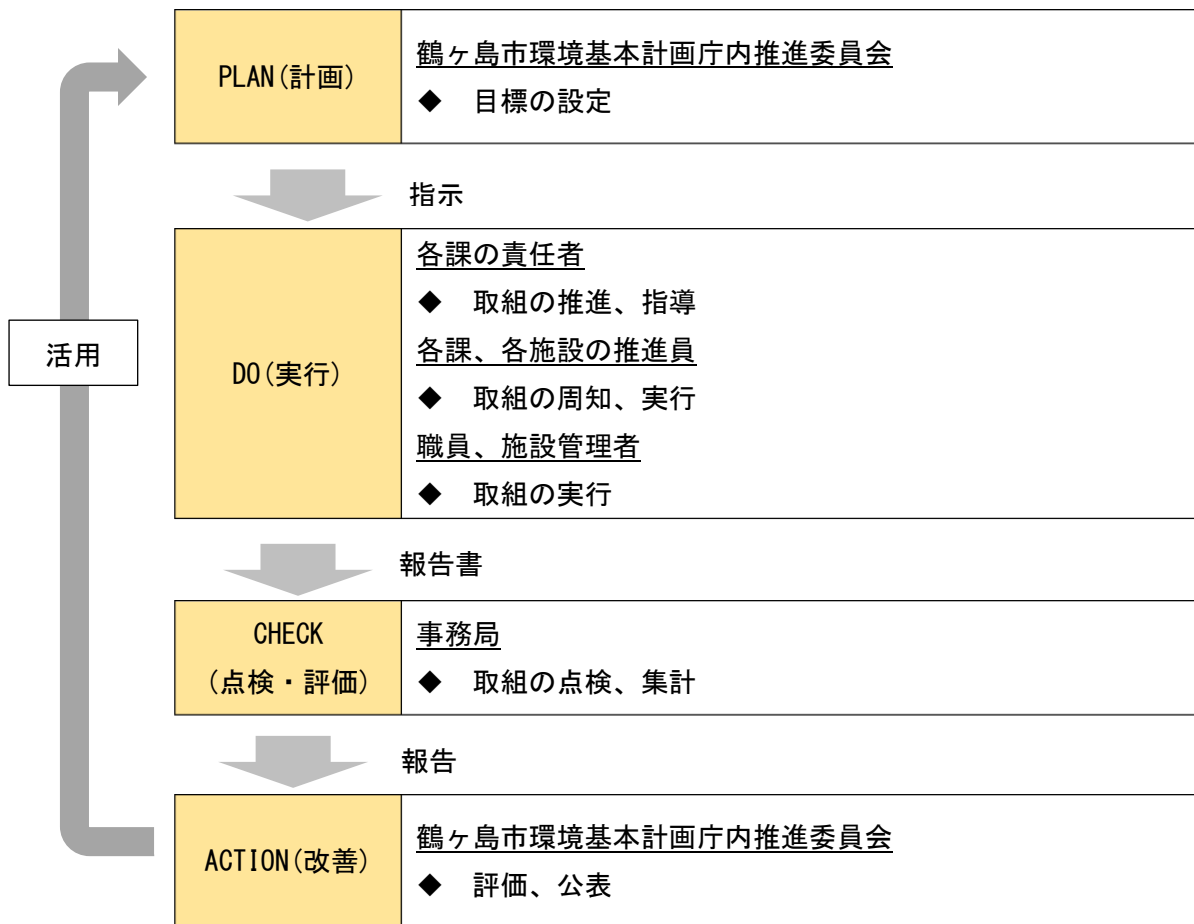
- 設置可能な公共施設への太陽光発電設備の設置の推進
- 電力の供給状況等を鑑みた、可能な限りでの調達電力の再生可能エネルギー比率の向上
- LED 等高効率照明の導入の推進
- グリーン購入法の推進

5 進捗管理の仕組み

(1) 推進・点検・評価・見直し・公表の仕組み

本計画は下図に示す PDCA サイクルにより進捗管理を行い、毎年度の進捗状況の点検と評価の下、必要に応じて計画の見直し及び改善を図り、着実な温室効果ガスの削減に取り組むこととします。

【進行管理の全体像】



【各担当の役割】

① 鶴ヶ島市環境基本計画庁内推進委員会

本計画に基づいた行動目標を設定するとともに、各課に対し、行動目標の達成に向けた具体的な取組を指示します。

また、事務局が取りまとめた各課の取組結果を評価・公表し、必要に応じ、行動目標や取組の見直しを行います。

② 各課の責任者

課の長は、本計画を積極的に推進するための「責任者」として、取組の推進、指導を行います。

③ 各課、各施設の推進員

各課、各施設の推進員は、課の長から指名された者を充て、本計画の内容について職員への周知を図り、本計画に基づいた取組を実践します。

また、各課、各施設の推進員は、エネルギー使用量等を四半期ごとに事務局に報告します。

④ 職員、施設管理者

職員は、行動目標の達成に向けた取組を積極的に実践します。

⑤ 事務局

事務局は、市民生活部生活環境課に置き、本計画の円滑な運営を図るため、必要に応じ、各推進員への指導又は助言を行います。

また、各課、各施設の推進員から報告されたエネルギー使用量等を取りまとめ、環境基本計画庁内推進委員会に報告します。

1 基本的事項

(1) 方針と目標

本計画は、様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減するための取組を位置づけるものです。

本計画では、地球温暖化を要因とした気候変動による影響を鑑み、以下の目標を定めるものとします。

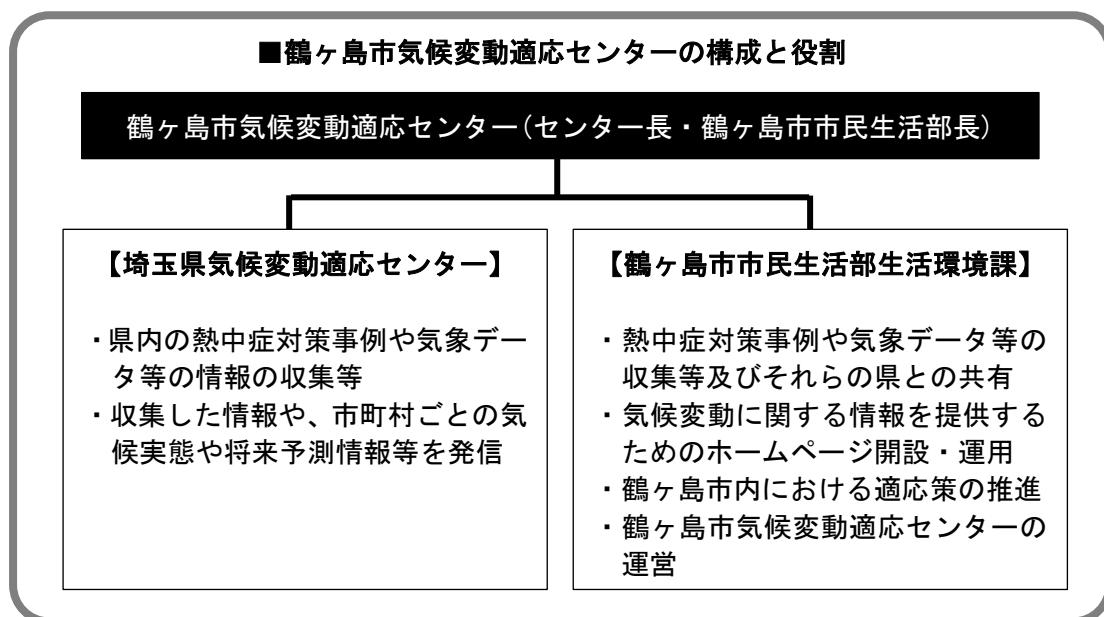
気候危機の中においても市民の安全な暮らしを維持します

(2) 実施体制

本市では、気候変動適応法第13条の規定に基づく気候変動適応センターを設置し、気候変動対策を実施しています。

気候変動適応センターは、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析を行っており、本市では、令和3(2021)年4月1日に、埼玉県と共同して「鶴ヶ島市気候変動適応センター」を設置しました。

「鶴ヶ島市気候変動適応センター」は、自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するとともに、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を埼玉県の適応センターと共有し、整理分析した情報をホームページなどで市民や事業者へ情報提供しています。



(3) 計画期間、見直し時期

第1章 3 計画の期間(7ページ)のとおり。

(4) 進捗確認の方法

第6章 2 計画の進行管理(108ページ)のとおり。

2 区域の特徴

(1) 地理的条件

第2章 1 (1) 地勢・沿革(10ページ)のとおり。

(2) 社会経済状況

第2章 1 (2)人口・世帯(11ページ)及び第2章 1 (5)産業(14ページ)のとおり。

(3) 気候の特徴

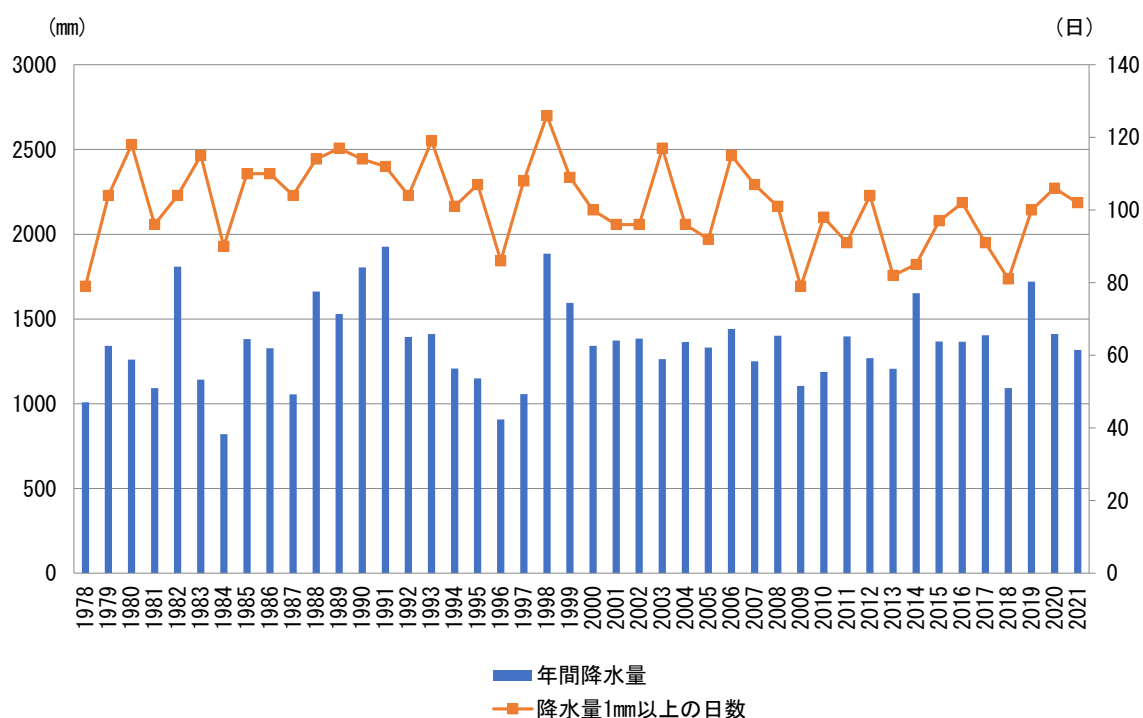
① 気温について

第2章 2 (5)気温の状況(20ページ)のとおり。

② 降水量について

本市に一番近い鳩山観測所の降水量を見ると、緩やかな上昇傾向を示しています。平均年間降水量は1980年代で1,307mm、2010年代で1,366mmと概ね60mmの違いが生じています。一方で、降水量が1mm以上の日数は年々減少傾向にあります。

■ 鳩山観測所における降水量の推移



出典：気象庁

3 区域の気候変動による影響

(1) これまで生じた気象災害と気候変動影響

近年では、平成26(2014)年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて、大雪が降り、市内では45cmの積雪を記録し、カーポートの倒壊や家屋の損壊、交通機関の麻痺等住民生活に大きな影響を与えました。

また、令和元(2019)年10月12日から13日の台風第19号(令和元年東日本台風)では、公共施設を含め一般住宅への浸水被害が発生しました。住宅等の床下浸水や家屋損壊、道路冠水のほか、学校・公共施設にも雨漏等の被害がありました。

(2) 将来の気候変動影響に関する予測

本市においても、IPCCが作成した①SSP1-2.6(持続可能な発展の下で気温上昇を2℃未満におさえるシナリオ)、②SSP5-8.5(化石燃料依存型の発展で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ)での将来(21世紀末)の平均気温の推計では、平均気温が①だと1.3℃、②だと4℃上昇するとされており、喫緊の課題といえます。

(3) 気候変動影響評価結果

中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会が整理した「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について(意見具申)」は、既存の研究による気候変動の将来予測や評価を基に、気候変動の影響について7分野56項目を対象に、それぞれ「重大性」「緊急性」「確信度」の3つの軸で評価を実施しています。

とりまとめられた各項目のうち、鶴ヶ島市の地理的条件や社会経済状況を考慮し、優先度の高い項目を以下のように抽出しました。

- 「重大性」「緊急性」「確信度」が「特に大きい」・「高い」であり、かつ鶴ヶ島市に存在するもの

気候変動対策は地球規模の課題ですが、国レベルの取組だけでなく、本市においても総合的、計画的な取組を推進することが重要です。

■鶴ヶ島市における気候変動による影響評価結果

分野	大項目	小項目	意見具申(国報告書)				鶴ヶ島市	
			現在及び将来予測される影響	重大性	緊急性	確信度	現在及び将来予測される影響	
農業・林業・水産業	農業	水稻	・品質の低下(白未熟粒、一等米比率低下など) ・収量の減少	○	○	○	品質低下	
		病害虫・雑草	・ミナミアオカメムシの分布域拡大	○	○	○	ミナミアオカメムシの増加	
生態系	自然	分布・個体群の変動(在来生態系)	昆虫等の分布域の変化、ライフサイクル等の変化による種の絶滅	○	○	○	多くの種の絶滅のリスク	
沿岸域	自然災害	河川	洪水	大雨事象の発生頻度の増加	○	○	○	集中豪雨の発生頻度の増加による河川氾濫のリスク
健康	暑熱	死亡リスク	気温の上昇による超過死亡	○	○	○	気温の上昇による死亡数の増加	
		熱中症	熱中症搬送者数の増加	○	○	○	熱中症患者数の増加	
都市生活	国民生活	その他	暑熱による生活への影響等	ヒートアイランドによる高温化	○	○	○	市街地の気温上昇

○は重大性が特に大きい、緊急性や確信度が高いもの

出典：「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について(意見具申)」

4 適応策に関する情報

(1) 区域で優先的に取り組む施策

気候変動の適応策の主なものとして、自然災害対策と健康対策があります。

本市は、全域がほぼ平坦地で、大きな河川もないため、水害で家屋が全壊するような被害は想定されていません。

一方、健康対策では、令和2(2020)年度に最高気温40.2℃を記録しており、今後さらに気温は上昇すると予測されています。また、近年では年間の猛暑日も増加傾向にあります。このことから、暑熱に対する施策が喫緊の課題であると考えられ、本市では3(3)で取り上げた優先度の高い項目の中で、熱中症対策に優先的に取り組むこととします。

(2) 目標達成に向けた取組

本計画では、本市において気候変動による影響を回避・低減するべき適応策として、次ページに示す市、市民、事業者の取組を推進していくものとします。

なお、これらの取組は「鶴ヶ島市地域防災計画」で示した事項、「鶴ヶ島市気候変動適応センター」での取組と密接に関係するものであり、これらの取組との連携により推進していくものとします。

自然災害対策

【市の取組】

- ハザードマップを作成・配布するとともに、緊急避難場所等について、市民等への周知を徹底します。
- 関係機関と連携し、防災訓練等を実施するなど、異常気象・気象災害に対する危機管理体制を強化します。

【市民の取組】

- ハザードマップ等を把握しましょう。
- 防災グッズを準備しましょう。
- 地域の防災活動に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 食料や飲料水、生活必需品の備蓄を行いましょう。
- 災害時の物流ルートや燃料供給に関して検討しましょう。

■鶴ヶ島市防災ハザードマップ



鶴ヶ島市 防災ハザードマップ 保存版

地震 水害

わが家の防災メモ

わが家の避難場所1	家族の集合場所
わが家の避難場所2	災害時の連絡先
わが家の避難場所3	

●家族・組織の連絡先

名	前	血液型	電話番号	会社・学校名	会社・学校の連絡先
		型			
		型			
		型			
		型			

発行：鶴ヶ島市役所 市民生活部 安心安全推進課
〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1
電話：049-271-1111 FAX：049-271-1190
平成31年1月

■鶴ヶ島市内水ハザードマップ



鶴ヶ島市 保存版 内水ハザードマップ

わが家の「防災・緊急情報」メモ

わが家の連絡先 鶴ヶ島市の市外局番-049

氏名	連絡先	会社・学校	血液型	アレルギー	家族歴	かかりつけ医

【メモ】※書ききれなかった内容や、知ってほしい情報(介護情報・高齢者等への配慮など)をのべてください。

●家族での決め事

鶴ヶ島市役所 〒350-2292 鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1 TEL:049-271-1111 (安心安全推進課)
HP: https://www.city.tsurugashima.lg.jp/ [西暦2年7月発行]

気候変動に適応した健康対策

【市の取組】

- 公共施設など「まちのクールオアシス」を実施することで、熱中症対策に取り組みます。
- 熱中症対策に関する情報提供を行います。
- 広報紙やホームページ等により、熱中症予防や気候変動による影響・適応等に関わる情報を提供するとともに、熱中症警戒アラート発令時には防災行政無線等を活用し、注意喚起を行います。
- 夏のクールビズ、冬のウォームビズを実践します。
- 蚊媒介感染症等の感染症リスクや、防除に関する情報提供を行います。

【市民の取組】

- 熱中症警戒アラートの情報などを活用し、予防に努めましょう。
- 気候の変化に応じた居住環境の選択やライフスタイルの工夫を心がけましょう。
- 家庭において、様々な知恵を生かしたクールビズやウォームビズを実践しましょう。

【事業者の取組】

- 従業員に対する熱中症対策教育を行いましょう。
- 事業実施時に熱中症警戒アラートの情報などを活用し、予防に努めましょう。
- 気候の変化に応じた事業活動の選択や工夫を心がけましょう。
- 事業所における室温の管理を徹底し、クールビズやウォームビズに努めましょう。

第 6 章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

(1) 環境基本計画庁内推進委員会

本計画に掲げた施策を推進するとともに、庁内各課で実施した環境施策の状況を把握し、進行管理を行うため、関係各課で構成する「環境基本計画庁内推進委員会」により、環境施策を総合的・計画的に推進するとともに進捗状況について確認、管理します。

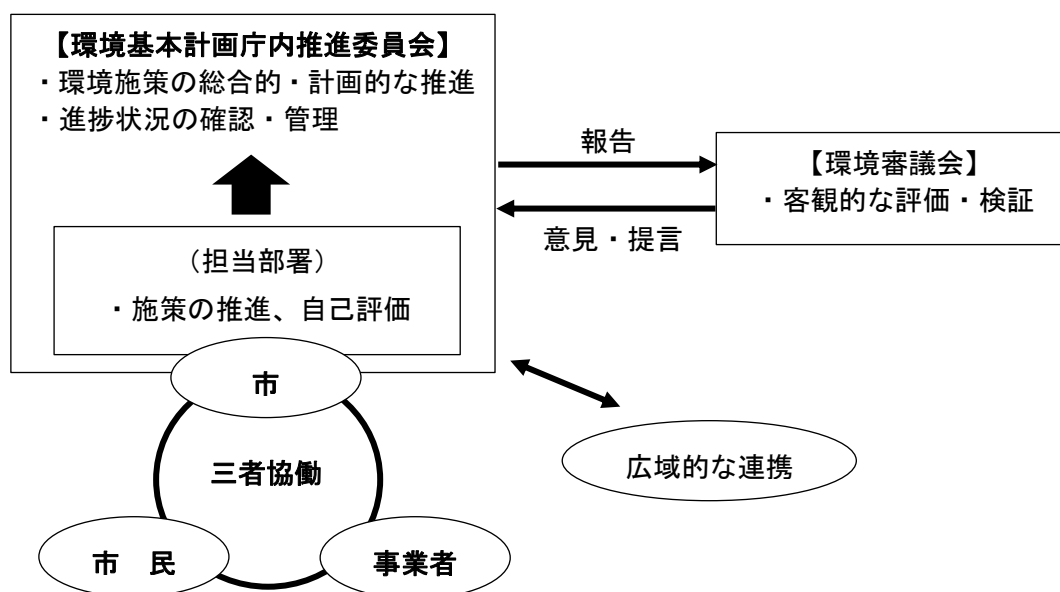
(2) 環境審議会

本計画の進捗状況等について、客観的な立場から意見を聴取することを目的に、「美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例」に位置付けられている組織である「環境審議会」に報告し、意見・提言を受けます。

(3) 広域的な連携

水質汚濁や大気汚染、地球温暖化問題など、広域的な対応や取組が求められる課題については、国や県、周辺自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点により環境施策の推進に努めます。

■計画の推進体制



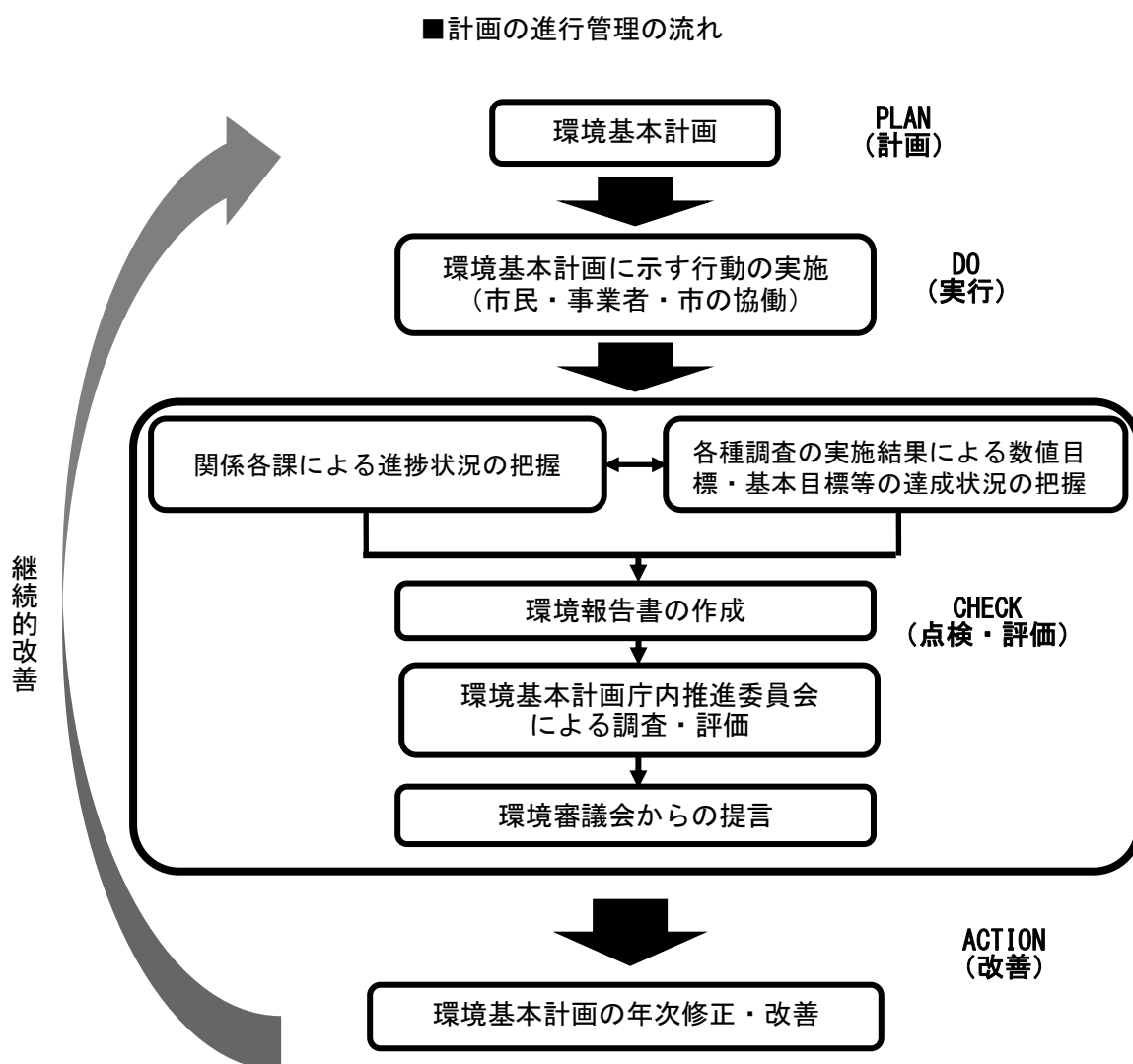
2 計画の進行管理

(1) 環境基本計画庁内推進委員会

本計画の実行性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施・運用、継続的な改善・行動までの一連の流れを、Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（点検・評価）→ Action（改善）のサイクルにより、進捗状況の把握、評価を行っていきます。

計画及び施策の実施状況は、庁内の横断的な計画の推進組織である「環境基本計画庁内推進委員会」や、必要に応じた市民や事業者、団体からの情報などを踏まえて定期的に把握・調査します。

これらの調査結果は、「環境報告書」の発行などにより市民・事業者等への定期的な公表を行い、「環境審議会」からの意見・提言をいただき、継続的に内容を改善していきます。



資料編

1 策定の経緯

(1) 環境審議会の開催状況

開催日程	主な審議内容
第1回 令和4年7月20日	<ul style="list-style-type: none">◆ 会長・副会長の互選について◆ 鶴ヶ島市環境基本計画の策定について（諮問）◆ 令和3年度環境報告書について◆ 第3期鶴ヶ島市環境基本計画の策定方針について
第2回 令和4年10月28日	<ul style="list-style-type: none">◆ 第3期鶴ヶ島市環境基本計画策定に向けた環境に関する市民・事業者アンケート調査の結果について◆ 第3期鶴ヶ島市環境基本計画【計画の骨子】について◆ 審議会・アンケートを含めた意見反映後
第3回 令和5年1月30日	<ul style="list-style-type: none">◆ 第3期鶴ヶ島市環境基本計画【計画素案】について
第4回 令和5年3月28日	<ul style="list-style-type: none">◆ 市民コメント（パブリックコメント）の実施結果について◆ 鶴ヶ島市環境基本計画の策定について（答申）

(2) 環境基本計画庁内推進会議の開催状況

開催日程	主な審議内容
第1回 令和4年6月15日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none">◆ 令和3年度環境報告書（案）について
第2回 令和4年11月4日	<ul style="list-style-type: none">◆ 環境基本計画と地球温暖化対策実行計画の策定方針について◆ 市民・事業者アンケート調査について◆ 第3期鶴ヶ島市環境基本計画【計画の骨子】について（環境像及び体系図）◆ 温暖化対策実行計画「事務事業編」の改定方針（案）について◆ 今後のスケジュールについて
第3回 令和4年12月23日	<ul style="list-style-type: none">◆ 第3期鶴ヶ島市環境基本計画の進捗状況について◆ 第3期鶴ヶ島市環境基本計画【計画素案】

2 市長の諮問

鶴生 第 295 号
令和4年 7月20日

鶴ヶ島市環境審議会
会 長 小瀬 博之 様

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久



第3期鶴ヶ島市環境基本計画について（諮問）

美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例（平成 11 年条例第 17 号）第 8 条の規定に基づき策定する、第 3 期鶴ヶ島市環境基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問説明）

本市は、平成 15 年 1 月に策定した鶴ヶ島市環境基本計画をはじめとして、平成 25 年 3 月に第 2 期鶴ヶ島市環境基本計画を策定し、環境関連施策を推進してきました。

この間、地球温暖化の進行や自然環境の破壊等の環境問題に対し、温室効果ガス排出削減への取組をはじめ、廃棄物の排出抑制、生活環境の保全などの取組を進めてきましたが、その一方で、新たな温室効果ガスの削減の政府目標、気候変動の影響への適応など、新たな課題への対応が求められています。

第 3 期計画は、現計画の推進状況や課題、地域特性、財政状況などを踏まえ策定しますので、今年度中に、ご答申くださるよう諮問いたします。

3 鶴ヶ島市環境審議会の答申

令和5年3月28日

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久 様

鶴ヶ島市環境審議会
会長 小瀬 博之

第3期鶴ヶ島市環境基本計画について（答申）

令和4年7月20日付け、鶴生第295号をもって諮問のありました「第3期鶴ヶ島市環境基本計画について」について、限られた日程のなかで慎重かつ熱心に審議し、審議内容については、第3期計画（案）に反映してまいりました。

「第3期鶴ヶ島市環境基本計画」の推進にあたっては、市の目指すべき環境像の「緑と水と生きものと 持続可能な社会を目指すまち」の実現に向けて下記の点に特に留意されるよう意見を付して答申します。

記

- 1 市民・市民団体・事業者との協働体制の確立について
本計画を推進していくためには、市・市民・市民団体・事業者が連携・協働して施策に取り組むことが必要となります。市は、市民・市民団体・事業者と情報を共有し、協働体制の確立に努めていただきたい。
- 2 環境基本計画の周知・浸透について
本計画を実行性のあるものとするためには、本市のめざす環境像を実現するために、本計画に位置づけされている「鶴ヶ島市の望ましい環境像を実現するための取組」などを広く周知することが必要となります。また、市としても、市民の模範となるべく、温室効果ガス削減のために率先して取り組んでいただきたい。
- 3 適時適切な見直しについて
近年環境を取り巻く問題は、大きく変化しており、その対応が求められています。地球温暖化、気候変動や生物多様性の問題等の喫緊の課題に対して、実行性のある施策が展開できるように、10年の計画期間や中間見直しに拘ることなく、適時適切な時期に見直しを行っていただきたい。

4 鶴ヶ島市環境審議会名簿

区分	氏名	所属団体等	備考
知識経験	小瀬 博之	東洋大学総合情報学部教授	会長
	井元 りえ	女子栄養大学教授	
	上領 園子	埼玉県環境アドバイザー	
公募	柏木 美之	市民情報連絡会等	
	末永 智子	つるがしま緑のカーテン市民実行委員会事務局長	
団体等	三浦 淳平	鶴ヶ島市コミュニティ協議会会長	
	前田 則義	つるがしま緑のカーテン市民実行委員会会長	副会長
	仲田 真理子	生活クラブ生活協同組合鶴ヶ島支部組合員	
	島崎 洋	鶴ヶ島の自然を守る会	
	小峰 宏仁	鶴ヶ島市商工会事務局長	
	増田 潔彦	鶴ヶ島市農業会議所監事	
	岡本 春美	エコ鶴市民の会	
関係機関	堀口 郁子	埼玉県東松山環境管理事務所長	
	田村 潤一郎	埼玉西部環境保全組合事務局長	

(敬称略)

5 鶴ヶ島市環境基本計画庁内推進会議名簿

役職	氏名	所属
委員長	白井 克英	市民生活部長
副委員長	袴田 健	総合政策部長
委員	橋本 道生	政策推進課長
	平野 強	資産管理課長
	真仁田 宏彰	危機管理課長
	長谷部 隆	地域活動推進課長
	永井 昌和	生活環境課長
	玉木 亨	産業振興課長
	木村 貴治	健康長寿課長
	大川 和彦	都市計画課長
	小久保 輝彦	都市計画課主席主幹
	後口 秀樹	道路建設課長
	中田 雅也	教育センター所長

6 鶴ヶ島市環境審議会規則

平成 11 年 12 月 24 日規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例（平成 11 年条例第 17 号）第 28 条の規定に基づき、鶴ヶ島市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 審議会は、特定事項を審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

7 美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの 基本を定める条例

平成 11 年 12 月 22 日条例第 17 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境に関する基本的施策（第 7 条—第 12 条）

第 3 章 環境に関する推進体制（第 13 条—第 25 条）

第 4 章 環境審議会等（第 26 条—第 28 条）

附則

昔、鶴ヶ島が村であった頃、人々は自然を畏れ、敬い、その生活は、自然とともにあった。

村が町になり、都市を形づくるにつれ、生活は土から離れ、水を汚し、空を曇らし、私たちは、自然とともに生きることを忘れてきた。

それは、地球全体に広がっていた。

今、私たちは、人間が人間らしく暮らせる都市をつくりたい。

そして、地球市民として積極的に自分の生き方を見直したい。

かけがえのない地球、緑豊かなこの鶴ヶ島、私たちは、美しいふるさとを育み、未来の子どもたちに贈ることを誓います。

私たちの鶴ヶ島市は、他にさきがけて 1991 年 11 月 10 日に、この「地球にやさしいリサイクル都市づくりの誓い」を広く宣言しました。

ここに思いを新たにし、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 私たち鶴ヶ島市民は、現在及び将来にわたって、健康で文化的な生活を営み、さらに発展させていくためには、美しく住みよい環境を単に保全するだけではなく、よりすばらしい環境を創造していくことが重要であると考えます。この条例は、よりよい環境づくりにどうしても必要な基本となることがらを定めることを目的としています。

（用語の定義）

第 2 条 この条例では、定める内容が明らかになるように、次の言葉を、以下に説明している意味で用います。

- (1) 環境への負荷 人の活動が環境に与える影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるもの
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又は部分に影響が及ぶ事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献し、健康で文化的な生活の確保に寄与するもの
- (3) 公害 事業活動その他の人の活動で生じる相当広範囲の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭による人の健康又は生活環境への被害

(4) 環境監査 環境への取組について、自ら行う点検と評価

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次の基本理念に基づいて推進します。

- (1) 市民が健康で文化的な生活を営み、うるおいと安らぎの恵み豊かな環境を享受するためには、各自が不断の努力によって、進んで責務を果たし、積極的に実現を図っていくことが不可欠であること。
- (2) 自然の生態系が微妙な均衡のうえに成り立っていることの理解並びに環境への負荷により環境破壊が進みつつある現状の認識を通じて、将来にわたっての持続的発展が可能なりサイクル社会を構築すること。
- (3) 地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを十分に配慮して、日常生活と事業活動とにおいて、自発的な行動を通じて市、市民及び事業者（市内において事業活動を行う者をいいます。）が積極的に、相互に協力していくこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念の実現を図るために、環境の保全と創造に関する総合的で、効率的な施策を策定し、これを積極的に実施する責務を有します。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念の実現を図るために、ごみ排出量の抑制その他日常生活に伴う環境への負荷の低減に自発的かつ積極的に協力する責務を有します。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念の実現を図るために、その事業活動に伴って生じるばい煙、汚水、その他の公害を防止するとともに、廃棄物等の適切な処理を図り、自然環境の適正な保全に、進んで措置を講じる責務を有します。

第2章 環境に関する基本的施策

(環境への配慮の優先)

第7条 市は、すべての施策の策定に当たっては、環境への配慮を優先させ、環境への負荷の低減を図り、地球環境の保全と公害の防止に努めなければなりません。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全と創造についての施策を総合的で、効率的に実現するため、環境の保全と創造についての基本的な計画（以下「環境基本計画」と略します。）を策定しなければなりません。

2 環境基本計画は、次の事項について定めるものとします。

- (1) 環境の保全と創造についての長期的な目標と施策のあらまし
- (2) その他環境の保全と創造についての施策を総合的、計画的、かつ効率的に推進するために必要なことから

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、鶴ヶ島市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに公表するものとします。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければなりません。

(総合調整のための体制の整備)

第10条 市は、環境の保全と創造に関する施策について総合的に調整し、その推進に必要な組織の体制や運用の方法等を整備するものとします。

(リサイクル社会への取組)

第11条 市は、環境への負荷が少ない都市づくりを推進するため、市民及び事業者による資源のリサイクルとエネルギーの効率的な利用の促進に努めるものとします。

2 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、製品、エネルギー等の利用の促進に必要な措置を講じるものとします。

(地球環境の保全)

第12条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとします。

2 市は、国、県、その他の地方公共団体及び関係機関と連携して、地球環境の保全と創造に関する国際協力の推進に務めるものとします。

第3章 環境に関する推進体制

(環境に資する事業等の推進)

第13条 市は、環境の保全と創造に資する次に掲げる事業等を推進しなければなりません。

- (1) 公園及び緑地等の設置及び維持管理
- (2) 多様な野生生物の生息空間の確保、適正な大気環境の保全、水辺環境の形成、その他自然環境の保全
- (3) 農地、雑木林、屋敷林等の維持保存
- (4) 歴史的景観及び良好な都市景観の保存又は形成

(環境に資する助成措置)

第14条 市は、市民又は事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備並びにその他の環境の保全と創造に資する取組について、必要な助成その他の措置を講じるように努めるものとします。

(基金の設置等)

第15条 市は、環境の保全と創造に関する施策を効率的に推進するため、基金の設置その他必要な財政上の措置を講じるものとします。

(環境上の支障を防止する措置)

第16条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に対し、迅速かつ効率的に必要な措置を講じなければなりません。

(環境の教育と学習)

第17条 市は、市民及び事業者が、環境問題に関して、より理解と認識とを深めることができるように、環境の保全と創造に関する教育及び自発的な学習の普及を地域、学校、職場、家庭等の場を通じて図るものとします。

(環境保全活動の促進)

第 18 条 市は、市民又は市民が組織する民間の団体（以下「民間団体」といいます。）並びに事業者が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動を促進するために、必要な措置を講じるものとします。

（情報の収集と調査の実施）

第 19 条 市は、環境の状況の把握又は環境の保全と創造に関する施策に資するため、環境に関する情報の収集及び調査の実施に努めるものとします。

（情報の提供）

第 20 条 市は、第 17 条及び第 18 条に定める活動の促進等に資するため、前条の情報を公表し、又は適時、適切に提供しなければなりません。ただし、この場合には、個人及び法人の権利や利益の保護に配慮しつつ行うものとします。

（市民の意見の提出及び反映）

第 21 条 市民は、いつでも、自由に、環境に関する意見を市に対して述べ、又は提出することができます。民間団体及び事業者についても同様とします。

2 市は、これらの意見を環境の保全と創造に積極的に反映させることができるように、必要な措置を講じるものとします。

（監視等の体制の整備）

第 22 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全と創造に資する施策を適時、適切に実施するために、必要な監視、巡視、測定等の体制を整備するものとします。

（環境影響評価の推進）

第 23 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に先立ち、環境に及ぼす影響について、進んで調査し、予測し、又は評価を行い、その結果に基づいて環境の保全に関して適切に配慮することを推進するため、相談、助言、指導及び協力等に努めるものとします。

（環境監査の普及）

第 24 条 市は、事業者の事業活動が環境に与える影響について、事業者自らが自発的に行う点検と評価を普及徹底させるために、必要な措置を講じるものとします。

（報告書）

第 25 条 市長は、毎年、環境の状況や環境の保全と創造について講じた施策に関する報告書を作成し、速やかに公表するものとします。

第 4 章 環境審議会等

（環境審議会）

第 26 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、鶴ヶ島市環境審議会（以下「審議会」と略します。）を設置します。

（所掌事務）

第 27 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査し、審議します。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全と創造についての重要事項又は基本的事項
- (3) 一般廃棄物の減量化、再資源化等に関する事項
- (4) その他環境に関連する事項

(委任)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 1 月 1 日から施行します。
(鶴ヶ島市廃棄物減量等推進審議会条例の廃止)
- 2 鶴ヶ島市廃棄物減量等推進審議会条例（平成 6 年条例第 9 号）は、廃止します。
(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 44 年条例第 1 号）の一部を次のように改正します。
〔次のよう〕略

8 鶴ヶ島市ゼロカーボンシティ宣言



鶴ヶ島市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動により、甚大な被害をもたらす自然災害が地球規模で発生しています。国内においても、猛暑や集中豪雨、大型台風など、今までに経験したことのない異常気象が頻発し、私たちの生命や暮らしが脅かされる事態となっています。

このような地球規模の問題に対して、2021年のCOP26では、「世界平均気温の上昇を産業革命以前から1.5℃に抑える」という目標を掲げ、喫緊の課題として取り組んでいくことが再確認されました。

日本においても、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指し、2030年における温室効果ガスを2013年度比で46%削減することとしています。

本市は、快適な居住空間が整備されている一方で、農地や屋敷林、水辺などの武蔵野の原風景が残されており、都市と自然が美しく調和した暮らしやすいまちです。先人から受け継いだこのようなふるさとの環境を守り、次世代に継承していくためには、私たち一人ひとりが地球環境に強い関心と危機感を持ち、脱炭素への取組を進めることが必要です。

未来へ、そして子どもたちのために、市民、事業者、行政が一体となった「オール鶴ヶ島」で、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指し、全力で取り組むことをここに宣言します。

令和5年（2023年）3月20日

鶴ヶ島市長

齊藤 芳久

9 環境に係るアンケート調査結果（概要）

(1) 調査の目的

令和5年3月策定予定の第3期鶴ヶ島市環境基本計画の策定にあたって、市民の環境等に係る現状に対する満足度や将来の意向等を聴取し、計画の方向性を検討する上での参考とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

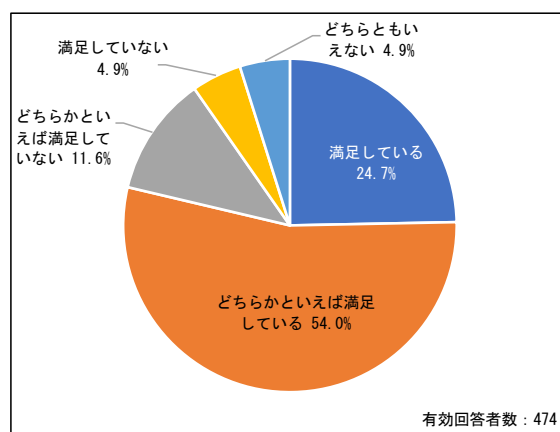
(2) 市民アンケート調査対象・方法

調査対象	鶴ヶ島市在住の男女（全年齢）
調査期間	令和4年8月3日～8月16日
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
配付数	1,300票
回収数	490票（37.7%）

(3) 市民アンケート調査結果

①居住する地域を中心とした環境の満足度

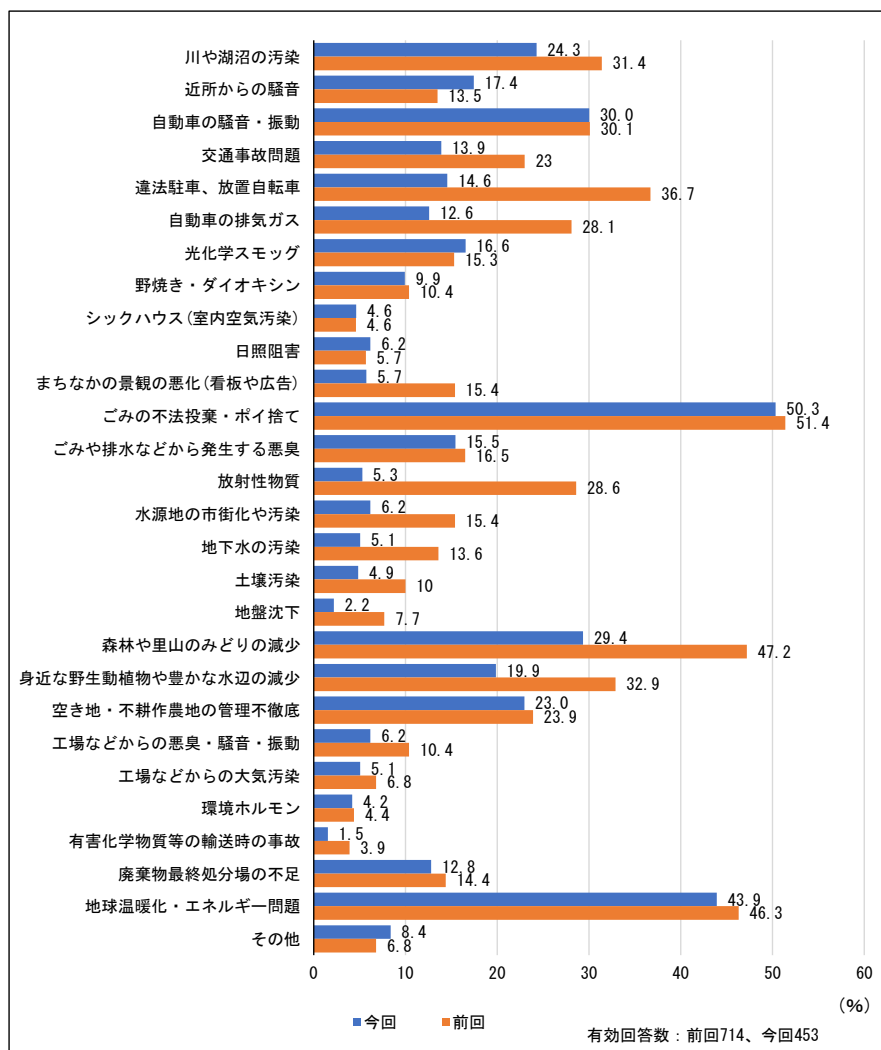
- 周辺環境の満足度は「満足している」が24.7%、「どちらかといえば満足している」が54.0%であり、8割近くの回答者が満足しています。
- 一方、「どちらかといえば満足していない」、「満足していない」回答者は合計で16.5%となっています。
- 年代別では、若年層ほど「満足している」と回答した割合が高い傾向にあります。
- 満足している理由としては、都市機能や自然環境が充実していること、満足していない理由としては、道路・下水道の整備不足等が挙げられています。



■ 周辺環境の満足度

②鶴ヶ島市において気にかかる環境問題

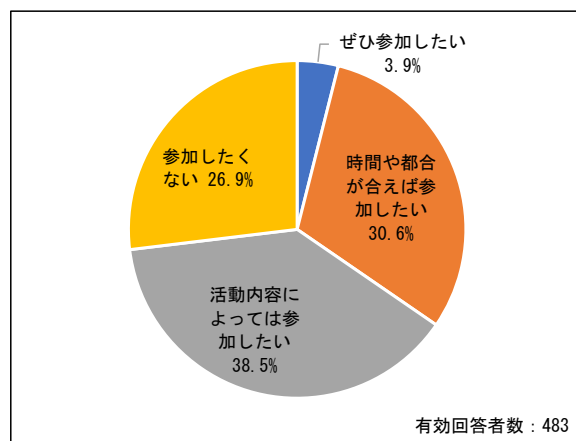
- 前回調査から増加したのは「近所からの騒音」、「光化学スモッグ」、「日照阻害」の3項目であり、多くの環境問題は解決方向に向かっています。
- 「ごみの不法投棄・ポイ捨て」は過半数が気にしており、早急な対策が求められます。
- 「地球温暖化・エネルギー問題」は地域に限った問題ではありませんが、多くの市民が関心を寄せています。



■気にかかる環境問題

③環境保全活動への参加意欲

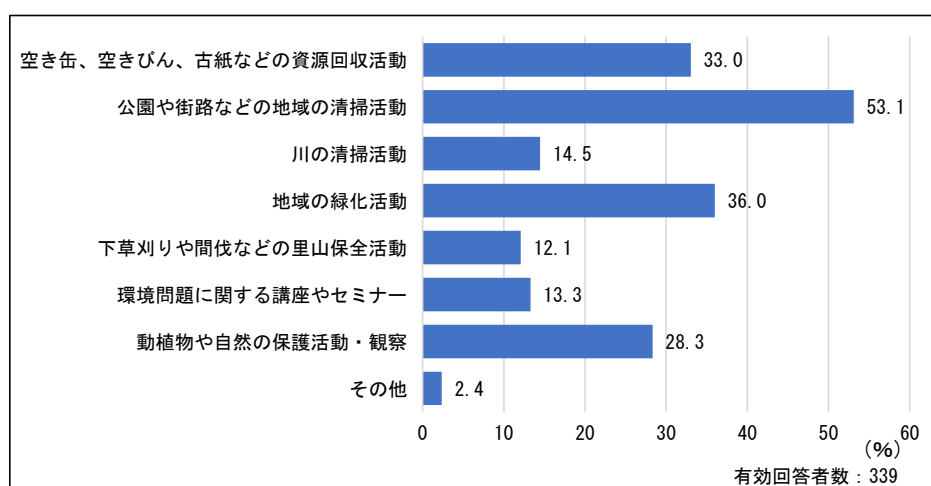
- 環境活動に参加したい（「ぜひ参加したい」、「時間や都合が合えば参加したい」、「活動内容によっては参加したい」）割合は合計で73.1%であり、多くの市民が意欲を示しました。
- 「参加したくない」理由としては「多忙であり、時間がとれない」、「体力的に難しい」が75%以上を占めました。



■環境保全活動への参加意欲

④参加したい活動

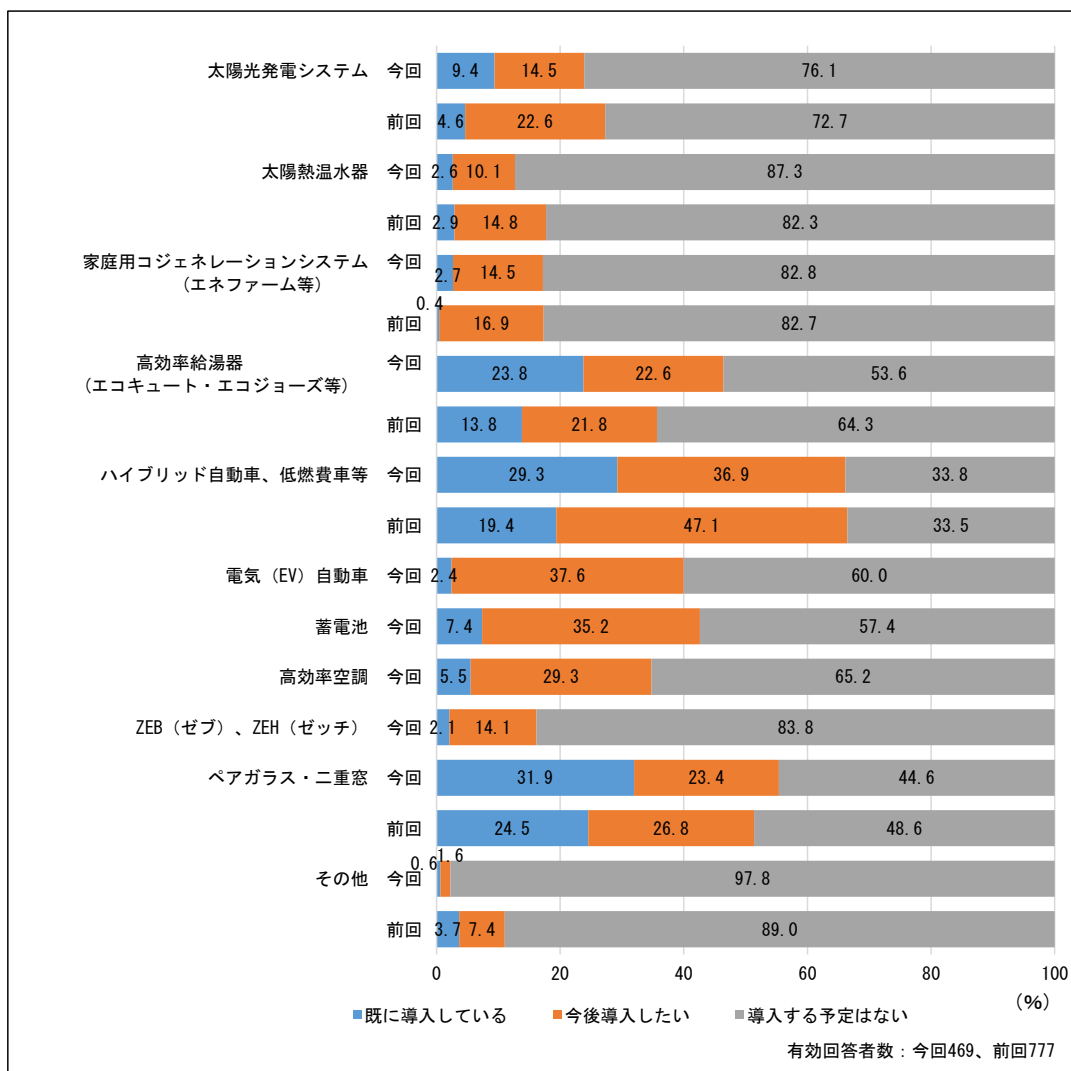
- 参加したい環境活動は「公園や街路などの地域の清掃活動」が53.1%で最も多く、次いで「地域の緑化活動」が36.0%、「空き缶、空きびん、古紙などの資源回収活動」が33.0%となりました。
- 「その他」の意見では、子どもと一緒に参加できる活動が多く挙げられ、親子で参加できる活動が求められています。



■参加したい環境保全活動

⑤再生可能エネルギーや省エネ機器・設備の導入状況

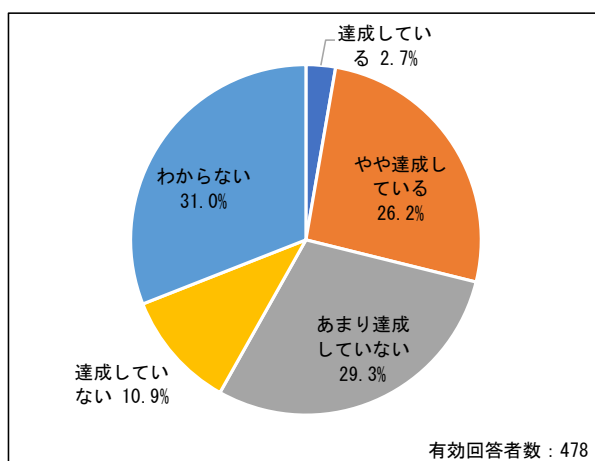
- 前回と比較すると、「太陽熱温水器」以外の項目では「既に導入している」割合が増加しています。
- しかし、「ハイブリッド自動車、低燃費車等」、「ペアガラス・二重窓」以外の項目では「導入する予定はない」が最も大きな割合を占めています。
- 「太陽光発電システム」を導入しない理由としては「初期費用を回収できるかどうかわからない」が24.8%、「費用が高い」が22.1%と、経済面における懸念が大きな割合を占めました。



■再生可能エネルギー、省エネ機器・設備の導入状況

⑥環境像の達成状況

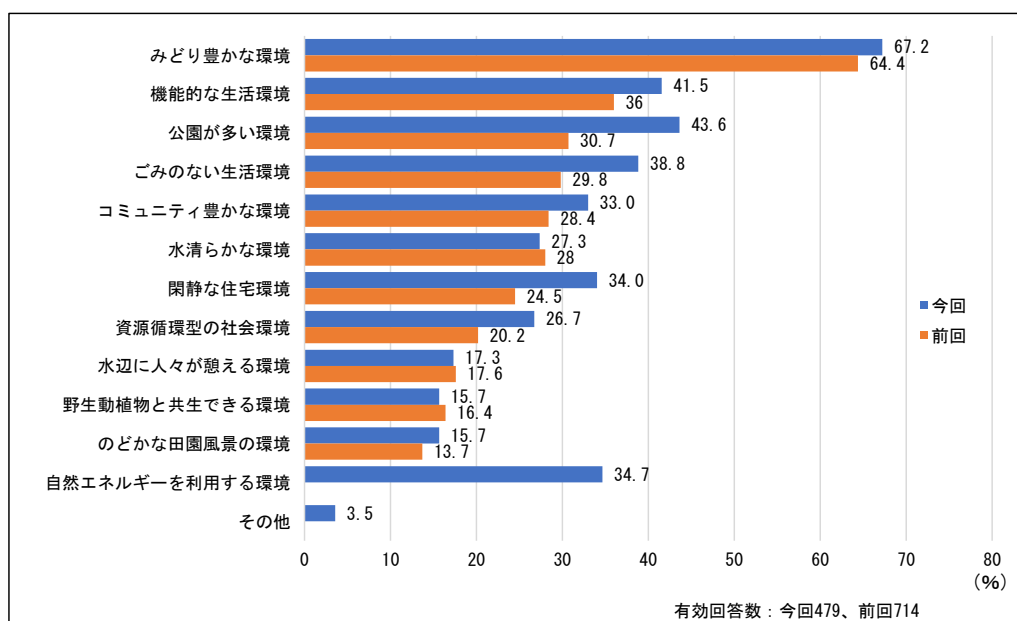
- 前計画の環境像「里山と小川 風と緑と生きものと共に生きるまち」を「達成している」、「やや達成している」と回答した市民は28.9%となりました。
- 一方、「達成していない」、「あまり達成していない」と回答した市民は40.2%となり、より多くの市民が環境像を達成していないと感じています。
- また、居住年数が長いほど「達成している」、「やや達成している」と回答した割合が少なくなっています。



■ 環境像の達成状況

⑦将来あるべき環境像

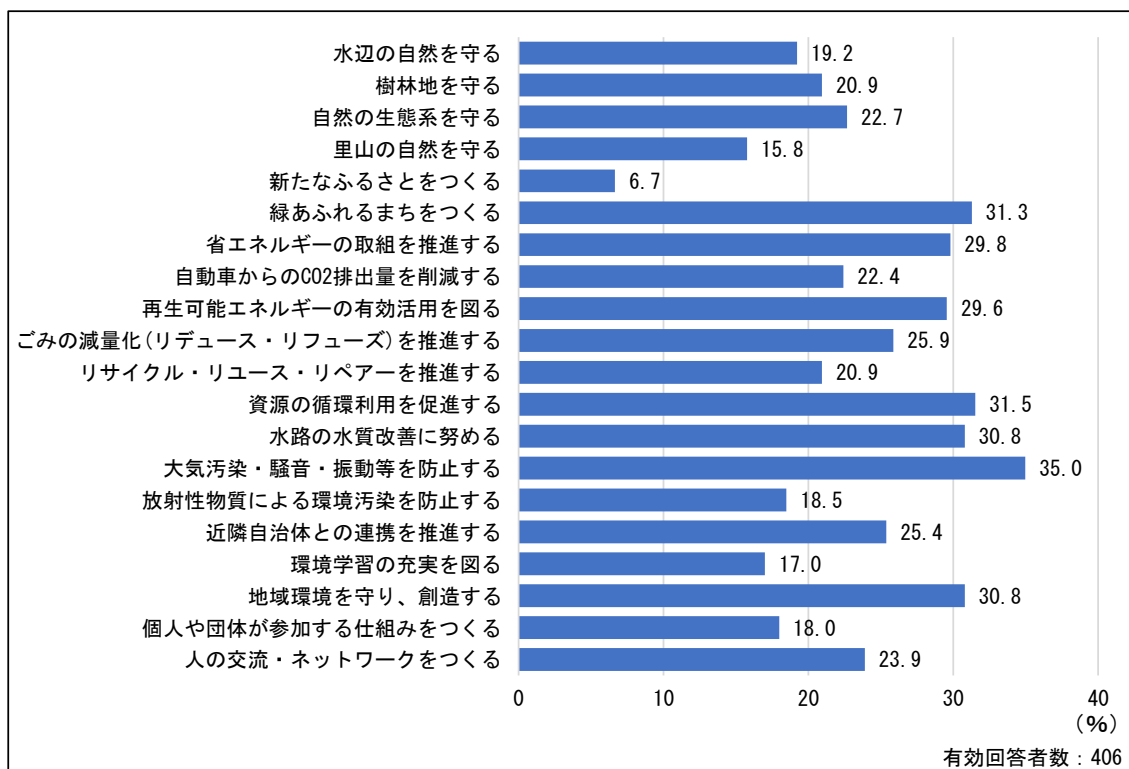
- 将来あるべき環境像は「みどり豊かな環境」が前回に引き続き最も多く、67.2%となりました。
- 「機能的な生活環境」、「公園が多い環境」は前回より増加し、それぞれ40%を超え、都市機能や生活の利便性の向上を求めている市民も多くいます。
- 「その他」の意見では子どもが生活しやすい環境や人々の交流が深い環境という意見が挙げられました。



■ 将来あるべき環境像

⑧重点的に取り組むべき環境基本計画の施策

- 重点的に取り組むべき施策は「大気汚染・騒音・振動等を防止する」が 35.0%と最も多く、生活環境の改善が求められています。
- 次いで「資源の循環利用を促進する」は 31.5%、「緑あふれるまちをつくる」は 31.3%であり、景観や資源の有効利用に関心がある市民が多く見られます。



■重点的に取り組むべき施策

(4) 市民アンケート調査結果のまとめ

- ◆ 市民の鶴ヶ島市の環境に対する満足度は高い結果となりました。
- ◆ 市民は主に生活環境に関する環境問題を気にかけており、市の環境に対する不満を感じる要因のひとつとなっています。
- ◆ 環境保全活動へ参加意欲を示した市民は 70%を超え、その半数以上が地域の清掃活動への参加へ興味を示しました。「ごみの不法投棄・ポイ捨て」を気にしている市民も多いことから、意識啓発やパトロール、関係機関との連携強化が求められます。
- ◆ 気にかかる環境問題で「緑の減少」は 30%近くにのぼり、自然の減少を懸念している市民が多いと言えます。これに対して、参加したい環境保全活動では「地域の緑化活動」に 36%が興味を示しています。
- ◆ 将来あるべき環境像では「みどり豊かな環境」を求める市民が多く、前計画で掲げていた環境像と市民が期待する環境像は概ね合致していると言えます。
- ◆ しかし、環境像を達成していると感じている市民は 30%未満であることから、取り組みを継続することはもちろん、様々な主体の取組についての情報の共有を行っていくことも必要と考えられます。
- ◆ 重点的に取り組むべき課題では生活環境や地球環境問題が多く、地域の問題だけでなく、地球規模の課題に関心を持つ市民も多くなっています。このため、幅広く環境課題を捉えながら長期的な視点をもった取組を行っていく必要があります。
- ◆ 子育てしやすい環境や、子どもが安全に暮らせる環境を望んでいる市民も多く、子どもの生活に係る環境づくりも課題となっています。

(5) 事業者アンケート調査対象・方法

調査対象	鶴ヶ島市に事業所を構える企業、商店等
調査期間	令和4年8月3日～8月16日
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
配付数	200票
回収数	66票 (33.0%)

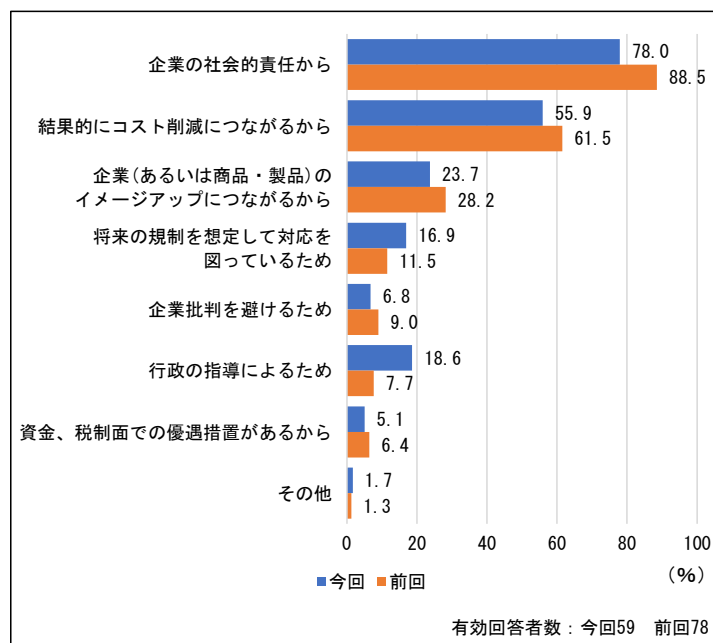
(6) 事業者アンケート調査結果

①実施している環境活動

- 実施している環境活動は「廃棄物の分別」、「空室等のこまめな消灯」がそれぞれ92.1%、91.9%と非常に高い割合となりました。
- 簡易な項目に関しては「既に実施している」事業所が前回より増加していますが、システムの導入等の、負担の大きなものに関しては減少しています。

②環境活動に取り組む理由

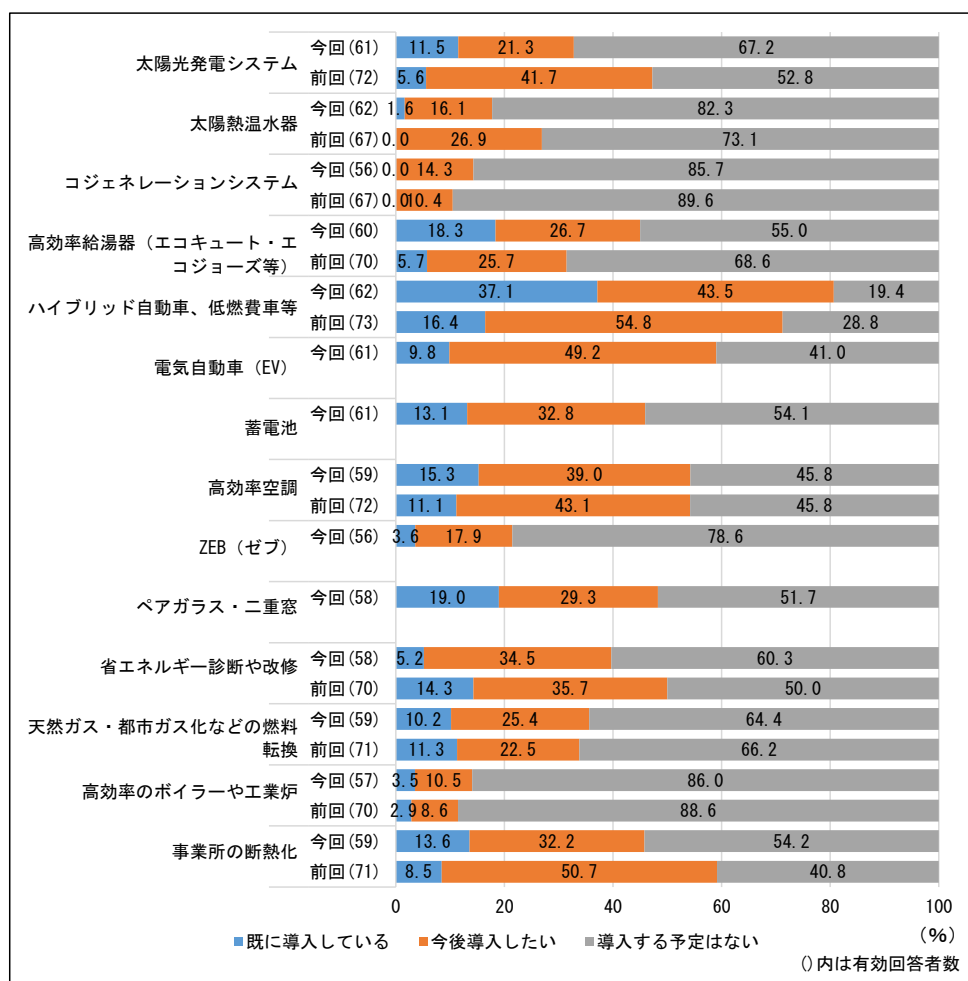
- 環境活動に取り組む理由としては「企業の社会的責任から」が78.0%と最も多くなりました。
- 前回と比較すると、「将来の規制を想定して対応を図っているため」、「行政の指導によるため」が増加しています。



■環境活動に取り組む理由

③再生可能エネルギーや省エネ機器・設備の導入状況

- 「ハイブリッド自動車、低燃費車等」を「既に導入している」割合は 37.1%と最も高く、「今後購入したい」と合わせると 80%以上の人が関心をもっています。
- 「太陽光発電システム」、「事業所の断熱化」を「既に導入している」割合は約 2 倍となりましたが、「今後導入したい」割合は大きく減少しています。
- 「コジェネレーションシステム」は前回、今回ともに「既に導入している」割合が 0%であり、「今後導入したい」割合も低くなっています。



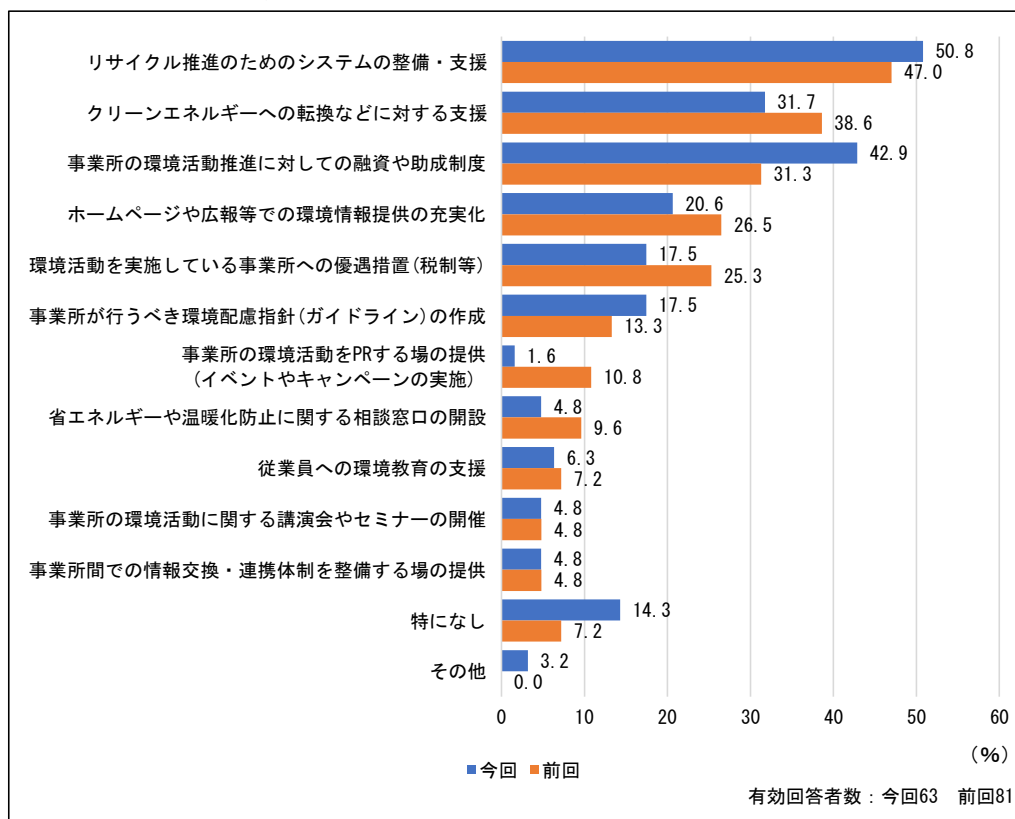
■再生可能エネルギー、省エネ機器・設備の導入状況

④省エネルギー化を実施する上での問題点

- 「費用がかかる」との回答が 71.4%と、金銭面での不安を抱えている事業者が大きな割合を占めました。
- 次いで、「手間や時間がかかる」が 28.6%となり、事業者への負担がかかることが、省エネルギー化を実施する上での課題となっています。

⑤環境問題への取組を進める上での市への要望

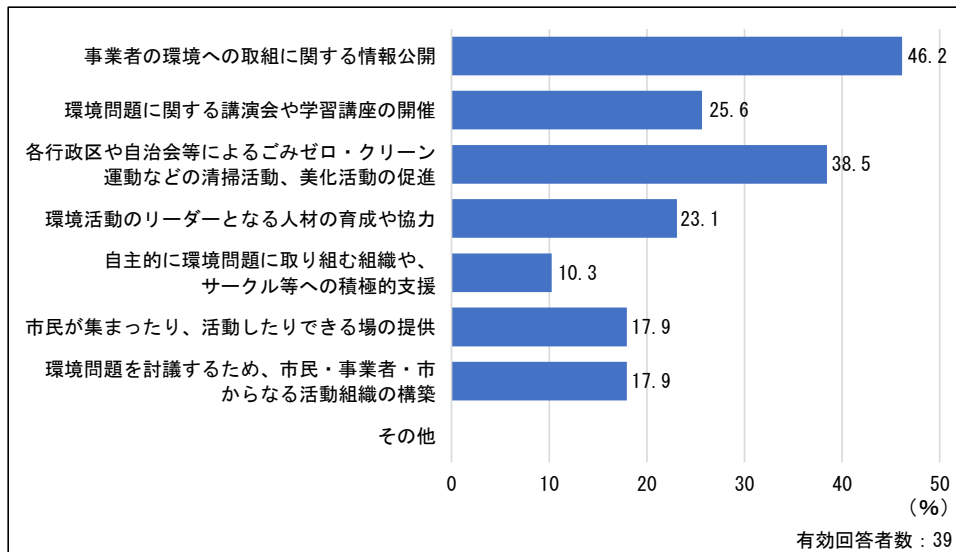
- 市への要望は「リサイクル推進のためのシステムの整備・支援」との回答は 50%を超え、多くの事業者がリサイクルを行う上での不満を感じています。
- 次いで、「事業所の環境活動推進に対しての融資や助成制度」が 42.9%となり、事業所にとって、活動に伴う出費が負担になっています。



■環境問題への取組を進める上での市への要望

⑥市民・事業者の連携による環境づくり

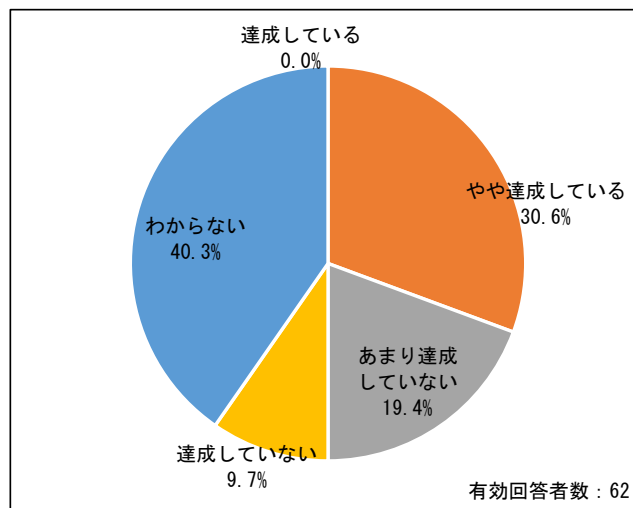
- 市民との連携による環境づくりへ参加の意欲を示した事業所は 69.6%であり、約 7 割の事業所が参加したいと回答しました。
- 参加するために市が取り組むべき活動は「事業者の環境への取組に関する情報公開」が 46.2%、次いで「各行政区や自治会等によるごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動、美化活動の促進」が 38.5%となりました。
- 一方、「まったく参加したいと思わない」は約 3 割となり、その理由としては「協力できる人員や資金が確保できないから」が最も多く、37.5%となりました。



■ 市民、事業者が環境づくりに参加するために市が取り組むべきこと

⑦環境像の達成状況

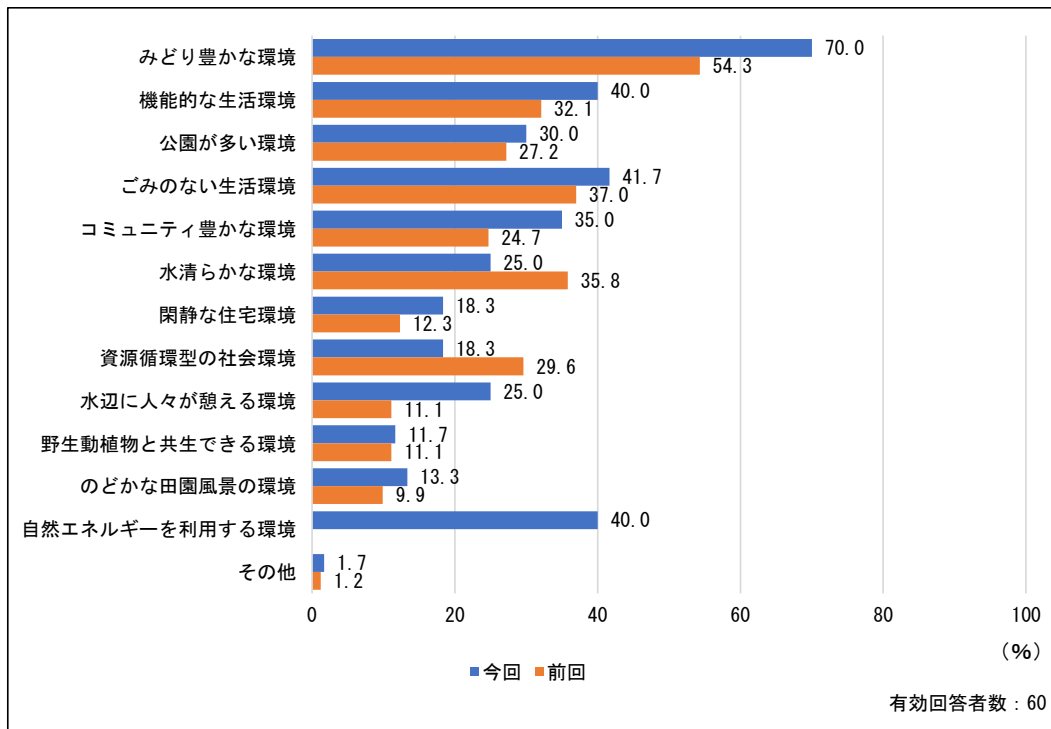
- 前計画の環境像「里山と小川 風と緑と生きものと 共に生きるまち」を「達成している」と回答した割合は 0%であり、「やや達成している」と回答した割合は 30.6%となりました。
- 一方、「達成していない」、「あまり達成していない」と回答した割合は 29.1%となり、「やや達成している」と回答した割合とほぼ同じ結果となりました。



■ 環境像の達成状況

⑧将来あるべき環境像

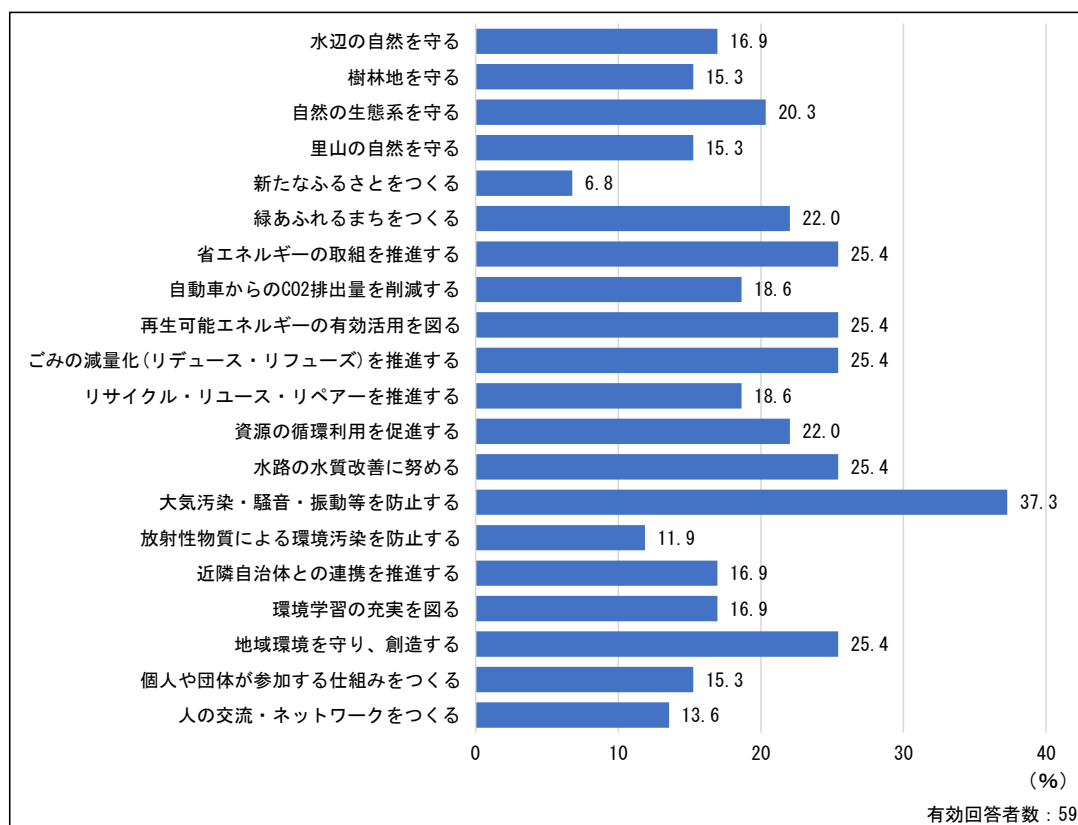
- 将来あるべき環境像は「みどり豊かな環境」が前回に引き続き最も多く、70.0%となりました。
- 次いで「ごみのない生活環境」が 41.7%であり、事業者として廃棄物の処理に関心がある企業が多く見られます。
- 「機能的な生活環境」、「自然エネルギーを利用する環境」は、市民アンケートの結果と同様に高い割合となっています。



■ 将来あるべき環境像

⑨重点的に取り組むべき環境基本計画の施策

- 重点的に取り組むべき施策は市民アンケートの結果と同様に「大気汚染・騒音・振動等を防止する」が37.3%と最も多く、生活環境の改善が求められています。
- 次いで、「省エネルギーの取組を推進する」、「再生可能エネルギーの有効活用を図る」、「ごみの減量化(リデュース・リフューズ)を推進する」、「水路の水質改善に努める」、「地域環境を守り、創造する」が25.4%となり、地球環境、資源環境、水環境に関する項目が重視されています。



■重点的に取り組むべき施策

(7) 事業者アンケート調査結果のまとめ

- ◆ 事業所が環境活動に取り組む理由として「企業の社会的責任から」が78%であり、多くの事業所が社会の一員として環境活動に取り組んでいます。
- ◆ また、「将来の規制を想定して対応を図っているため」、「行政の指導によるため」が前回調査よりも増加しています。このことから、環境行政の推進の効果と、それを契機とする将来を見据えた環境問題への対応を想定した取組を行っていく企業が多くなったことが伺えます。
- ◆ 省エネ機器等の導入状況について、「ハイブリッド自動車、低燃費車等」を「既に導入している」割合は37.1%と、前回から20%以上増加しており、身近なところからの導入が増加していますが、それ以外の多くの項目では導入予定がない企業が過半数となっています。
- ◆ 省エネルギー化を実施する上での問題点では、負担が大きくなることが主な原因となっており、導入促進のための制度（補助を含む）などの仕組みを構築していく必要があります。
- ◆ 環境問題への取組を進める上での市への要望でも、活動に対しての融資や助成制度が求められていることから、経済的な支援を行うことで、より多くの企業が積極的な取組を行うことができると考えられます。
- ◆ 市民・事業者の連携による環境づくりでは、「参加したいと思わない」最も大きな理由は「協力できる人員や資金が確保できないから」となっています。
- ◆ 将来あるべき環境像は、市民アンケートの結果と同様に、「みどり豊かな環境」が最も多くなっています。
- ◆ 重点的に取り組むべき課題は、市民アンケートと同様に「大気汚染・騒音・振動等を防止する」が最も多く、生活環境の改善が課題であると言えます。また、資源環境・地球環境の改善を望む声も多く、地球規模での環境問題に関心が高いことが伺えます。

10 用語集

あ行

愛知目標

戦略計画 2011-2020 で、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標。

アイドリングストップ

一時停止した際に、自動で自動車のエンジンが停止する機能のこと。停車中にガソリンを消費しないため、燃費の向上や燃料費の節約につながる。

一部事務組合

市町村等の事務の一部を共同処理するために設立された組合で、特別地方公共団体のこと。1 市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である等の理由で設立される。

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

市町村が定める、一般廃棄物の処理に関する計画。生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために策定する。

遺伝資源

DNA などの、生物がもつ、価値ある遺伝情報のこと。品種改良などに利用され、多様な遺伝資源の保全が持続可能な社会の構築には重要であるため、取り扱いにあたっては国際的な条約が定められている。

ウォームビズ

平成 17(2005)年から環境省が行っている冬期の地球温暖化対策のひとつ。暖房時の室温を 20℃(目安)で快適に過ごすライフスタイルを推奨している。

エコドライブ

環境に配慮した自動車運転方法。停車時にアイドリングをしない、運転時に急ハンドルを切らない、空吹かしをしない、無理な追い越しをしない、スムーズに加速・減速するなど、注意深い運転を行うこと。燃料消費を最大 10%ほど節約でき、二酸化炭素の排出を低減できる。

温室効果ガス

大気を構成する気体で、太陽エネルギーにより暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し再放出する気体。国連気候変動枠組条約では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 種類が温室効果ガスに定められている。

か行

カーシェアリング

1 台の自動車を複数人で共同使用できるサービス。短時間での利用であればレンタカーよりも安価で借りることができ、マイカーに比べ自動車の維持費も抑えられる。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質ゼロにすること。なお、排出量と吸収量は人為的なもののみを含む。

合併処理浄化槽

し尿と雑排水を処理し、公共下水道以外に放流するための設備・施設。これに対し、し尿だけを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。なお、平成 13 年の浄化槽法改正以降、合併処理浄化槽のことを浄化槽、単独処理浄化槽のことをみなし浄化槽と呼ぶ。

家庭エコ診断

家庭部門の温室効果ガス排出削減を進めるため、地球温暖化や省エネ家電などに関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭の実情に合わせて実行性の高い省CO₂・省エネ提案・アドバイスを行う制度のこと。

環境基準

環境基本法で、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定めている。これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境月間

環境省は、環境の日（6月5日、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められた）を含む6月を環境月間として、国民の環境保全への理解と関心を高めるために、各種の行事を実施している。

環境配慮行動

地球環境問題に対し、日々の生活や経済活動を委縮させることなく、積極的に環境保全に配慮した行動を行うこと。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組み。

気候変動

気温および気象パターンの長期的な変化のこと。温室効果ガスによる平均気温の上昇や、頻発する豪雨など、気候変動により様々な影響が及ぼされている

気候変動適応法

気候変動への適応に関する法律。経済・社会の持続的な発展を図るために、温室効果ガスの削減及び被害の防止・軽減に、関係者の連携・協働のもと一丸となって取り組むことが重要とされている。

京都議定書

気候変動枠組条約に基づき、平成9(1997)年12月に京都市で開かれた気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議）で議決された議定書。

きれいなまちづくり運動

本市が実施している市民や自治会などと協力して、身近な環境美化と保全を目的に実施しているまちづくり運動。

クールビズ

平成17(2005)年から環境省が行っている夏期の地球温暖化対策のひとつ。冷房時の室温を28℃（目安）で快適に過ごすライフスタイルを推奨している。

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さい製品を、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

コジェネレーションシステム

天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、燃料が本来持っているエネルギーの約75～80%と、高い総合エネルギー効率を実現できる。

さ行

再生可能エネルギー

永続的に利用することができるエネルギー源の総称。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く））等がある。

埼玉西部環境保全組合

鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町及び越生町の廃棄物を共同処理するために設立された一部事務組合。処理施設としては、埼玉西部クリーンセンター及び川角リサイクルプラザがある。

市街化区域

都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。農地や森林などを守る目的で設定される。

次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車等のこと。燃費がよく、環境にやさしい車とされている。

市民の森

都市緑地法の市民緑地制度を活用し、本市が指定している。樹林地等の貴重な緑について、地方公共団体が土地所有者と契約を締結し、市民が身近にふれあうことのできる場として開放している。

循環型社会

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。

食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。日本では年間 522 万 t の食品ロス（令和 2 年度推計値）が発生している。

ステークホルダー

活動に関係する人や機関のことで、利害関係者と呼ばれる。直接的な影響だけでなく、間接的な影響を受ける人も含まれる。

スマートホームデバイス

スマートホームシステムを構築するための機器のこと。IoT や AI を利用し、家電製品をスマホや音声で操作することができる家をスマートホームという。

スマートメーター

電力の使用量をデジタルで計測し、送信できる電力量計のこと。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりをいう。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。

た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称。様々な製品の製造工程や火山の噴火、森林火災などででき、一度できると分解されにくい。

脱炭素社会

温室効果ガスの排出量実質ゼロ（＝カーボンニュートラル）を実現した社会のこと。

地域気候変動適応計画

都道府県や市町村等が主体となって、その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画。

地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼす恐れがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの増加であり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。

地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされている。

地方公共団体実行計画は、大きく分けて2つの部分（「事務事業編」と「区域施策編」）から構成されている。

「事務事業編」は、地方公共団体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画を策定するもので、すべての地方公共団体において策定義務がある。

「区域施策編」は、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等の施策計画を策定するもので、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定義務がある。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受け、平成10（1998）年10月に国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

地球温暖化防止月間

平成9（1997）年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）を契機に、毎年12月を地球温暖化防止月間と定めている。国民、事業者、行政が一体となって地球温暖化防止を図ることを目的としている。

地産地消

「地域生産地域消費」や「地元生産地元消費」の略語で、地域で生産された農産物や水産物を、その地域で消費することをいう。近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりから、地場産業の活性化や輸送エネルギーの削減を目的に、地方自治体などによる地産地消の推進が行われている。

鶴ヶ島市地域防災計画

市の地域にかかる災害の発生を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに、災害の復旧を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画。

鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定される地球温暖化対策実行計画（事務事業編）であり、本市が行う事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等を図ることを目的としている。

低公害車

大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車であり、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車などがある。

典型7公害

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つの公害のこと。

道路・水辺のサポーター

本市における、市民と行政が協力して地域環境の向上を図り、且つ良好な地域コミュニティの形成に寄与することを目的にした制度。市が管理する道路及び水路において、ボランティアで美化・清掃活動等を行っている。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるものの中から指定されている。特定外来生物は、①飼育、栽培、保管及び運搬すること、②輸入すること、③野外へ放つ・植える及びまくこと、の3つが禁止されている。

都市計画区域

都市計画法に規定された、計画的なまちづくりを実施していく区域のこと。市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域の3つに区分される。

都市計画マスタープラン

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を示したもの。長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明らかにするための計画。

都市公園

都市公園法及び都市計画法において、「園路、広場、花壇、砂場、植物園、動物園、野外ステージ、プール、陳列館、売店、駐車場などを備えた敷地」と定められている。具体的には、国営公園、地方公共団体が設置する街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園等がある。

トップランナー制度

機械器具等のエネルギー消費効率の決め方の1つ。基準設定時に最も効率の優れているものをトップランナー基準とし、目標年度に基準を達成することを目標とする制度。令和4(2022)年時点で32種類の機器が制度の対象となっている。

な行

二酸化窒素

窒素の酸化物で、代表的な大気汚染物質。発生源はボイラーや自動車などの燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。

熱中症警戒アラート

危険な暑さが予想される場合に、「暑さ」への気づきをうながし熱中症への警戒を呼びかけるシステム。気温だけでなく、湿度や輻射熱を取り入れた指標を用いて、熱中症への注意喚起を行う。

農業振興地域

市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域のこと。農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としている。

は行

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

パリ協定

気候変動枠組条約に基づき、平成27(2015)年11月～12月にパリで開かれた気候変動枠組条約締約国会議で採択された協定。京都議定書の後継となるもので、途上国を含むすべての主要排出国が対象となっている。

不健全木

枯死、食害、曲がり、斜立、折れ等により倒木等のおそれがある樹木。

ま行

まちづくりポイント

市民の社会貢献活動や地域活動への参加を促進することを目的に、市主催事業や市民との協働で実施する事業等に市民が参加した際、発行するもの。貯まったまちづくりポイントは、100ポイントで100円分のまちづくりポイントクーポン券と交換することができ、クーポン券は公民館使用料やつるバス・つるワゴンの運賃などに使うことができる。

まちのクールオアシス

熱中症対策の一環として、埼玉県ではクールオアシスとして、県内の公共施設のほか県内企業に、外出時の一時休息所の設置や、熱中症についての情報発信拠点としての協力を呼びかけている。

緑のカーテン

植物を建物の窓を覆うように這わせることによって、太陽光の直射を避け、日陰をつくること。植物の葉からの気化熱の作用も働き、室温上昇の抑制を図ることが期待できる。

や行

有機栽培

化学肥料や遺伝子組み換え技術を使用せず、環境への影響をできるだけ低減した農産物の栽培方法。

遊休農地

現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性が低い土地及び、周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い土地。

ら行

ライフサイクルコスト

製品や構造物の計画段階から廃棄段階の一生にわたって発生する費用を合計したもの。この指標により環境への負荷を定量的に評価する手法をライフサイクルアセスメントという。

リターナブルびん

回収後、きれいに洗浄され、再び中身を詰めて商品化されるびんのこと。

レジリエンス

災害等が発生した際、元の状態に復元・復興する力のこと。

—— わ行 ——

ワンウェイプラスチック

一度だけ使われて廃棄されるプラスチック製品。

—— アルファベット ——

BAU 排出量

Business As Usual の略称で、今後追加的な対策をとらず現状のまま推移した場合の排出量のこと。

BEMS

ビルエネルギーマネジメントシステム (Building Energy Management System) のこと。建物全体でエネルギーを効率的に管理し、コストを削減するシステム。

BOD

微生物が水中の有機汚濁物質を分解するために必要とする酸素の量 (生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)) のことで、値が大きいほど水質汚濁は著しいとされる。酸素の mg/l、または ppm で表される。下水や産業排水の汚染度を酸素量で表現するとともに、これらが公共水域に放流された場合、水域で酸化、安定化するのに要する酸素量を示しており、水中の溶存酸素濃度を維持し、魚類などが生息できる良好な水環境管理のための重要な指標となっている。

DO

水中に溶解している酸素量 (溶存酸素量 (Dissolved Oxygen)) のことをいい、水の汚染度を示す指標として使われる。汚染度の高い水は、消費される酸素量が多くなるため、溶存酸素量が低くなる。

FEMS

工場エネルギーマネジメントシステム (Factory Energy Management System) のこと。工場全体でエネルギーを効率的に管理し、コストを削減するシステム。

HEMS

ホームエネルギーマネジメントシステム (Home Energy Management System) のこと。家庭のエネルギーを効率的に管理し、コストを削減するシステム。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略称で、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的に、世界気象機関 (WMO) 及び国連環境計画 (UNEP) により 1988 年に設立された政府間組織。世界中の科学者の協力の下、出版された文献 (科学誌に掲載された論文等) に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供している。

PDCA サイクル

品質改善や業務改善活動などで広く活用されるマネジメント手法の一つ。「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Act)」のプロセスを順に実施する。

pH

水素イオン濃度水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。pH が 7 のときに中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満では酸性を示す。

PPA モデル

電力販売契約 (Power Purchase Agreement) のこと。企業・自治体などが保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO₂ 排出の削減ができる。

SS

浮遊物質質量(Suspended Solids)の略称で、水の濁りの度合いを表す指標。魚類のえらを塞ぎ呼吸を妨げて窒息させる危険性や、太陽光線の透過を妨げ、藻類の同化作用を阻害させる等の影響がある。

ZEH・ZEB

Net Zero Energy House/Building の略称で、年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅/建物のこと。

数字

5R

Refuse(リフューズ: 断る)、Reduce(リデュース: 発生抑制)、Recycle(リサイクル: 再生利用)、Reuse(リユース: 再使用)、Repair(リペアー: 修理)の、Rで始まる5つの行動のこと。

30by30

2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。国立公園等の保護地域の拡充や、保護地域以外の場所で生物多様性保全に貢献する場所(OECM)の認定を行っていく。